和束町地域防災計画

令和 7 年（2025 年）3 月

和束町防災会議

一般計画編　第１編　総　則　目次

第１章　計画の方針 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の理念 1
　第３節　他の計画及び他法令に基づく計画との関係 3
　第４節　計画の修正 3
　第５節　計画の用語 3
　第６節　計画の習熟 4
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 5
　第１節　和束町 5
　第２節　京都府 5
　第３節　指定地方行政機関 6
　第４節　自衛隊（陸上自衛隊第４施設団） 9
　第５節　指定公共機関 9
　第６節　相楽中部消防組合消防本部 12
　第７節　指定地方公共機関 12
　第８節　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 13
第３章　町の概況 15
　第１節　自然条件 15
　第２節　社会条件 18
第４章　防災アセスメント 21
　第１節　風水害時の災害危険性 21

一般計画編　第２編　災害予防計画　目次

第１章　気象等予報計画 1
　第１節　一般の利用に適合する予報警報 1
　第２節　指定河川に対する洪水予報及び水防警報 18
　第３節　水防活動の利用に適合する予報警報 26
　第４節　各種の気象通報 27
　第５節　異常現象発見者通報制度 30
　第６節　予報警報等の伝達及び周知の方法 31
　第７節　雨量・水位情報 32
　第８節　京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 33
第２章　情報連絡通信網の整備計画 35
　第１節　現　況 35
　第２節　町と防災機関等の非常通信 36
第３章　河川防災計画 37
　第１節　現　況 37
　第２節　河川に係る防災計画 37
　第３節　ダムに係る防災計画 38
第４章　林地保全計画 40
　第１節　本町の危険箇所 40
　第２節　治山事業 40
　第３節　保安林の整備 40
　第４節　森林整備事業（造林事業） 41
　第５節　山地災害危険地区の周知等 41
第５章　土砂災害予防計画 42
　第１節　土砂災害における警戒避難体制 42
　第２節　土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム 44
　第３節　土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報 46
　第４節　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 47
　第５節　砂防対策計画 48
　第６節　土石流対策計画 48
　第７節　地すべり対策計画 49
　第８節　急傾斜地崩壊対策計画 49
第６章　道路防災計画 51
　第１節　道路及び橋梁改良事業 51
第７章　農業用施設防災計画 52
　第１節　ソフト対策 52
　第２節　大雨、洪水等の対策 52
　第３節　地震対策 53

第４節　人身事故防止対策 54
第８章　防災営農対策計画 55
第１節　計画の内容 55
第９章　建造物防災計画 56
第１節　建築物の防災対策 56
第２節　宅地造成防災対策 58
第 10 章　文化財防災計画 60
第１節　現　況 60
第２節　文化財の保全・指導内容 60
第３節　文化財保護対策 61
第４節　補助金及び融資 61
第 11 章　危険物等保安計画 62
第１節　危険物の予防対策 62
第２節　火薬類及び高圧ガス対策 63
第３節　毒物、劇物予防対策 64
第４節　原子力発電施設以外の放射性物質対策 65
第 12 章　消防組織整備計画 66
第１節　消防組織・体制の充実 66
第２節　消防力の充実強化 66
第３節　消防意識の啓発 67
第４節　相互応援協定 67
第５節　消防団員の教養訓練の促進 67
第 13 章　通信放送施設防災計画 68
第１節　通信施設の防災計画 68
第２節　放送施設の防災計画 69
第３節　倒木対策 70
第 14 章　電気施設防災計画 71
第１節　台風、洪水対策 71
第２節　雷害対策 71
第３節　雪害対策 72
第４節　地震対策 72
第５節　電気事故の防止 73
第６節　倒木対策 73
第 15 章　資材器材等整備計画 74
第１節　応急復旧資材確保計画 74
第２節　食料及び生活必需品の確保計画 75
第 16 章　防災知識普及計画 78
第１節　計画の内容 78
第２節　学校における防災教育 80

第 17 章　防災訓練・調査計画 82
　第１節　防災訓練計画 82
　第２節　防災調査計画 83
第 18 章　自主防災組織整備計画 84
　第１節　計画の方針 84
　第２節　地域における取り組み 84
　第３節　地区防災計画の作成 86
第 19 章　事業所等防災対策促進計画 87
　第１節　計画の方針 87
　第２節　事業所等における取り組み 87
第 20 章　社会福祉施設防災計画 91
　第１節　現　状 91
　第２節　予防対策 91
　第３節　補助金及び融資 91
第 21 章　交通対策及び輸送計画 93
　第１節　交通規制対策 93
　第２節　緊急通行車両等 93
第 22 章　医療助産計画 95
　第１節　医療救護活動のマニュアルの作成 95
　第２節　災害時に拠点となる医療施設 95
　第３節　基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院 95
　第４節　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害医療コーディネーター 96
　第５節　災害時における情報ネットワークの構築 96
　第６節　災害時搬送システムの確立 96
　第７節　地域レベルでの災害対策の強化 96
　第８節　住民に対する災害時初期対応の普及・啓発 96
　第９節　広域的応援体制の整備 97
　第 10 節　ドクターヘリの共同運用 97
第 23 章　要配慮者に係る対策計画 98
　第１節　要配慮者に係る支援体制の整備 98
　第２節　避難行動要支援者対策 98
　第３節　要配慮者の安全確保 102
　第４節　要配慮者の生活確保 102
　第５節　外国人の安全確保 102
第 24 章　廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画 104
　第１節　廃棄物処理等に係る施策 104
第 25 章　行政機能維持対策計画 105
　第１節　業務継続体制の向上 105
　第２節　防災中枢機能等の確保、充実 105
　第３節　各種データの整備保全 106

第４節　応援・受援体制の整備 106
第 26 章　ボランティアの登録・支援等計画 108
第１節　一般ボランティア 108
第２節　災害ボランティアに関する啓発 109
第 27 章　広域応援体制の整備計画 110
第１節　防災関係機関との応援体制の整備 110
第２節　消防受援体制の整備 110
第３節　救援活動拠点の確保 110
第４節　合同訓練の実施 110
第 28 章　上下水道施設防災計画 111
第１節　上水道施設等の防災計画 111
第２節　下水道施設の防災計画 111
第 29 章　学校等の防災計画 113
第１節　防災体制の整備 113
第２節　施設・設備等の災害予防対策 114
第３節　防災訓練等の実施 115
第４節　教育活動への配慮 115
第 30 章　避難に関する計画 116
第１節　避難の周知徹底 116
第２節　指定緊急避難場所等の指定及び避難経路の選定と確保 118
第３節　指定避難所、指定緊急避難場所の選定等に関する事項 121
第４節　避難所の管理に関する事項 122
第５節　避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項 122
第６節　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 123
第７節　防災上重要な施設の計画 124
第８節　孤立するおそれのある地区の対策に関する事項 124
第９節　避難情報の判断・伝達マニュアル 125
第 10 節　車中泊避難者への対応 131
第 31 章　観光客保護・帰宅困難者対策計画 132
第１節　基本方針 132
第２節　観光客・帰宅困難者への啓発 132
第３節　鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立 133
第４節　事業所等への要請 133
第５節　観光客への支援の検討 133
第 32 章　集中豪雨対策に関する計画 135
第１節　ソフト対策の推進・検討 135
第２節　総合的な集中豪雨対策の促進 135
第 33 章　り災証明書の発行体制の整備 136

一般計画編　第３編　災害応急対策計画　目次

第１章　災害対策本部等運用計画 1
　第１節　和束町災害警戒本部の設置及び閉鎖について 1
　第２節　和束町災害対策本部の設置及び閉鎖の基準 2
　第３節　和束町災害対策本部の組織等 2
　第４節　職務・権限の代理 3
第２章　動員計画 4
　第１節　災害警戒本部の動員 4
　第２節　災害対策本部の動員 4
第３章　通信情報連絡活動計画 7
　第１節　通信施設の現況 7
　第２節　災害情報、被害状況等の収集・報告 7
　第３節　通信手段の確保 11
第４章　災害広報広聴計画 13
　第１節　報道機関に対する発表 13
　第２節　放送の要請 13
　第３節　関係機関の相互協力 13
　第４節　住民への広報要領 13
　第５節　広聴活動 14
第５章　災害救助法の適用計画 15
　第１節　災害救助法の適用基準 15
　第２節　被災世帯の算定基準 15
　第３節　活動計画 17
　第４節　応急救助の実施 17
第６章　消防活動計画 19
　第１節　消防組織計画 19
　第２節　設備機器材の配備 19
　第３節　警報発令伝達計画 19
　第４節　情報計画 19
　第５節　火災警防計画 20
　第６節　救助、救急活動 21
　第７節　相互応援計画 21
第７章　水防計画 22
　第１節　水防活動体制 22
　第２節　情報の収集及び警戒体制の確立 22
　第３節　水防用資材の位置及び輸送等 23
　第４節　水防活動に関する諸規定 23
　第５節　水防活動 25

第８章　避難に関する計画 27
第１節　計画の方針 27
第２節　避難指示等 27
第３節　避難の周知徹底 30
第４節　避難の誘導及び移送等 31
第５節　避難所の開設等 32
第６節　避難者健康対策 36
第７節　二次災害の防止 39
第８節　広域避難 39
第９節　広域一時滞在 40
第 10 節　被災者への情報伝達活動 41
第 11 節　住民等からの問合せへの対応 41
第 12 節　車中泊避難者等への対応 41
第９章　観光客保護・帰宅困難者対策計画 43
第１節　計画の内容 43
第 10 章　食料供給計画 44
第１節　実施責任者 44
第２節　食料供給の実施方法 44
第３節　給食に必要な米穀の確保 45
第４節　その他食品の調達 46
第５節　災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準 46
第６節　家畜飼料の確保 46
第７節　孤立地区への物資支援 47
第 11 章　生活必需品等供給計画 48
第１節　実施責任者 48
第２節　物資調達計画等 48
第３節　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領 50
第４節　暴利行為等の取締り 50
第５節　孤立地区への物資支援 50
第 12 章　給水計画 51
第１節　実施責任者 51
第２節　事前措置 51
第３節　飲料用水の確保 52
第４節　応急給水の水源 52
第５節　応急給水用資機材の確保 52
第６節　応急給水方法 52
第７節　災害救助法による飲料水の供給 53
第 13 章　住宅対策計画 54
第１節　被災住宅に対する措置 54
第２節　応急仮設住宅 55

第３節　住宅の応急修理 56
第４節　建築資材の調達 56
第 14 章　医療助産計画 57
第１節　実施責任者 57
第２節　医療及び助産の対象者 57
第３節　医療及び助産の実施 57
第４節　救護所の開設 58
第５節　医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法 58
第６節　医療品等の調達 58
第７節　災害救助法による医療基準 58
第８節　災害救助法による助産基準 59
第 15 章　保健衛生、防疫及び遺体の処置等活動計画 60
第１節　防疫及び保健衛生計画 60
第２節　し尿処理対策計画 62
第３節　遺体の捜索、処置及び埋火葬計画 63
第 16 章　救出救護計画 67
第１節　救出救護の対象 67
第２節　救出救護の方法 67
第３節　安否不明者の公表 67
第４節　活動拠点の確保 67
第５節　資機材等の調達等 67
第６節　活動の調整 68
第７節　惨事ストレス対策 68
第８節　災害救助法による救出の基準 68
第９節　関係機関への要請 68
第 17 章　障害物除去計画 69
第１節　実施責任者 69
第２節　住宅関係障害物除去（災害救助法を適用した場合の基準） 69
第３節　道路関係障害物除去 69
第 18 章　廃棄物処理計画 70
第１節　平常時における清掃能力 70
第２節　災害時の措置 70
第 19 章　文教応急対策計画 73
第１節　実施責任者 73
第２節　情報の収集・伝達 73
第３節　施設・設備の緊急点検等 73
第４節　学校等における安全対策 74
第５節　休校等の措置 74
第６節　学用品の調達及び配分 75
第７節　学校給食対策 76

第８節　児童生徒等の転入学に関する措置 76
第９節　教職員の補充確保 76
第 10 節　学校等における保健衛生及び危険物等の保安 76
第 11 節　被災者の救護活動への連携・協力 76
第 20 章　輸送計画 77
第１節　実施責任者 77
第２節　輸送力の確保 77
第３節　緊急通行車両の取り扱い 78
第４節　災害救助法による輸送基準 78
第５節　人員及び救助物資等の輸送 78
第 21 章　交通規制に関する計画 79
第１節　実施責任者 79
第２節　実施方法 79
第３節　緊急輸送道路の指定 81
第 22 章　危険物等応急対策計画 82
第１節　危険物製造所等応急措置計画 82
第２節　火薬類保管施設応急措置計画 82
第３節　高圧ガス貯蔵施設応急措置計画 83
第４節　毒物劇物保管施設措置計画 83
第５節　原子力以外の放射性物質応急対策 84
第 23 章　通信・放送施設応急対策計画 85
第１節　通信施設応急対策計画 85
第２節　放送施設応急対策計画 85
第 24 章　電気・上下水道施設応急対策計画 87
第１節　電気施設応急対策計画 87
第２節　上下水道施設応急対策計画 88
第 25 章　農林関係応急対策計画 90
第１節　農地、農業用施設 90
第２節　林業用施設 90
第３節　治山施設 90
第 26 章　労務供給計画 91
第１節　労働者の業務範囲 91
第２節　労働者の雇上げ 91
第３節　費用の負担 91
第 27 章　自衛隊災害派遣要請計画 92
第１節　災害派遣要請基準 92
第２節　災害派遣要請要領 92
第３節　災害派遣部隊の活動内容 93
第４節　経費の負担区分 95
第５節　撤収の要請 95

第 28 章　職員派遣要請計画 96
　第１節　府に対する応援要請 96
　第２節　その他団体及び機関への応援要請 96
　第３節　受入体制の整備 96
第 29 章　義援金品受付配分計画 97
第 30 章　社会福祉施設応急対策計画 98
　第１節　計画の内容 98
　第２節　施設の復旧 98
第 31 章　要配慮者に係る対策計画 100
　第１節　実施責任者 100
　第２節　災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 100
　第３節　高齢者に係る対策 100
　第４節　障がい者に係る対策 101
　第５節　乳幼児に係る対策 101
　第６節　妊婦に係る対策 102
　第７節　外国人に係る対策 102
第 32 章　環境保全に関する計画 103
　第１節　環境影響の応急及び拡大防止措置 103
第 33 章　ボランティア受入計画 104
　第１節　一般ボランティアの受付及び調整 104
　第２節　一般ボランティアに対する支援 105
　第３節　専門ボランティアの受け入れ 105
第 34 章　文化財等の応急対策計画 106
第 35 章　り災証明書の発行計画 107
　第１節　り災証明の対象 107
　第２節　被害家屋調査 107
　第３節　り災台帳の作成 107
　第４節　り災証明書の発行 108
　第５節　再調査の申し出と再調査の実施 108
　第６節　り災証明に関する広報 108
第 36 章　応援受援計画 109
　第１節　応援計画 109
　第２節　受援計画 109
第 37 章　社会秩序の維持に関する計画 110
　第１節　関係機関の緊密な情報交換 110
　第２節　町の活動 110
第 38 章　原子力災害対策計画 111
　第１節　基本方針 111
　第２節　応急対策 111
　第３節　広域避難者（広域一時滞在者）への対応 112

一般計画編　第４編　災害復旧・復興計画　目次

第１章　生活確保対策計画 1
　第１節　職業あっせん計画 1
　第２節　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 1
　第３節　融資計画 1
　第４節　災害弔慰金支給計画 3
　第５節　被災者生活再建支援金支給計画 3
　第６節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画 5
　第７節　郵便の特例措置 5
　第８節　り災証明書の交付 6
　第９節　被災者台帳の作成 6
第２章　公共土木施設復旧計画 7
　第１節　災害査定の早期実施 7
　第２節　災害復旧事業計画 7
　第３節　再度災害の防止 7
第３章　農林水産業施設災害復旧計画 9
　第１節　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 9
　第２節　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 10
　第３節　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 11
第４章　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 12
　第１節　国による財政措置 12
　第２節　農林業関係融資 12
第５章　住宅復興計画 16
　第１節　一般民間住宅 16
　第２節　災害公営住宅の整備 16
第６章　中小企業復興計画 19
　第１節　計画の内容 19
第７章　風評被害対策 20
第８章　文教復旧計画 21
　第１節　学校等の施設の復旧計画 21
　第２節　教育活動の再開 21
第９章　文化財等の復旧計画 23
第 10 章　激甚災害の指定に関する計画 24
　第１節　激甚災害に関する調査 24
第 11 章　水道復旧計画 25
　第１節　復旧事業 25
第 12 章　災害復興対策計画 26
　第１節　計画の方針 26
　第２節　復興方針の策定等 26

震災対策計画編　第１編　総　則　目次

第１章　計画の方針 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の理念 1
　第３節　計画の修正 2
　第４節　計画の用語 2
　第５節　計画の周知徹底 2
　第６節　計画の運用 2
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3
　第１節　和束町 3
第３章　町の概要 4
　第１節　京都府域における地震活動 4
第４章　震災の想定 13
　第１節　地震の発生場所及び地震の規模の想定 13
　第２節　被害予測 16

震災対策計画編　第２編　災害予防計画　目次

第１章　建造物・公共施設等安全確保計画 1
　第１節　建築物の震災対策計画 1
　第２節　電気施設防災計画 3
　第３節　上下水道施設防災計画 4
　第４節　学校等の防災計画 5
　第５節　都市公園施設防災計画 5
　第６節　通信放送施設防災計画 6
　第７節　道路及び橋梁防災計画 6
　第８節　河川施設防災計画 6
　第９節　砂防及び治山施設防災計画、地すべり・急傾斜地防災計画 7
　第 10 節　ため池等防災計画 7
　第 11 節　危険物等施設防災計画 8
　第 12 節　農地農業用施設の防災計画 9
　第 13 節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画 9
第２章　情報連絡通信網の整備計画 11
第３章　地震に関する情報の伝達計画 12
　第１節　地震に関する情報 12
　第２節　緊急警報放送システムの活用 15
第４章　医療助産計画 16
第５章　消防予防計画 17
　第１節　出火防止、初期消火対策 17
　第２節　火災拡大防止計画 17
　第３節　相互応援協定 18
　第４節　応援要請連絡系統図 18
第６章　避難に関する計画 20
第７章　交通対策及び輸送計画 20
第８章 災害応急対策物資確保計画 20
第９章　要配慮者に係る対策計画 20
第 10 章　廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画 20
第 11 章　文化財防災計画 21
第 12 章　学校等の防災計画 21
第 13 章　防災訓練計画 22
　第１節　大規模地震に対応した訓練 22
第 14 章　住民及び自主防災組織活動計画 23
　第１節　計画の内容 23
第 15 章　防災知識普及計画 24
第 16 章　事業所等防災対策促進計画 25

第 17 章　ボランティアの登録・支援等計画 26
第 18 章　行政機能維持対策計画 26
第 19 章　広域応援体制の整備計画 26
第 20 章　震災に対する調査研究 27
　第１節　災害予防に関する調査研究 27
　第２節　火災の防止に関する調査研究 27
　第３節　避難の安全確保に関する調査研究 28
第 21 章　観光客保護・帰宅困難者対策計画 29
第 22 章　り災証明書の発行体制の整備 29

震災対策計画編　第３編　災害応急対策計画　目次

第１章　災害対策本部等運用計画 1
　第１節　和束町災害警戒本部 1
　第２節　和束町災害対策本部 2
　第３節　和束町災害対策本部の組織等 2
　第４節　職務・権限の代理 3
　第５節　初動体制の方針 3
第２章　動員計画 4
　第１節　災害警戒本部の動員 4
　第２節　災害対策本部の動員 4
第３章　通信情報連絡活動計画 7
　第１節　通信施設の現況 7
　第２節　災害情報、被害状況等の収集・報告 7
　第３節　通信手段の確保 11
第４章　災害広報広聴計画 12
第５章　災害救助法の適用計画 12
第６章　消防活動計画 13
　第１節　地震発生時の消防活動の基本方針 13
　第２節　消防団の初動体制 13
第７章　水防計画 15
　第１節　水防組織 15
　第２節　水防活動 15
第８章　避難に関する計画 16
　第１節　避難所の開設 16
第９章　観光客保護・帰宅困難者対策計画 18
第 10 章　食料及び生活必需品等供給計画 19
　第１節　食料の確保 19
　第２節　避難所における供給計画 19
　第３節　物資の集積場所 19
第 11 章　給水計画 20
第 12 章　施設の応急対策に関する計画 21
　第１節　公共土木施設応急対策計画 21
　第２節　地震被災建築物応急危険度判定 21
　第３節　被災宅地危険度判定 23
　第４節　住　宅 23
　第５節　危険物施設等 23
　第６節　鉄道施設応急対策計画 24
　第７節　通信・放送施設 24

第８節　電気・上下水道施設 24
第９節　農林水産施設 25
第 10 節　社会福祉施設 25
第 13 章　医療助産計画 26
第 14 章　保健衛生、防疫及び遺体の処置等活動計画 26
第 15 章　救出救護計画 26
第 16 章　災害地の応急対策に関する計画 26
第１節　障害物除去計画 26
第２節　公共土木施設 26
第 17 章　文教応急対策計画 27
第１節　事前計画の策定が必要な事項 27
第 18 章　輸送計画 28
第１節　輸送路の確保 28
第２節　府へのあっせん要請 28
第 19 章　交通規制に関する計画 29
第 20 章　労務供給計画 29
第 21 章　自衛隊災害派遣要請計画 29
第 22 章　職員派遣要請計画 29
第 23 章　義援金品受付配分計画 29
第 24 章　要配慮者に係る対策計画 29
第 25 章　環境保全に関する計画 30
第 26 章　ボランティア受入計画 30
第 27 章　文化財等の応急対策計画 30
第 28 章　り災証明書の発行計画 30
第 29 章　応援受援計画 30
第 30 章　社会秩序の維持に関する計画 30

震災対策計画編　第４編　災害復旧・復興計画　目次

第１章　生活確保対策計画 1
第２章　住宅復興計画 1
第３章　中小企業復興計画 1
第４章　風評被害対策 1
第５章　公共土木施設復旧計画 1
第６章　農林水産業施設災害復旧計画 1
第７章　文教復旧計画 2
第８章　文化財等の復旧計画 2
第９章　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 2
第 10 章　水道復旧計画 2
第 11 章　激甚災害の指定に関する計画 2
第 12 章　災害復興対策計画 2

震災対策計画編　第５編　南海トラフ地震防災対策推進計画　目次

第１章　総　則 1
　第１節　計画の方針 1
　第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3
第２章　地域における防災力の向上 4
　第１節　町のとるべき措置 4
　第２節　住民等のとるべき措置にかかる対策 5
第３章　地震防災上必要な教育及び広報 6
　第１節　教育・指導 6
　第２節　広　報 7
第４章　防災訓練 9
第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等 10
第６章　災害に強い安全なまちづくりの推進 11
　第１節　住宅及び公共施設等の耐震化の推進 11
　第２節　文化財保護対策の実施 11
　第３節　長周期地震動対策の推進 12
　第４節　南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止 12
　第５節　帰宅困難者対策の推進 12
第７章　関係者との連携協力の確保 13
　第１節　広域防災体制の確立 13
　第２節　南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応 13
　第３節　防災体制に関する事項 14

和束町地域防災計画

【一 般 計 画 編】

令和 7 年（2025 年）3 月

和束町防災会議

第１編　総　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、和束町防災会議が定める風水害対策に係る総合的かつ基本的な計画であり、町民の生命・財産等を風水害、その他の大規模な災害及び事故から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

１　和束町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び和束町の概況と風水害時の災害危険性

２　気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画

３　災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画

４　被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画

５　その他必要な事項

第２節　計画の理念

第１　防災ビジョンの位置づけ

災害は、単なる自然現象ではない。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることは可能である。

災害対策の目的は、町民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することにある。総合的・長期的な地域づくり施策を視座にいれながら、どのような理念で町の防災対策を進めるかを示したのが防災ビジョンである。

第２　防災ビジョン

１　防災の基本理念

人間尊重のまちづくりと豊かな自然環境を大切にし、積極的な防災のまちづくりを推進することを基本理念とし、以下のとおり防災のまちづくりビジョンを設定する。

《防災のまちづくりビジョン》
安全で安心できるまちづくり

２　防災の基本方針

基本理念及び防災のまちづくりビジョンを踏まえ、次に掲げる４項目を防災の基本方針とする。

(1)　災害に強いまちづくりを推進する。

町民の生命を守り、財産を保護することを基本として、防災の観点から、まちの整備を計画的に推進する。

- 災害を未然に防ぐ
- 災害を拡大させない
- 災害に対して安全な空間・施設の確保

さらに、災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より住民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進する。

(2)　行政・町民・地元企業が連携して防災対策を推進する。

災害対策の実施に当たって、国、府、町及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、府、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の防災対策を推進する。

- 行政・町民・地元企業の間の防災に関する情報の相互提供
- 町民・地元企業を中心とした自主防災組織の育成強化及び地元消防団との連携
- 町民に対する「自分の生命・財産は自分で守る」という防災思想の啓発と防災知識の普及・啓発

(3)　災害時に即応できる組織・体制の整備を図る。

災害時において町の役割を的確に果たすため、町内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関連機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

- 災害対策本部の強化
- 広域的な防災体制の連携強化
- 災害時の情報収集・発信体制の整備と強化

(4)　要配慮者を中心に据えた防災対策を進める。

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した、きめ細かな防災対策の推進を図る。

- 災害時の的確な情報の提供
- 避難誘導、救援・救護の体制の確立

第３節　他の計画及び他法令に基づく計画との関係

第１　京都府地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、京都府地域防災計画を基準とし策定する。

第２　和束町総合計画との関係

本計画は、令和 12 年度を目標年として策定されている和束町第５次総合計画を基本とし、防災施策を長期的・総合的なまちづくり計画や事業と関連させる。

第４節　計画の修正

和束町防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

また、修正の内容については、速やかに町の広報等により町民や関係機関に周知する。

第５節　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	災　対　法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
２	救　助　法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
３	府	京都府
４	府防災計画	京都府地域防災計画
５	町防災計画	和束町地域防災計画
６	本　　部	和束町災害対策本部
７	要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者
８	避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者
９	指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の４から第 49 条の６まで及び第 49 条の８関係）

１０	指定避難所	避難のための立ち退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。（災害対策基本法第 49 条の７関係）

第６節　計画の習熟

和束町防災会議を中心として、各部局及び関連機関は平常時から訓練や学習等の方法により本計画の習熟に努めるとともに、本計画を防災活動の指針として、町民、町職員、学校教育関係者、防災上重要な施設管理者、自主防災組織等へ周知徹底に努める。

第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第１節　和束町

(1)　町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
(2)　防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3)　災害に関する予警報の連絡
(4)　災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
(5)　防災思想の普及及び防災訓練の実施
(6)　自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
(7)　指定緊急避難場所及び指定避難所、指定福祉避難所の指定
(8)　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令・伝達
(9)　災害の防除と拡大の防止
(10)　救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
(11)　避難所における良好な生活環境の確保
(12)　災害応急対策及び復旧資材等の確保
(13)　被災企業等に対する融資等の対策
(14)　被災した町施設の応急対策
(15)　食料品、飲料水、医薬品、衛生用品等の生活必需品の確保
(16)　災害時における文教対策
(17)　災害対策要員等の動員
(18)　災害時における交通、輸送の確保
(19)　被災施設の復旧
(20)　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(21)　被災者の援護を図るための措置
(22)　前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第２節　京都府

１　京都府山城広域振興局

(1)　京都府山城広域災害対策支部に関する事項
(2)　防災に関する組織の整備と訓練
(3)　災害に関する予警報の連絡
(4)　町、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
(5)　災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報

(6)　被災企業等に対する融資等の対策
(7)　被災者の救助保護

２　京都府山城南土木事務所

(1)　災害に関する予警報の連絡
(2)　河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
(3)　情報提供、水防資材の整備などによる水防活動の支援
(4)　被災公共土木施設の災害復旧

３　京都府山城南保健所

(1)　防疫用薬品の確保
(2)　医療救護、防疫対策
(3)　医療機関の被害状況調査及び応急対策

４　京都府山城教育局

(1)　災害時における文教対策
(2)　本町が処理する事務、業務、事業の指導調整、指示及びあっせん等

５　京都府木津警察署

(1)　災害に関する情報収集及び広報
(2)　被災者の救出救助及び避難措置
(3)　被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
(4)　被災地及びその周辺の交通規制
(5)　危険物の保安措置
(6)　災害警備用資機材の整備充実

第３節　指定地方行政機関

１　近畿管区警察局

(1)　管区内警察の指導調整に関すること
(2)　他管区警察局との連携に関すること
(3)　関係機関との協力に関すること
(4)　情報の収集及び連絡に関すること
(5)　警察通信の運用に関すること

２　近畿財務局

(1)　公共土木等被災施設の査定の立会
(2)　地方公共団体に対する災害融資
(3)　国有財産の無償貸付等
(4)　災害時における金融機関の緊急措置の指示

３　近畿厚生局

(1)　救護等に係る情報の収集及び提供

４　近畿農政局

(1)　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
(2)　農業関係被害情報の収集報告
(3)　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
(4)　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導
(5)　管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
(6)　土地改良機械の緊急貸付
(7)　食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
(8)　災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

５　近畿中国森林管理局

(1)　国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
(2)　国有林における予防治山施設による災害予防
(3)　国有林における荒廃地の復旧
(4)　災害対策用資材の供給

６　近畿経済産業局

(1)　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
(2)　被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
(3)　電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
(4)　生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

７　中部近畿産業保安監督部　近畿支部

(1)　電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
(2)　鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

８　近畿運輸局

(1)　所管する交通施設及び設備の整備についての指導
(2)　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
(3)　災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
(4)　災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
(5)　特に必要があると認める場合の輸送命令
(6)　災害時における交通機関利用者への情報の提供

９　近畿地方整備局

(1)　国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
(2)　応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
(3)　国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
(4)　指定河川の洪水予報及び水防警報の発表並びに伝達に関すること
(5)　災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
(6)　国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
(7)　国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること

(8)　災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10　大阪航空局大阪空港事務所

(1)　空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安

(2)　遭難航空機の捜索及び救助

11　国土地理院近畿地方測量部

(1)　災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること

(2)　地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

12　大阪管区気象台（京都地方気象台）

(1)　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表

(2)　気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達及び解説

(3)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(4)　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

(5)　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

13　近畿総合通信局

(1)　電波及び有線電気通信の監理

(2)　非常時における重要通信の確保

(3)　非常通信協議会の育成指導

(4)　非常通信訓練の計画及びその実施訓練

(5)　防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導

(6)　災害対策用移動通信機器等の貸し出し

(7)　情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14　京都労働局

(1)　産業災害予防対策

(2)　業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施

(3)　災害応急対策に必要な労働力の確保

15　近畿地方環境事務所

(1)　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること

(2)　特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第４節　自衛隊（陸上自衛隊第４施設団）

(1)　災害の予防及び災害応急対策の支援

第５節　指定公共機関

１　西日本電信電話株式会社（京都支店）

(1)　災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
(2)　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
(3)　災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
(4)　災害を受けた通信設備の早期復旧
(5)　災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

２　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1)～(5)　（同上）

３　株式会社ＮＴＴドコモ関西支社

(1)～(5)　（同上）

４　ＫＤＤＩ株式会社

(1)～(5)　（同上）

５　ソフトバンク株式会社

(1)～(5)　（同上）

６　楽天モバイル株式会社

(1)～(5)　（同上）

７　日本赤十字社（京都府支部）

(1)　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
(2)　災害時における被災者の救護保護
(3)　災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
(4)　義援金の募集及び義援品の募集・配分

８　西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、大阪支社）

(1)　鉄道施設等の保全
(2)　災害時における救助物資及び避難者の輸送
(3)　ＪＲ通信施設の確保と通信連絡の協力

９　日本放送協会（京都放送局）

(1)　住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
(2)　住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3)　社会事業団等による義援金品の募集配分

10　関西電力送配電株式会社

(1)　電力供給施設等の整備と防災管理
(2)　災害時における電力供給
(3)　被災施設の応急対策及び復旧

11　日本銀行（京都支店）

(1)　通貨の円滑な供給の確保
(2)　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

12　西日本高速道路株式会社

(1)　高速道路の保全
(2)　高速道路の応急対策及び災害復旧

13　日本通運株式会社（京都支店）

(1)　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

14　福山通運株式会社

(1)　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

15　佐川急便株式会社

(1)　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

16　ヤマト運輸株式会社

(1)　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

17　西濃運輸株式会社

(1)　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

18　独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）

(1)　ダム施設等の整備と防災管理

19　日本郵便株式会社（京都中央郵便局）

(1)　災害時における郵便物の送達の確保
(2)　被災地あて救助用郵便物の料金免除
(3)　被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(4)　被災者が差し出す郵便物の料金免除
(5)　郵便局の窓口業務の維持

20　岩谷産業株式会社

(1)　災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのＬＰガスの緊急搬送

21　アストモスエネルギー株式会社

(1)　（同上）

22　株式会社ジャパンガスエナジー

(1)　（同上）

23　ＥＮＥＯＳグローブ株式会社

(1)　（同上）

24　ジクシス株式会社

(1)　（同上）

25　出光興産株式会社

(1)　石油製品の被災地域への緊急輸送

26　太陽石油株式会社

(1)　（同上）

27　コスモ石油株式会社

(1)　（同上）

28　ＪＸＴＧエネルギー株式会社

(1)　（同上）

29　イオン株式会社

(1)　支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

30　ユニー株式会社

(1)　（同上）

31　株式会社セブン-イレブン・ジャパン

(1)　支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

(2)　帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

32　株式会社ローソン

(1)　（同上）

33　株式会社ファミリーマート

(1)　（同上）

34　一般社団法人全国建設業協会

(1)　応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

35　一般社団法人日本建設業連合会

(1)　公共建築物への応急危険度判定士の派遣

(2)　応急復旧工事の実施

(3)　資機材等の調達・運搬

(4)　その他の役務・情報提供

36　一般社団法人全国中小建設業協会

(1)　応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第６節　相楽中部消防組合消防本部

(1)　消防施設・消防体制の整備
(2)　救急及び救助施設・体制の整備
(3)　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
(4)　災害に関する情報収集及び広報
(5)　防災知識の啓発
(6)　負傷者等の救急・救助活動
(7)　火災発生時の消火活動
(8)　水防活動の協力・援助
(9)　被災者の援助・救援
(10)　被害に関する通信連絡及び調査
(11)　火災のり災証明の発行

第７節　指定地方公共機関

１　株式会社京都放送

(1)　住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
(2)　住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3)　社会事業団等による義援金品等の募集配分

２　一般社団法人京都府医師会

(1)　災害時における医療救護の実施

３　株式会社エフエム京都

(1)　住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
(2)　住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3)　社会事業団等による義援金品等の募集配分

４　関西鉄道協会

(1)　協会所属各社との連絡調整

５　近畿日本鉄道株式会社

(1)　鉄道施設等の保全
(2)　災害時における救助物資及び避難者の輸送
(3)　通信施設の確保と通信連絡の協力

６　一般社団法人京都府バス協会

(1)　協会所属各社との連絡調整

７　一般社団法人京都府トラック協会

(1)　（同上）

８　一般社団法人京都府ＬＰガス協会

(1)　液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保

(2)　災害時における液化石油ガスの供給確保

(3)　協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

９　公益社団法人京都府看護協会

(1)　災害時における医療救護の実施

(2)　避難所における避難者の健康対策

10　一般社団法人京都府薬剤師会

(1)　災害時における医療救護に必要な医薬品の提供

(2)　調剤業務及び医薬品の管理

11　一般社団法人京都府歯科医師会

(1)　避難所における避難者の健康対策

(2)　遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

第８節　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

１　土地改良区

(1)　水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理

(2)　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

(3)　たん水の防排除施設の整備と活動

２　自動車運送機関

(1)　安全輸送の確保

(2)　災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

３　報道機関

(1)　住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2)　住民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3)　社会事業団等による義援金品等の募集配分

４　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

(1)　共同利用施設の災害応急対策及び復旧

(2)　被災組合員に対する融資又はあっせん

(3)　生産資材等の確保又はあっせん

５　病院等経営者

(1)　避難施設の整備と避難の訓練

(2)　災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

６　金融機関

(1)　被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

７　学校法人

(1)　避難施設の整備と避難の訓練

(2)　災害時における応急教育対策

(3)　被災施設の復旧

８　液化石油ガス取扱機関

(1)　液化石油ガスの防災管理

(2)　災害時における液化石油ガスの供給

９　京都府石油商業組合組合員給油所

(1)　緊急輸送車両等への優先的な給油

(2)　帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第３章　町の概況

和束町は、京都府の南部に位置し、京都市街地より南へ約30km、奈良市街地より北へ約15km、大阪市街地より東へ約40kmの距離にある。町域の北は滋賀県甲賀市、京都府宇治田原町に、南は同府木津川市、笠置町、南山城村に、西は同府木津川市、井手町に接し、東西約15km、南北約10km、総面積64.93㎢である。

和束町の位置及び面積等を下表に示す。

和束町の位置及び面積

町役場の位置		東西	南北	面積	海抜（m）	
東経	北緯	(km)	(km)	(㎢)	最高	最低
135°54’	34°47’	15.2	10.2	64.93	682.0	47.0

第１節　自然条件

第１　地　形

１　河　川

和束町には、淀川水系木津川の支流にあたる和束川が町域中央を北東から南西にかけて蛇行しながら流下する。

和束川には北から小合谷川、大淵川、清水谷川、小瀬川、中村川、南川等の支流河川が合流する。また、町の南端部には木津川が流れ、２km 程が町域に含まれる。

２　地　形

地形は概略して、次のように区分できる。

(1)　山地地域

町域の大半を占め、町内最高峰の鷲峰山（682m）を含む北西側の山地部は 400～600mと比較的起伏量が大きく、その他は起伏量 200～400mの比較的緩やかな山地である。

地形が急峻であることからほとんどが山林として利用されているが、一部茶畑にも利用されている。

(2)　丘陵地域

和束川を中心として東西の山地部と河川沿いの低地部の間に起伏量の小さい（100m）非火山性の丘陵地が分布する。

地形が比較的平坦であることから開発が進み、茶畑として広く利用されている。

(3)　谷底低地（扇状地性低地）

和束川に沿った地域には、氾濫によって形成された低平地が形成されている。住宅、水田、主要交通（主要地方道木津信楽線）等として利用されている。

第２　地　質

和束町の地質は地史上の新しい順に示すと、次のとおりとなる。

１　沖積統

礫・砂からなる沖積層で和束川、木津川の河川沿いに狭い範囲で分布している。

２　洪積統～鮮新統

大阪層群に相当する礫・砂・泥からなる半固結の堆積物で、和束谷断層と和束川に挟まれた比較的狭い範囲に分布している。

３　深成岩類

町域南部（主に木屋地区）に分布する花崗岩で、二畳系の丹波層群を貫いている。黒雲母花崗岩を主とするが、花崗閃緑岩～石英閃緑岩の範囲で変化する。

４　二畳系

町域の山地部の大半を占める丹波層群に相当し、砂岩、泥質岩の互層にチャートを挟んでいる。泥質岩は主に頁岩・粘板岩で、南部の花崗岩に接する地域では接触変成作用によりホルンフェルス化している。

第３　気　候

和束町の気候は、山間地特有の性質を示す。

気温は昼と夜の差が大きく、年間平均気温は 15℃前後と温暖であり、雨量は年間1,400 ㎜程度で、６～９月にかけて多く、冬季は少ない。

そのほか、降霜は早ければ 10 月下旬より、遅くは５月中旬に至る。

和束町の気象平年値

区　分	降水量 (㎜)	気　温			風　速 (m/s)
		日最高（℃）	平均（℃）	日最低（℃）	
1 月	51	9.1	4.1	-0.6	1.7
2 月	63.4	10.0	4.6	-0.4	1.7
3 月	108	13.9	8	2.3	1.9
4 月	106.8	19.9	13.5	7.2	1.8
5 月	141	24.9	18.6	12.6	1.7
6 月	204.2	28.0	22.6	18	1.5
7 月	181.5	31.8	26.5	22.4	1.5
8 月	152.3	33.4	27.5	23	1.6
9 月	156.9	29.0	23.4	18.9	1.5
10 月	140	23.2	17.4	12.4	1.3
11 月	74	17.2	11.3	6.2	1.3
12 月	56.9	11.6	6.2	1.4	1.5
全年	1,429.8	21.0	15.3	10.3	1.6

資料：1991 年～2020 年の間に京田辺気象観測所にて降水量、気温、風速の観測をした平年値（気象庁）

また、京田辺における過去の極値は、次表のとおりである。

京田辺における極値整理表（1976 年～2023 年※）

要 素 名	極　値	観 測 年
日降水量	200㎜	1986 年
日最大 10 分間降水量	32.5㎜	2012 年
日最大１時間降水量	78.0㎜	2012 年
年降水量（最多）	2,030㎜	2021 年
年降水量（最少）	729㎜	1994 年
日最高気温	39.0℃	2007 年
日最低気温	－6.8℃	1981 年
年平均気温（最高）	16.3℃	2016 年
年平均気温（最低）	13.6℃	1981 年
日最大風速・風向	19.2m/s　南南東	2018 年

※ 統計期間は要素ごとに異なる。

資料：気象庁「観測史上１～10 位の値（年間を通じての値）」

第２節　社会条件

第１　人　口

和束町の人口は、昭和 30 年には戦後のベビーブームと南山城水害の災害復旧のためピーク（7,614 人）となり、その後は農山村における全国的な傾向と同様に若年層（男子）の流失により昭和 45 年頃までは減少傾向を辿っていた。その後は平衡を保っていたが、平成２年以降は減少傾向が続いている。

和束町の人口（単位：人）

昭和 30 年	昭和 45 年	昭和 60 年	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
7,614	6,316	6,333	6,214	5,921	5,457	4,998	4,482	3,956	3,478

資料：国勢調査

第２　道路・交通

１　道　路

本町では、令和７年２月に開通した府道宇治木屋線（和束町～宇治田原町）の鷲峰山トンネルをはじめ、今後予定される新名神高速道路の全線開通と（仮称）宇治田原インターチェンジの開設により、本町と広域都市圏を結ぶ広域交通ネットワークが形成され交通利便性の向上が期待されている。

このほか、主要地方道木津信楽線等の整備をはじめ、町道北部、南部幹線を中心にした生活道路や広域基幹林道等の生産道路も含めた道路整備を計画的に推進することが必要である。

２　交　通

公共交通機関として、奈良交通バス及び相楽東部広域バスが運行しているほか、新しい公共交通として茶源郷乗合交通 WazCar（ワヅカー）を運行し、町内移動や路線バスとの乗り継ぎによる経済的負担軽減等、町内交通の利便性向上を図っている。

第３　産　業

１　農　業

本町の農業生産は古くから「宇治茶」を主体に行われており、経営耕地面積をみると樹園の割合が高い。また、令和２年の経営体数は 205 経営体で、このうち主業が 100 経営体と約半数を占めている。

経営耕地面積の内訳（ha）（注：販売農家のみ）

区　分	田	畑	樹園	計
平成 22 年	83	5	481	569
平成 27 年	72	4	439	515
令和２年	43	10	436	489

資料：農林業センサス

主副業別農業経営体数（個人経営体）

区　分	経営体数	主業	65 歳未満の農業専従者がいる	準主業	65 歳未満の農業専従者がいる	副業的
令和 2 年	205	100	85	15	6	90

資料：農林業センサス

２　林　業

本町の森林面積は約 4,946ha（令和４年度）で、全面積（6,493ha）の約 76%を占めている。（資料：京都府林業統計　令和５年版）

林業経営体（令和２年２月１日現在）は 10 経営体（個人６経営体、団体４経営体）があり、このうち山林を保有する９経営体が保有する山林面積は 1,484ha となっている。（資料：2020 農林業センサス）

３　工　業

工業は、令和元年における従業者４人以上の事業所数は 12 所、従業者数は 169 人、製造品出荷額等は約 15 億円で、平成 29 年より増加したが平成 23 年からは減少している。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等（注：従業者４人以上）

区　分	事業所数	従業員	製造品出荷額等
平成 23 年	24 所	220 人	260,908 万円
平成 29 年	10 所	141 人	125,260 万円
令和元年	12 所	169 人	150,229 万円

資料：工業統計調査

４　商　業

商業は、平成 28 年における商店数は 24 所、従業者数 126 人、年間販売額は約 26 億円となっている。

商店数・従業者数・年間販売額の推移

区　分	平成 9 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 28 年
商店数（所）	91	62	62	58	26	26	24
従業者数（人）	340	275	289	111	126	133	126
年間販売額（万円）	587,916	386,308	406,645	436,411	206,700	154,200	260,400

資料：平成 9～平成 19 年：商業統計調査、平成 23～24 年経済センサス　平成 26 年：商業統計表、平成 28 年：令和３年京都府統計書（令和５年刊行）

第４　土地利用

本町の土地利用は、ほとんどが森林と耕地で占められている。

和束町の土地利用状況（単位：ha）

総面積	耕地	宅地	森林	その他
6,493	749	94	4,946	704

資料：市町村のあらまし【令和４年度版】（京都府）

第４章　防災アセスメント

平成８年度に実施した和束町防災アセスメントの結果をもとに、風水害の危険性についてまとめる。

なお、風水害や地震災害等が複合的に発生する可能性があることも考慮する必要がある。

第１節　風水害時の災害危険性

本町の風水害時の災害危険性について、町内を４地域に分割し、西和束地域、中和束地域、東和束地域、湯船地域ごとにまとめる。

１　西和束地域

本地域は南山城水害時においても床上浸水戸数１戸であったように、河川沿いの集落は少なく、他地域のように浸水の危険性は高くない。

しかし、白栖、石寺地区には土砂災害の危険箇所が連続してあり、豪雨時の土砂災害の危険性は高い。

２　中和束地域

本地域は南山城水害時には最も被害が大きく、かつての河原地区は完全に洗い流され、和束橋等も流され和束川両岸での連絡が途絶えた。

また、山間地であるので、しばしば土砂災害による建物被害が発生する。

３　東和束地域

地震災害時同様、和束川に架かる橋梁が流された場合、両岸の連絡が途絶える危険性がある。門前、中地区には河川沿いに集落があるため、浸水の危険性が比較的高く、避難経路となる道路も浸水する可能性がある。

また、土砂災害の危険箇所も点在しており、土砂災害の危険性は軽視できない。

４　湯船地域

地震災害時同様、土砂くずれ等による道路の閉塞により、孤立化する危険性がある。

和束川上流部に位置し、下流域と比べると浸水の危険性は相対的には高くないが、集落のほとんどが河川沿いにあり、南山城水害の経験からも浸水や土砂災害の危険性は軽視できない。

第２編　災害予防計画

第１章　気象等予報計画

（総務課、関係各課、消防団）

気象や災害に関する情報等を迅速に収集し、確実な内容把握に努め、迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法について定める。

なお、避難情報や防災気象情報等の防災情報は「警戒レベル」を用いて提供する。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるもので、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベルにより情報提供を行う。

町民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても町等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

京都地方気象台は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第 11 条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表を行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定める。

第１節　一般の利用に適合する予報警報

第１　予報区

京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域（以下「予報区」という。）を「京都府予報警報区域細分表」及び「京都府予報警報区域細分図」に示す。

京都府南部区域は単に「南部」、京都府北部区域は単に「北部」と略称する。

本町区域は、「南部」（一次細分区域名）、「山城南部」（市町村等をまとめた地域）の予報区に該当する。

気象台への照会窓口

照会事項	京都地方気象台担当課
１　天気予報及び気象の現況に関すること	現業室
２　発表中の注意報・警報に関すること	現業室
３　発表中の津波警報等に関すること	現業室
４　防災気象業務一般に関すること	防災管理官室
５　過去の観測資料・統計資料に関すること	防災管理官室
６　災害・異常気象の記録に関すること	防災管理官室
７　海上の気象に関すること	現業室

京都地方気象台　現業室　防災無線　※-717-8109　加入電話　(075)-841-3008
（平日のみ）防災管理官室　防災無線　※-717-8101　加入電話　(075)-841-3006
※　衛星通信系防災情報システム「地上：８」「衛星：７」を入力

京都府予報警報区域細分表

一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
北　部	宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町	丹後
	舞鶴市 綾部市	舞鶴・綾部
	福知山市	福知山
南　部	南丹市 京丹波町	南丹・京丹波
	京都市 亀岡市 向日市 長岡京市 大山崎町	京都・亀岡
	宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久御山町 井手町 宇治田原町	山城中部
	木津川市 笠置町 **和束町** 精華町 南山城村	**山城南部**

注１「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域
注２「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。
注３「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域とする。

京都府予報警報区域細分図

第２　特別警報・警報・注意報の発表、解除

１　注意報は、大雨や強風等の気象現象により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、特別警報は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

２　土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられ

る場合がある。

３　いずれかの警報・注意報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の警報･注意報は自動的に解除又は更新されて､新たな警報･注意報に切替えられる。

４　警報・注意報の解除の通知は、これまで継続中の警報・注意報のすべてを解除する場合にのみ行う。

第３　特別警報

町に関係する特別警報の種類は、次のとおりである。

１　気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報をいう。

２　地面現象特別警報

大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の特別警報については、警報事項を気象特別警報に含めて発表される。

特別警報基準表

種　類	特別警報の発表基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。

第４　警　報

町に関係する警報の種類は、次のとおりである。

１　気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報で、大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。

２　洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が予想される場合の警報で、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。

３　気象警報に含めて行う警報

地面現象警報（大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の警報）及び浸水警報（浸水による重大な災害が予想される場合の警報）については、警報事項を気象警報に含めて行う。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。

警報基準表　　（令和６年５月 23 日現在）

種　類		発表基準	
		要　素	基　準
気象警報	暴　風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大　雨	表面雨量指数基準（浸水害）	14
		土壌雨量指数基準（土砂災害）	123
	大　雪	12 時間降雪の深さ	15cm
	洪　水	流域雨量指数基準	和束川流域=14.3、中村川流域=5.3、南川流域=3.8
		複合基準※	和束川流域=(5、14.3)
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流[岩倉]、木津川下流[加茂]

※複合基準とは、(表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

第５　注意報

１　注意報の種類

町に関係する注意報の種類は、次のとおりである。

(1)　気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(2)　その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報を行う。

ア　濃霧注意報

濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

イ　雷注意報

落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

ウ　乾燥注意報

空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報

エ　なだれ注意報

なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

オ　着雪注意報

着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

カ　霜注意報

晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

キ　低温注意報

低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合及び冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合に、注意を喚起するための予報

ク　その他

その他の異常現象により被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(3)　洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に注意を喚起するための予報

２　気象注意報に含めて行う注意報

地面現象注意報（大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による災害が起こるおそれがある場合に、注意を喚起するための予報）及び浸水注意報（浸水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報）については、注意報事項を気象注意報に含めて行う。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報を行う。

注意報基準表　　（令和５年６月８日現在）

種　類		発表基準	
		要　素	基　準
気象注意報	風　雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	強　風	平均風速	12m/s
	大　雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	95
	大　雪	12 時間降雪の深さ	5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾　燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%
	濃　霧	視程	100m
	なだれ		①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温（京都地方気象台の値）8℃以上又はかなりの降雨
	霜	最低気温	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合
	低　温	最低気温	最低気温－4℃以下（京都地方気象台の値）
	着　雪	24 時間降雪の深さ	30cm 以上
		気温	－2℃～2℃
	洪　水	流域雨量指数基準	和束川流域=10.4、中村川流域=3.9、南川流域=3.6
		複合基準※	和束川流域=(5、9.1)
		指定河川洪水予報による基準	木津川下流[加茂]

※複合基準とは、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

第６　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁は、土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度の高まりを面的に確認できる「キキクル（危険度分布）」を発表する。

キキクル等の種類と概要

種　類	概　　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 ２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報(浸水害)の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。 ３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

種　類	概　　要
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 ６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

第７　伝達経路

伝達手段及び経路を「京都府予報警報等伝達経路図」に示す。

第８　伝達方法

１　予報警報等は、京都地方気象台を通じて、総務課に通知される。
２　総務課は、予報警報等を受理した場合は、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
３　時間外において通報を受理した場合は、総務課に連絡するとともに、伝達系統により町内伝達先へ通報する。
４　有線通信途絶時における伝達については、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により町内伝達先へ通報する。

第９　気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

１　予告的機能

注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

２　補完的機能

注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

３　解説的機能

注意報、警報には直接連動しないが、長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）なども活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の２種類がある。

(1)　台風情報

ア　発　表

「令和　年台風第　号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

イ　内　容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

ウ　伝　達

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文２）

(2)　大雨（雪）情報

ア　発　表

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台から発表する。

イ　内　容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

ウ　台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が発表される。

エ　伝　達

大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文３）

(3)　記録的短時間大雨情報

ア　発　表

記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

イ　発表基準

１時間に 90㎜ 以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を速報することにより、危険を急告するために発表する。

ウ　意　義

記録的短時間大雨情報における１時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。

特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ　伝　達

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文４）

記録的短時間大雨情報は、まれにしか発表されないが、格別に緊急を要する情報である。伝達にあたっては、速報に努める。

(4)　土砂災害警戒情報

ア　発　表

「京都府土砂災害警戒情報」は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等を特定して警戒が呼びかけられる情報で、府と京都地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

イ　内　容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報ずる。

ウ　意　義

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、原則として市町村を対象に発表する。

これにより、市町村長が避難指示等を発令する場合の参考として利用できる。

エ　発表基準

(ｱ)　土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として 60 分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、１キロメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去（1988 年～2004 年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成 30 年に検証対象災害事例（1988 年～2015 年）、令和２年に検証対象災害事例（1991 年～2018 年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

(ｲ)　過去の災害が無い１キロメッシュについては、等 RBFN 出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

(ｳ)　気象庁の降水短時間予報を利用して、基準値に到達する数時間前に土砂

災害警戒情報を発表する。

オ　伝　達

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文５）

(5)　竜巻注意情報

ア　発　表

竜巻注意情報は、京都地方気象台が発表する。

イ　内　容

雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で発表される。

ウ　意　義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

エ　伝　達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文６）

オ　有効期間

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(6)　早期注意情報

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(7)　その他の気象情報

ア　標　題

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

イ　種　類

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温等がある。

ウ　構　成

定形化されていない気象情報は、以下に示す項目により構成される。

(ｱ)　標　題

(ｲ)　発表年月日時

(ｳ)　発表機関名

(ｴ)　見出し
(ｵ)　本　文

エ　意　義

これらの情報は、次の場合に発表する。

(ｱ)　注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
(ｲ)　長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

オ　伝　達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

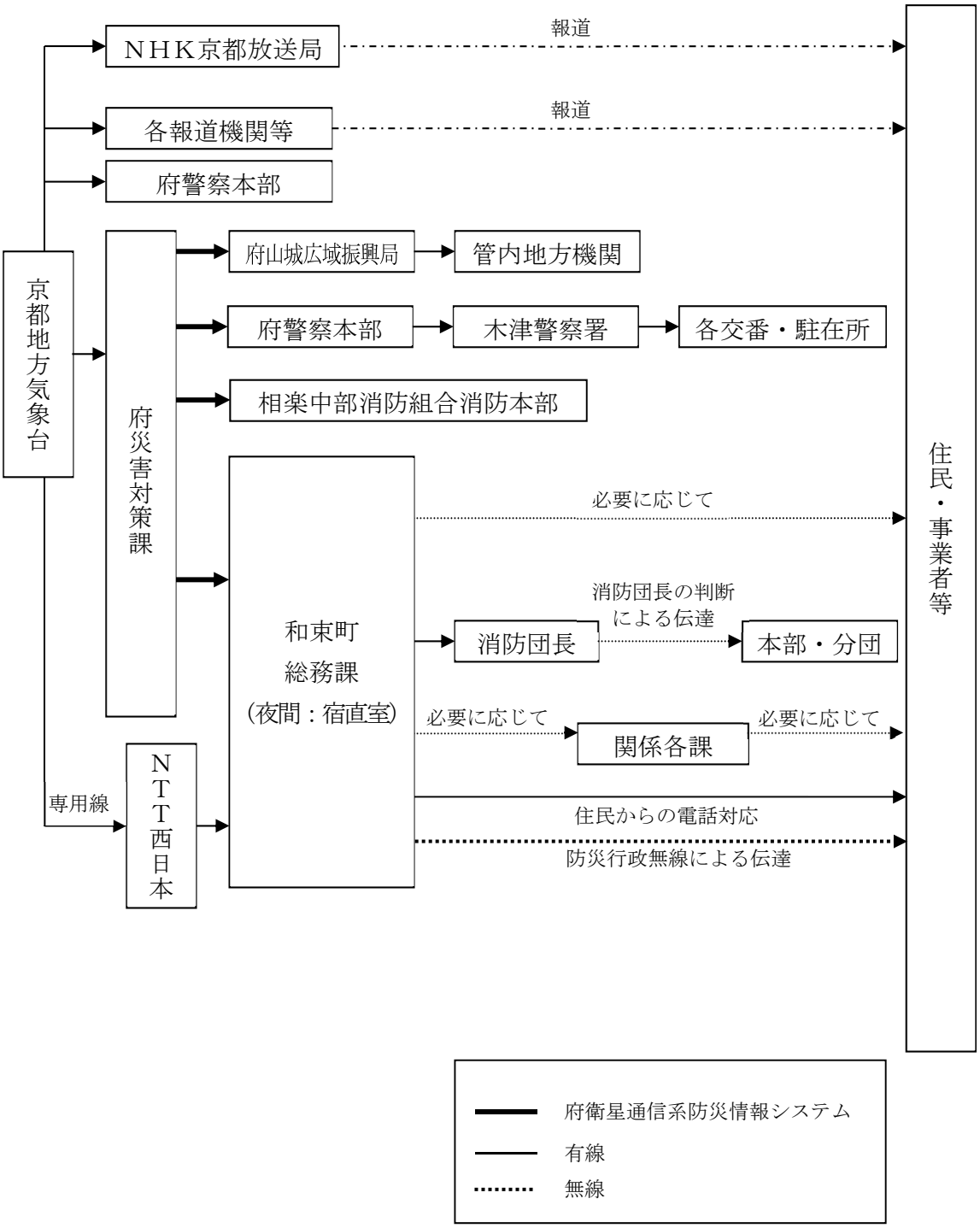

京都府予報警報等伝達経路図

●注意報・警報発表例（例文１）

令和○○年○○月○○日○○時○○分　京都地方気象台発表
京都府では、○○日夜のはじめ頃から○○日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風に警戒しください。
和束町[警報]大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風[注意報]雷

●台風情報発表例（例文２）

令和○○年　台風第○○号に関する京都府気象情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　京都地方気象台発表

（見出し）
　大型で強い台風第○○号が、○○日昼過ぎから夕方にかけて京都府に最も接近する見込です。京都府では、○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて暴風、土砂災害、浸水害に、○○日昼過ぎから夜遅くにかけて高波に警戒してください。

（本文）
　大型で強い台風第○○号は、○○日○○時には室戸岬の南南西約○○○キロにあって、１時間におよそ３５キロの速さで北北東へ進んでいます。中心の気圧は９７０ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は４０メートル、最大瞬間風速は６０メートルで、中心から半径１２０キロ以内では風速２５メートル以上の暴風となっています。また、中心から半径６００キロ以内では風速１５メートル以上の強い風が吹いています。
　台風は、今後も強い勢力を維持したまま北上し、○○日昼過ぎから夕方にかけて京都府に最も接近する見込です。台風の北上に伴い暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となるでしょう。

［雨の予想］
　京都府では、○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴い非常に激しい雨の降るおそれがあります。
　○○日に予想される１時間降水量は、多い所で、
　　北部　６０ミリ
　　南部　６０ミリ
　○○日○○時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
　　北部　２００ミリ
　　南部　２００ミリ
　○○日○○時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
　　北部　５０から１００ミリ
　　南部　５０から１００ミリ

［風の予想］
　京都府では台風の接近に伴い風が強まり、○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、北よりの風が非常に強く吹く見込みです。
　○○日に予想される最大風速(最大瞬間風速)は、
　　北部　陸上　２０メートル(３５メートル)
　　　　海上　２５メートル(３５メートル)
　　南部　陸上　２０メートル(３５メートル)

［波の予想］
　北部の海上では、○○日昼過ぎから夜遅くにかけて、大しけとなる見込みです。
　○○日に予想される波の高さ(ピーク)は、
　　北部　６メートル

［防災事項］
　暴風、高波、土砂災害、浸水害に警戒してください。
　河川の増水、高波、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

［補足事項］
　最新の台風情報や気象台の発表する警報、注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。

　次号は、○○日○○時頃に発表する予定です。

●大雨（雪）に関する情報発表例（例文３）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　京都地方気象台発表

（見出し）
　京都府では、引き続き、○○日未明にかけて、局地的に雷を伴った非常に激しい雨の降るおそれがあります。浸水害、土砂災害、河川の増水に警戒してください。また、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

（本文）
　梅雨前線が○○日朝にかけて近畿地方を南下する見込です。この前線に向かい暖かく湿った空気が流れ込んでおり、京都府では大気の状態が非常に不安定となっています。

［雨の実況］
　降り始めの○○日○○時から○○日○○時までの総降水量（アメダス速報値）は、主な所で、
　京都市中京区　○○ミリ
　長岡京　　○○ミリ
　京田辺　　○○ミリ
　舞鶴　　○○ミリ

［雨の予想］
　京都府では、○○日未明にかけて、局地的に雷を伴った非常に激しい雨の降るおそれがあります。
　○○日未明にかけて予想される１時間降水量は、多い所で、
　北部　　５０ミリ
　南部　　５０ミリ
　○○日○○時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
　北部　１００ミリ
　南部　１２０ミリ

［防災事項］
　浸水害、土砂災害、河川の増水に警戒してください。
　竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

［補足事項］
　今後、気象台の発表する最新の警報、注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。
　次号は、○○日○○時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文４）

京都府記録的短時間大雨情報第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　気象庁発表

○○時○○分京都府で記録的短時間大雨
舞鶴市西部付近で１２０ミリ以上
上京区付近で約９０ミリ

●土砂災害警戒情報発表例（例文５）

京都府土砂災害警戒情報　第×号

令和△△年□月□日　□時□分
京都府　京都地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】
京都市伏見区　京都市山科区　京都市西京区　福知山市旧福知山市域*
福知山市夜久野町*　宇治市　亀岡市　南丹市八木町

【警戒解除地域】
京都市北区　京都市左京区　京都市右京区　南丹市美山町

*は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
《概況》
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
《とるべき措置》
避難が必要となる危険な状況となっています。【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】
土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】
危険度が高まっている地域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。
京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

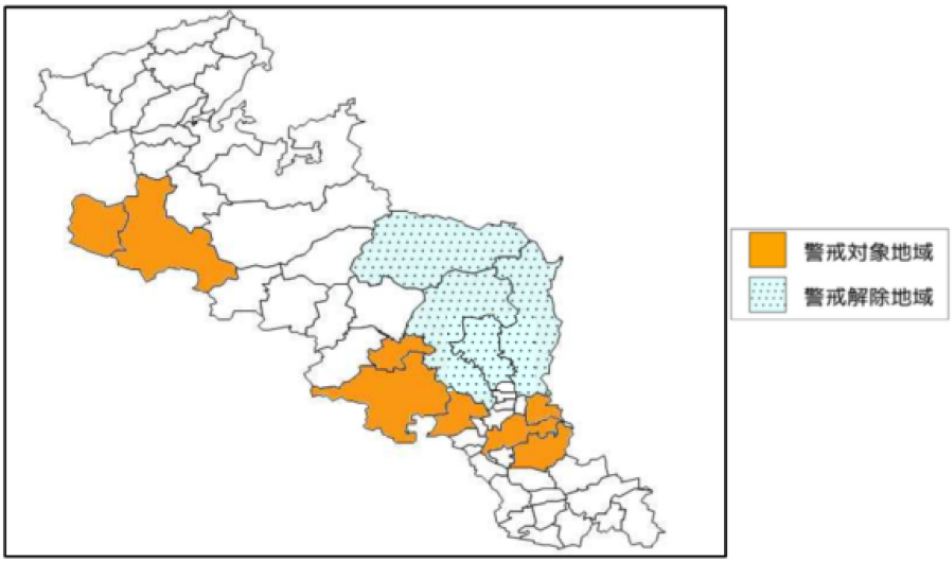

問い合わせ先
075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）
075-841-3008（京都地方気象台）

●竜巻注意情報発表例（例文６）

京都府竜巻注意情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　気象庁発表

京都府南部、北部では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、○○日○○時○○分まで有効です。

第２節　指定河川に対する洪水予報及び水防警報

第１　国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水予報を発表し、住民等に周知する。
（水防法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項）

１　本町に係る洪水予報を行う対象河川、区域等

対象河川、区域等

河川名	区　域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川支川 木津川下流	左岸　木津川市加茂町山田野田３から 幹川合流点まで 右岸　相楽郡和束町大字木屋字桶淵 22-２から 幹川合流点まで	加茂	近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台
淀川支川 木津川上流	左岸　相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂１まで 右岸　相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田３まで	岩倉	

洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
淀川	木津川	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m
	木津川	岩倉	6.00m	6.70m	7.70m	10.50m

２　伝達系統

伝達手段及び経路を「淀川水系（淀川支川木津川）洪水予報の伝達経路図」に示す。

第２　国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。

（水防法第 16 条第１項）

１　本町に係る水防警報を行う対象河川、区域等

対象河川、区域等

河川名	区域	対象水位観測所					水防警報発表者
		名称	地名	位置	氾濫注意水位	計画高水位	
淀川支川木津川	左右岸　相楽郡南山城村地内（三重県界）から合流点まで	加茂	木津川市加茂町船屋	幹川合流点より 30.60km	4.50m	9.01m	近畿地方整備局淀川河川事務所長
		岩倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00m	10.50m	近畿地方整備局木津川上流河川事務所長

２　伝達系統

伝達手段及び経路を「淀川水系（淀川支川木津川）水防警報の伝達経路図」に示す。

３　発表段階

水防団の活動体制は、災害の状況により次の４段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとる。

段階	種類	内　　容
第１	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第２	準備	水防資器材の整備点検、水こう門等開閉鎖準備、巡視、幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。
第３	出動	水防団員の出動の必要性を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。
第４	解除	水防活動の終了に関するもの。

４　発表の時期

地　点 ＼ 段　階	木津川	
	加茂（水位観測所）	岩倉（水位観測所）
	氾濫注意水位を超す	
第１段階　待　機	水防団待機水位を超過	３時間前
第２段階　準　備	氾濫注意水位を超す３時間前	２時間前
第３段階　出　動	氾濫注意水位を超す２時間前	１時間前
第４段階　解　除	水防活動が終わるとき	

第３　知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

１　水防警報

指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。（水防法第 16 条）

(1)　警報事項等

ア　警報事項

(ｱ)　準備・・・水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの

(ｲ)　出動・・・水防団員の出動の必要性を示すもの

(ｳ)　解除・・・水防活動の終了を通知するもの

イ　流域の雨量及び対象水位観測所の水位

(2)　水防警報の発表時期

ア　水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

イ　水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

ウ　水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みのないとき

※気象予報警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

２　氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第 13 条第２項の規程により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次指定を行う。指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

その洪水浸水想定区域図は、府砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

３　実施区域等

河川名	区域		対象水位観測所						発表者	指定年月日
			名称	所在地	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位 避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高		
和束川	起点	小瀬川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20m	1.60m	1.90m	5.66m	京都府山城南土木事務所長	水防警報 H17.7.29 水位情報 通知・周知 H20.5.26
	終点	木津川合流点								

４　水防警報及び水位情報の通知の伝達系統

伝達手段及び経路を「和束川水防警報・水位情報の伝達経路図」に示す。

５　洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

府は、洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき、全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

また、府が管理する和束川（石寺、大字釜塚、大字湯船）、杣田川（大字杣田）、南川（大字南）に危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。

第４　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

１　洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

(1)　洪水予報等の伝達方法

伝達方法は「第２編 災害予防計画 第 30 章 第１節 第２ 避難指示等の周知」を準用する。

(2)　避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア　避難所については、浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の指定避難所、指定緊急避難場所を指定し、ハザードマップに記載する。

イ　避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者等

の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ　洪水浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法

施設名称	所在地	情報伝達方法	対象河川
和束町在宅介護支援センター	大字釜塚小字生水 15	電話・訪問・防災行政無線戸別受信機	和束川
町立和束保育園	大字中小字市場 19		

2　上記ウに規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう避難判断水位到達情報等の伝達方式を定める。

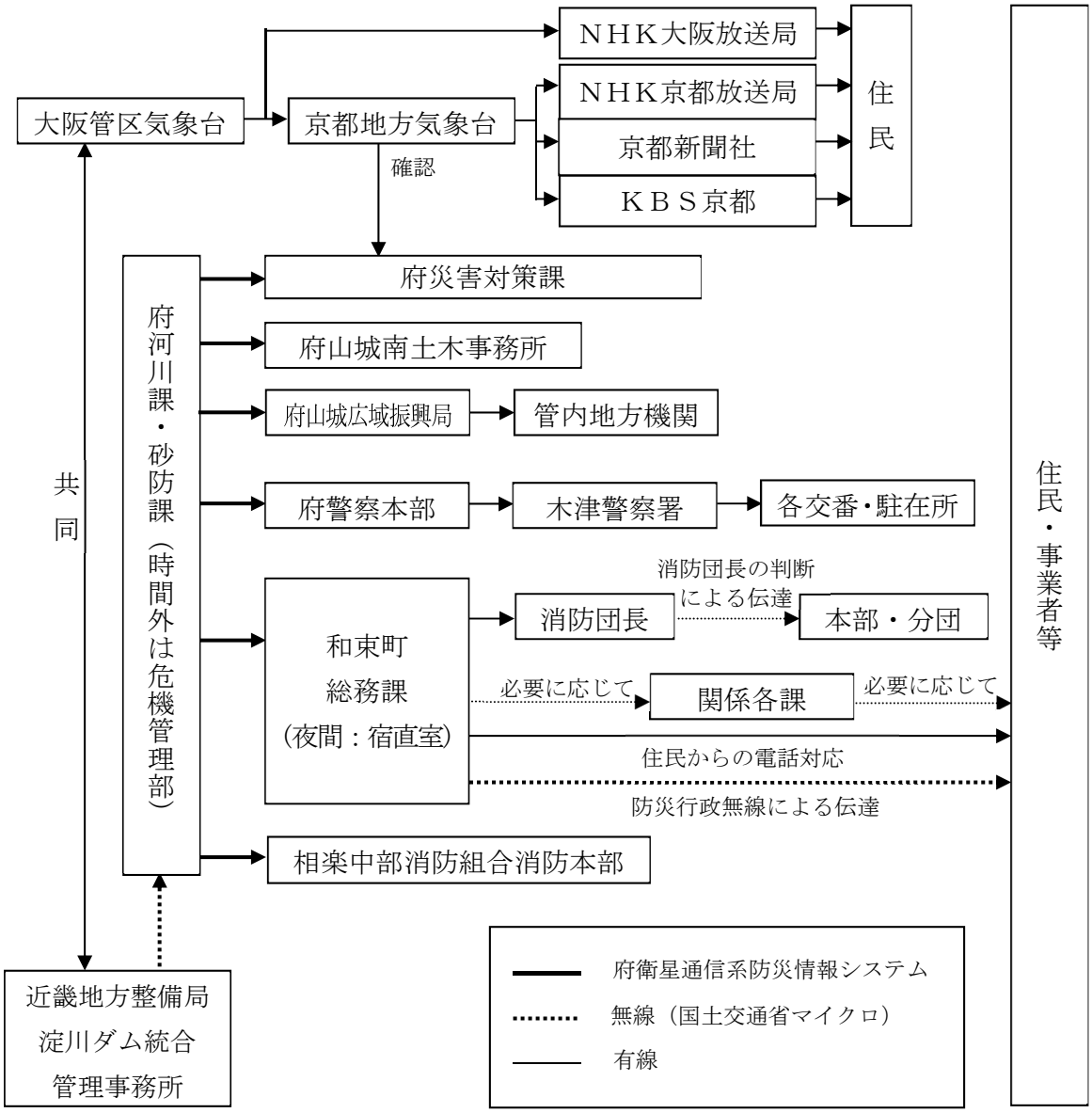

淀川水系（淀川支川木津川）洪水予報の伝達経路図

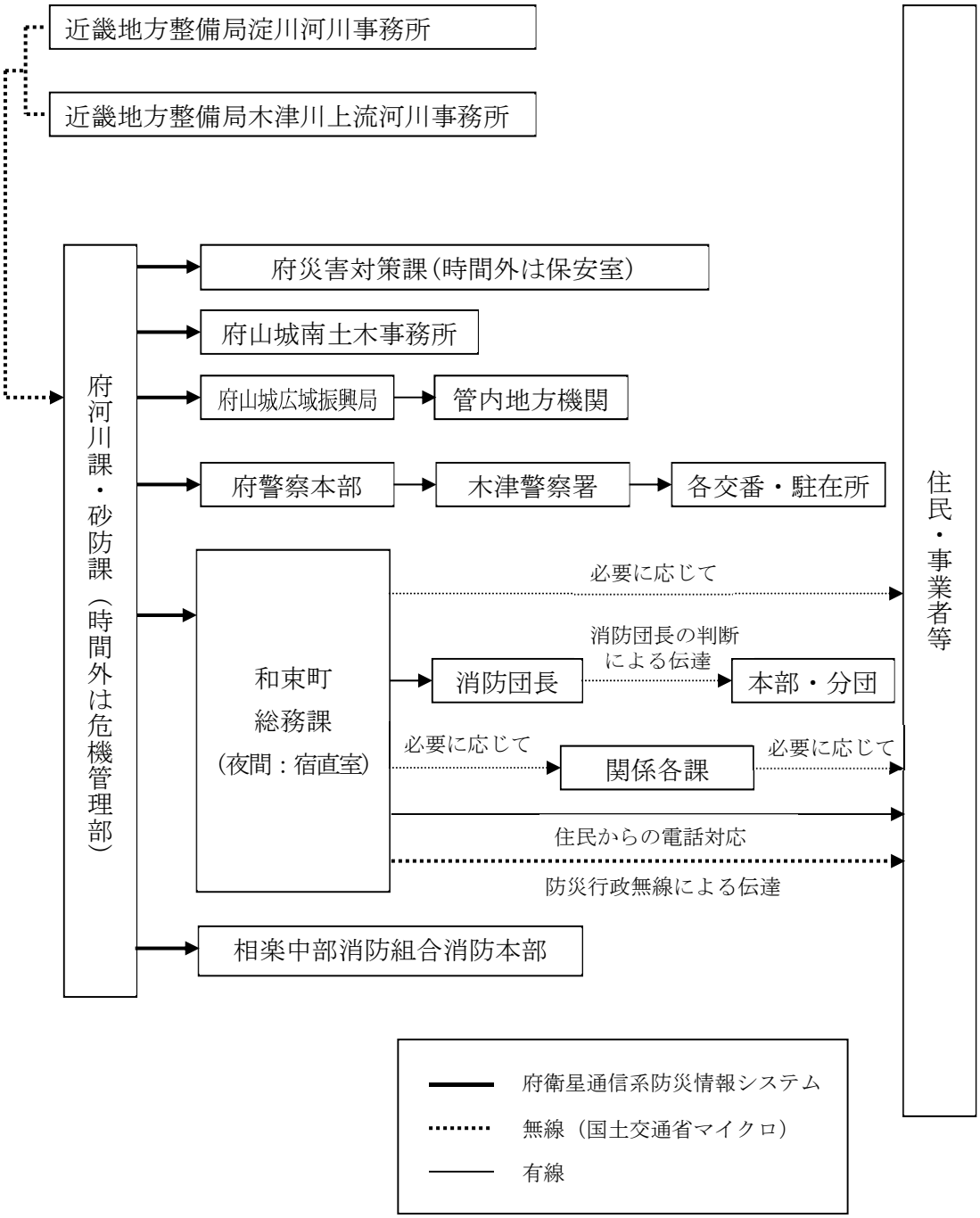

淀川水系（淀川支川木津川）水防警報の伝達経路図

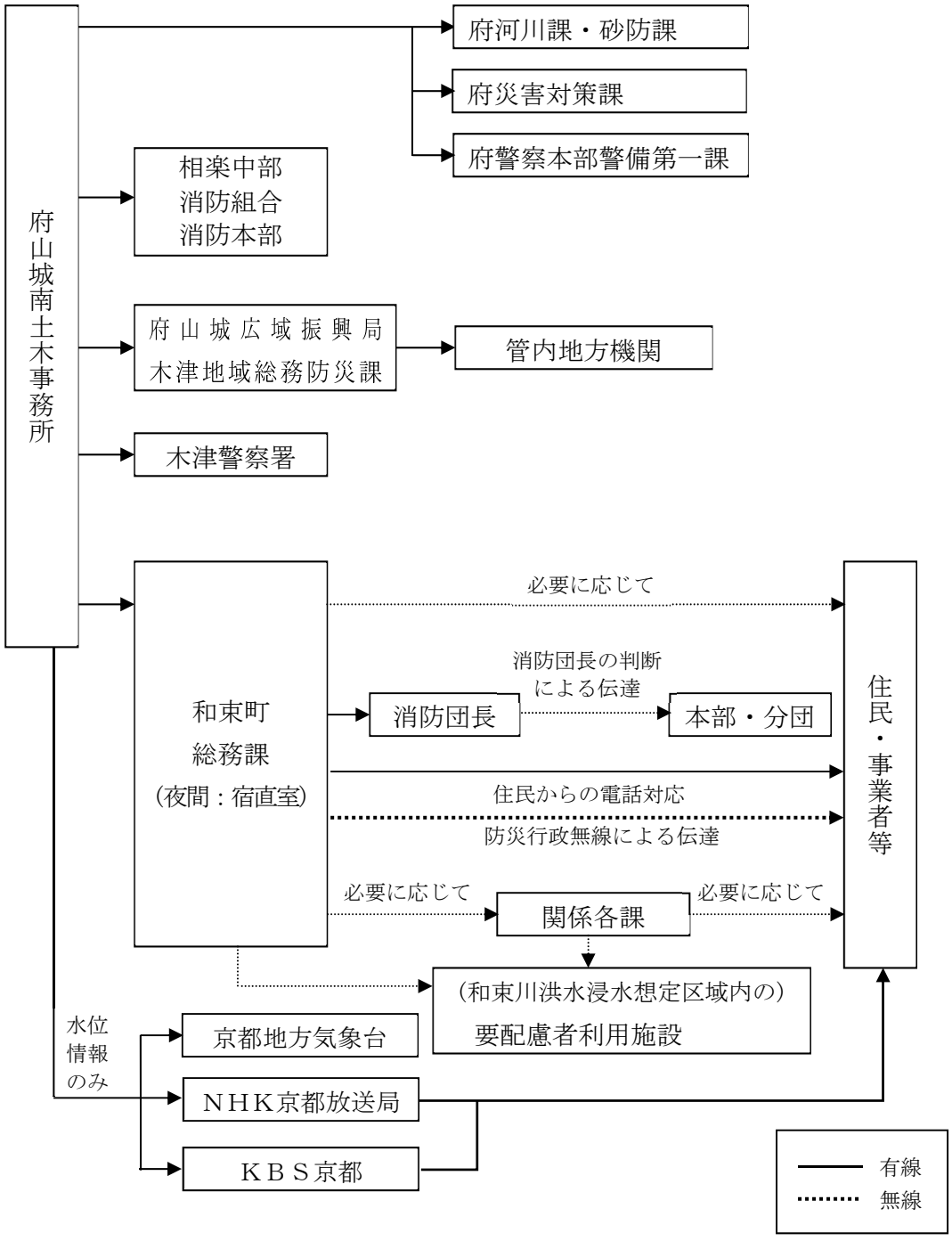

和束川水防警報・水位情報の伝達経路図

第３節　水防活動の利用に適合する予報警報

気象業務法第 14 条の２に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

第１　予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が担当する。

第２　種　類

水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種　類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

第３　伝　達

水防活動用予報警報の伝達には、一般予報警報と同一の様式を使用するものとし、伝達手段及び経路についても、一般予報警報に準ずる。

第４　水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、一般のものと同一の様式を使用し、伝達の手段及び経路については水防活動用予報警報の場合に準ずる。

【気象情報の種類】

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、早期注意情報（警報級の可能性）、台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報、その他水防活動に密接に関連する情報

第４節　各種の気象通報

第１　火災気象通報

消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

１　区域細分

火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

２　火災気象通報の通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

（南部）

基準その１：実効湿度が 60％以下にして、最小湿度が 40％以下となり、最大風速７m/s 以上の風が吹くとき。

基準その２：強風が吹き続くとき（平均風速が 12m/s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。

３　留意事項

気象の状況が通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

４　通報事項

火災気象通報の通報事項は、別に定められた事項とする。

５　通報時刻

火災気象通報は、毎日５時頃に、翌日９時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

６　町長が行う「火災警報」

(1)　町長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

(2)　町長が単独に火災警報を発する基準は、次による。

ア　実効湿度が 60％以下となり、かつ最小湿度が 40％以下となるとき。

イ　平均風速が 12m/s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

(3)　町長は、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置をとらなければならない。

７　火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達手段及び経路を「京都府山城南部火災気象通報伝達経路図」に示す。

第２　農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

１　区域細分

農業気象通報の予報区については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

２　農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

３　農業気象通報の伝達

農業気象通報の伝達手段及び経路を「京都府山城南部農業気象通報伝達経路図」に示す。

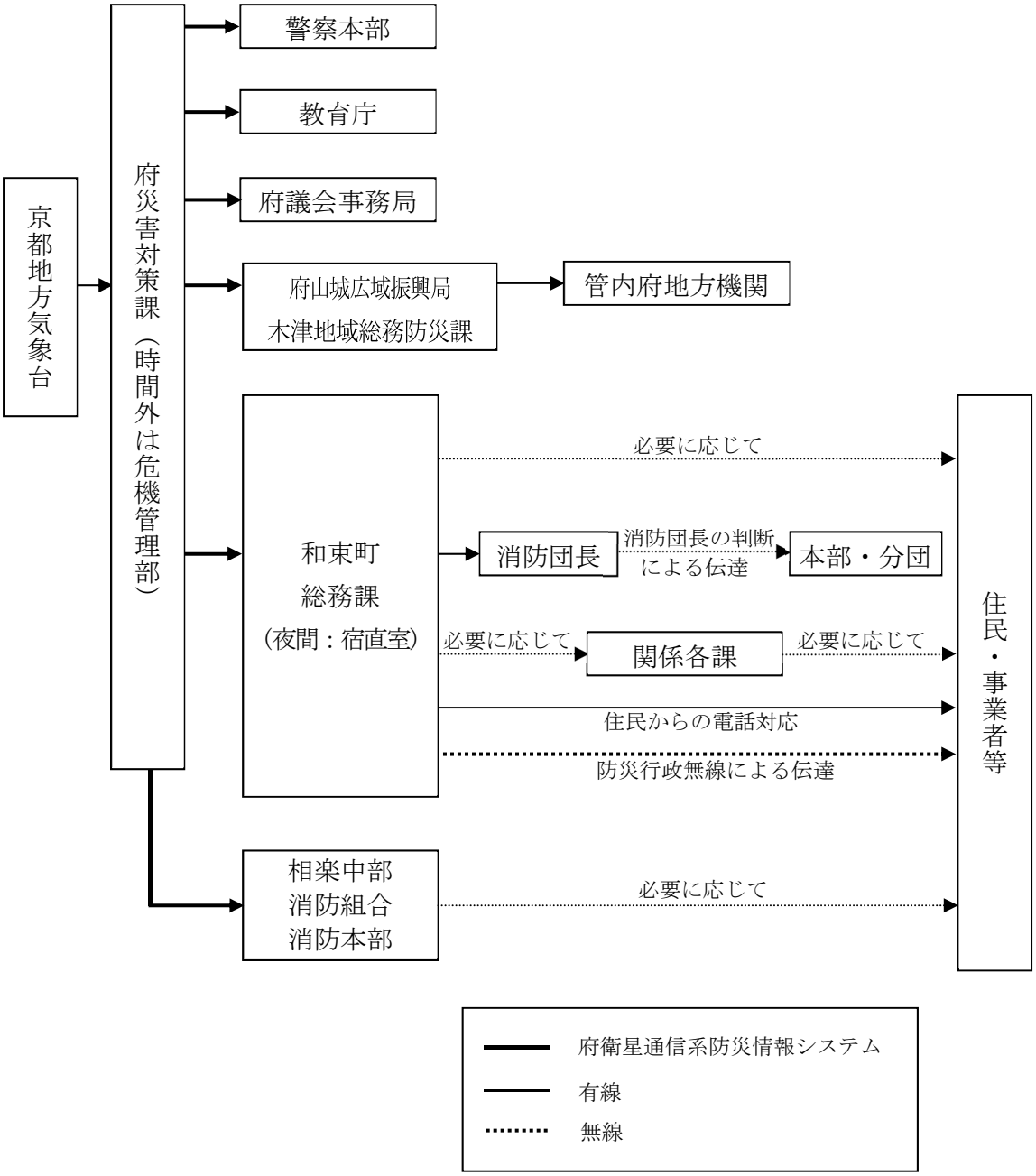

京都府山城南部火災気象通報伝達経路図

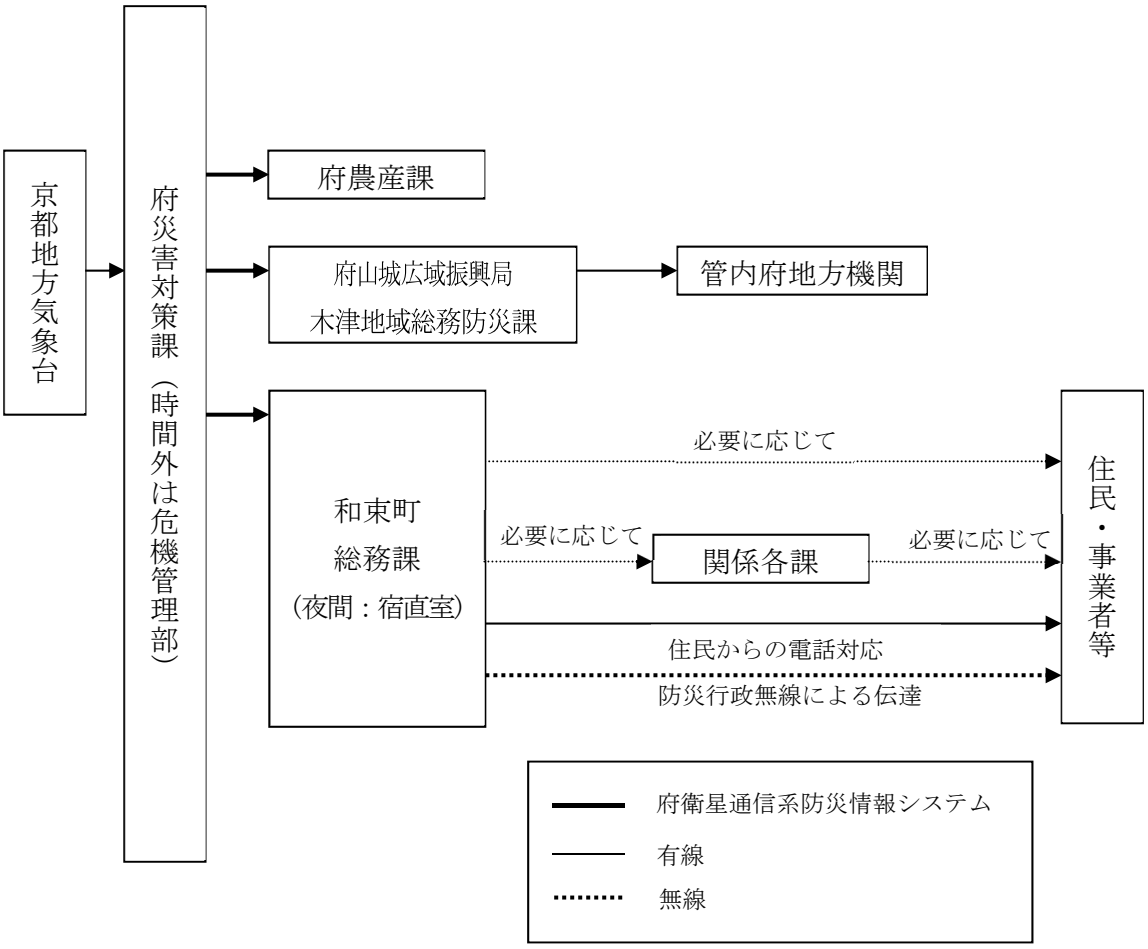

京都府山城南部農業気象通報伝達経路図

第５節　異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

第１　発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又は水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は町又は警察官に通報する。

第２　警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長及び上部機関に通報する。

第３　町長の通報

第１、第２によって通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び府山城広域振興局木津地域総務防災課に通報するとともに、住民・事業者等に対し周知徹底を図る。

第４　府山城広域振興局木津地域総務防災課の通報

第３により通報を受けた府山城広域振興局木津地域総務防災課は、直ちに府（本庁関係課）に通報する。

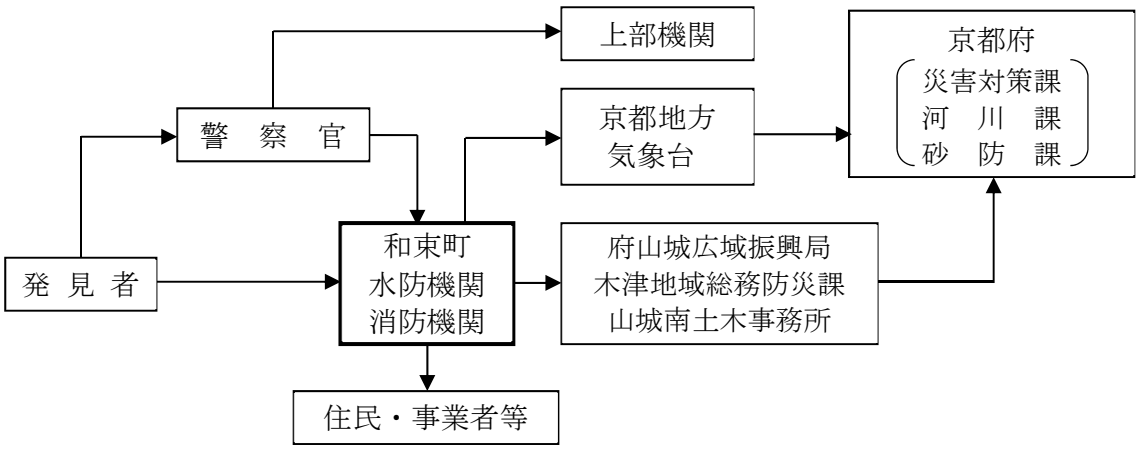

第６節　予報警報等の伝達及び周知の方法

第１　周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定められた方法により、関係者及び住民に対し周知徹底を図る。

１　サイレン、警鐘、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）等による方法
２　防災・防犯情報メールによる方法
３　マイク、広報車等を利用する方法
４　伝達組織を通じて徹底する方法
５　ラジオ放送、テレビ放送による方法
６　インターネット上のホームページによる方法

第２　通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努める。

第３　通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努める。

第７節　雨量・水位情報

第１　雨量・水位の観測

町内には、次の府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府山城南土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

京都府雨量観測所（テレメータ）

観測所名	所在地	管理者	備考
湯　　船	和束町湯船五の瀬	京都府山城南土木事務所長	

京都府水位観測所（テレメータ）

観測所名	河川名	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
門前橋	和束川	1.20m	1.60m	1.60m	1.90m	5.66m	和束町大字原山小字西手地先	京都府山城南土木事務所長		○	○

第２　府からの雨量・水位の通報要領

１　雨量水位の通報

府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報と併せて、京都府雨量水位観測システムにより町に情報提供される。

水防法第 12 条第１項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記による。

なお、上記のほか水防警報河川以外の河川において、水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚起のため電話又はファクシミリにより、町に情報提供される。

また、府河川課・砂防課より、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報と併せて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表されている。

水防法第 12 条第２項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記による。

２　障害時の通報

府は、無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により、降雨や河川の状況等を把握し、府河川課・砂防課及び町に通報する。

(1)　通報の手段

ア　電話による通報

雨量の通報例：「○○雨量観測所の○時現在の雨量は○○mm です。
総雨量は○○mm です。」

水位の通報例：「○○川○○水位観測所の水位は、○時現在○.○○ｍです。」
「○○川○○水位観測所の水位が、○時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、○.○○ｍです。（これで、通報を中止します。）」

イ　ファクシミリによる通報は、観測記録用紙又は任意様式により行う。

(2)　通報の時期

次の状況となった時に、町に通報される。

ア　雨量の通報

毎正時

イ　水位の通報

(ｱ)　水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ｲ)　水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位を下回るまでの間の毎正時ごと

(ｳ)　水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

(ｴ)　その他、必要と認められるとき

(3)　通報の中止

次の場合は、雨量・水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

ア　水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき

イ　氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき

ウ　水防態勢を解いたとき

第３　府からの雨量・水位の伝達

気象予報警報等の伝達系統及び伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排水樋門等の管理者に対しては、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第８節　京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

第１　土砂災害警戒情報の発表

府は、土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の 109 雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、２時間後までに土砂災害警戒情報の基準を超えると予想した１キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

第２　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府災害対策課経由で市町村防災担当課へ届く。また、土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。

町は、この通知を受けた際は、本章 第１節 第８の伝達方法により、町内の関係事務所及び町民への情報の周知徹底を図る。

第３　土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が本町域に発表された場合は、府砂防課から提供される１キロメッシュの補足情報を利活用して、避難指示などの発令の参考資料とする。

第２章　情報連絡通信網の整備計画

（総務課）

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や住民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図る。

なお、非常用電源設備（燃料等の確保を含む。）を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を推進する。

また、町は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を、迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化に努める。さらに、府への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ府と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

このほか、国は、関係機関が共有すべき防災情報を集約するため、新たな総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の運用を令和６年４月から開始したことから、町も当該システムへの情報提供及び活用を図る。

また、町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて、無人航空機やＳＡＲ衛星等の多様な手段を活用できる体制の整備に努めるとともに、通信が途絶した地域での情報収集活動を想定して、衛星通信を活用したインターネット機器の整備に努める。

第１節　現　況

第１　京都府衛星通信系防災情報システム

町役場には京都府衛星通信系防災情報システムの端末が設置されており、災害時には同システムにより情報収集及び被害状況の報告等を行う。

（京都府衛星通信系防災情報システム：災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から住民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疏水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により２重化された確実な情報伝達が可能なシステム）

第２　その他の通信施設

その他利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- ＮＴＴの災害時優先電話
- 携帯電話の緊急速報メール

第２節　町と防災機関等の非常通信

災害時に予想される通信混乱に際して、町から府本部への通信連絡系統を確立し、また、全ての防災関係機関と非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

第１　協力体制の整備

町は、府との連携により災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平常時より意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、災害時の無線通信設備は、各防災関係機関がそれぞれの使用目的に応じて個々に設置している。これらはいずれも各防災関係機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加えることが重要となるため、あらかじめ各防災関係機関と非常通信に協力可能な体制の整備に努める。

さらに、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

第２　通信協力

無線を整備している他の市町村及び防災機関から次の通信依頼があった場合は、自局の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

１　人命の救助に関すること
２　被害状況等の通信に関すること
３　応援若しくは支援要請に関すること
４　その他、災害に関して緊急を要すること

第３　緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

町は、住民に対して迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話等の緊急速報メール、事前登録によるメール、ＳＮＳ、ホームページ、アプリケーション、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第３章　河川防災計画

（総務課、建設農政課）

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、町域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

第１節　現　況

本町には、一級河川が和束川を中心に下表のように分布している。

河川一覧

区分	河川名	管理者	延長（m）
一級	木津川	国土交通省	2,000
	和束川	京都府	17,982
	杣田川	京都府	2,100
	南川	京都府	800
	中村川	京都府	1,450
	門前川	京都府	1,030
	谷山川	京都府	2,000
	推原川	京都府	1,400
準用	別所川ほか 43 河川	和束町	41,260
普通	杣ノ根川ほか 13 河川	和束町	8,720

第２節　河川に係る防災計画

第１　町管理の河川・水路

町管理河川・水路については、渓流部の浸食防止や土砂等堆積による河床の上昇に伴い発生する洪水被害の防止等、水系一貫の思想に基づく管理強化に努める。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木等の浚渫・除去を計画的に行う。

第２　直轄河川、府管理河川

直轄河川や府管理河川の河川整備の推進と健全な維持管理について、淀川河川事務所、府との連携・協力に努める。

第３　危険箇所の周知・警戒避難体制の整備等のソフト対策

近年は、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、ハード整備だけでなくソフト施策も含めた総合的な治水対策を図っていく必要がある。

このため、洪水浸水想定区域や重要水防区域を町防災計画に明記するとともに、ポスター、パンフレット、ハザードマップの配布等により関係住民への周知に努める。

また、防災情報の伝達手段や指定避難所、指定緊急避難場所・避難経路の点検整備等を含めた警戒避難体制の確保に努める。

第４　流域全体での治水対策

近年の豪雨等による災害の頻発化や、気候変動により将来予測される降雨量増大に備えるため、従来の管理者による対策だけでなく、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の施策を国、府及び流域市町村と連携して推進していく。

第５　洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設における防災対策

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第３節　ダムに係る防災計画

ダム管理者は、ダム設計に関する諸資料を整備し、平常時の維持管理を徹底するとともに、老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。また、気象に関する予報警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止している。

町は、木津川上流の支川名張川に位置する高山ダムに対して、「高山ダム放流通報の伝達経路図」に基づき、情報の受信・伝達体制を確立する。

高山ダムの概要

ア　目　的：洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
イ　管理者：水資源機構
ウ　位　置：相楽郡南山城村高尾
エ　河川名：淀川水系名張川
オ　規　模：型式アーチ重力式コンクリート、堤高 67.0m、総貯水容量 56,800,000 ㎥、計画高水量 3,400 ㎥／s
カ　洪水調節は、洪水期（毎年６月 16 日から 10 月 15 日までの間）において標高 117.0mから 135.0mまでの容量 35,400,000 ㎥を利用し、ダム地点の計画高水流量 3,400 ㎥／s を 1,800 ㎥／s に調節

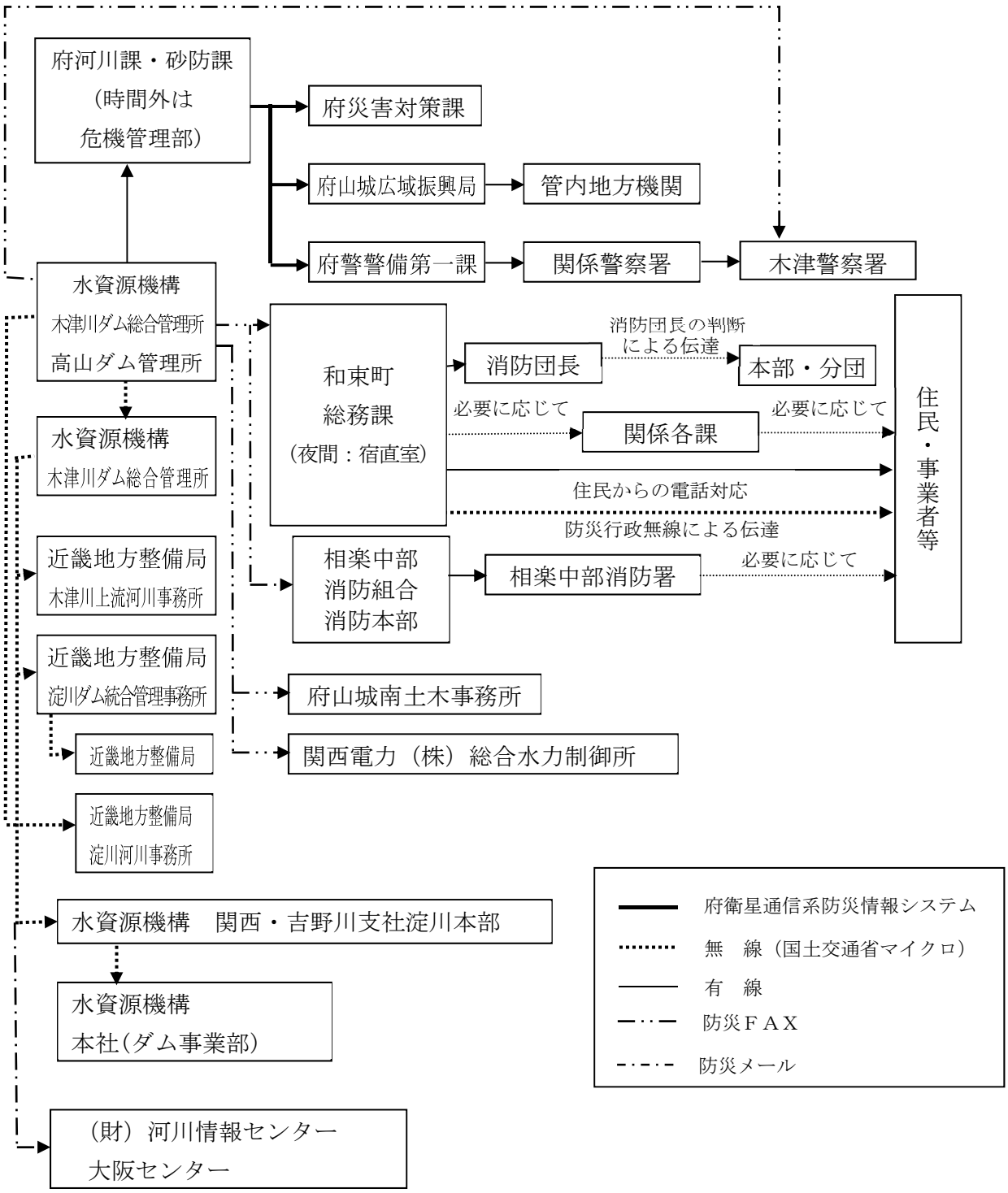

高山ダム放流通報の伝達経路図

第４章　林地保全計画

（建設農政課）

近年、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

府は、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全と併せて地域の防災施設の計画的な整備を進めている。

町は、府の行う治山事業に協力する。

第１節　本町の危険箇所

本町における危険箇所は、【資料編　資料５　本町の危険箇所「山腹崩壊危険地一覧」、「崩壊土砂流出危険地一覧」、「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「土石流危険渓流一覧」、「地すべり危険箇所一覧」】のとおりである。

第２節　治山事業

第１　土砂の流出、崩壊による災害の防止

国、府は、荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、府の山地災害危険地調査を踏まえ、治山事業を計画的に実施しており、新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れる等とともに、緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

第２　小規模治山事業と災害の応急対策

町は、公共事業、府の補助対策事業については積極的に取り組み、また、極小規模のものでも場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組み災害の拡大を防止するよう努める。

第３　地すべり対策

国、府は、地すべり危険地区の地表移動量等に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

第３節　保安林の整備

国、府は、自然災害や経済的理由等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ、機能の充実を図る。

また、保安林の管理を重点的に進め、特に機能の低下している保安林を特定保安林に指定し、その機能回復を図る。

第４節　森林整備事業（造林事業）

１　林野面積

本町の林野面積は、約 4,946ha（令和４年度）で、総面積の約 76％を占めている。（資料：京都府林業統計 令和５年版）

２　計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより、森林の公益的機能の高度発揮を図る。

なお、府は、近年の異常ともいわれる豪雨等の災害が全国各地で頻発していることをかんがみ、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 内閣官房）を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえて山地災害の未然防止対策を実施することとしており、町は連携・協力に努める。

３　計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

また、放置され、機能の低下を招いている人工林に対しては、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備していく。

さらに、人工林の伐採跡地で的確な更新が図られていない箇所については、国の森林環境譲与税、京都府の緑の公共事業、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づくり推進事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図る。

第５節　山地災害危険地区の周知等

町は、人的被害を極力軽減するため、山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

なお、府では、山地災害危険地区に関する詳しい情報について、各広域振興局森づくり振興課及び京都林務事務所で閲覧が可能であり、インターネット（京都府ホームページ）では山地災害危険地区の位置や種別などが確認できる。

第５章　土砂災害予防計画

（総務課、建設農政課）

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示す。

なお、府は、近年の異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発していることをかんがみ、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 内閣官房）を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえて砂防関係事業を推進することとしており、町は連携・協力に努める。

第１節　土砂災害における警戒避難体制

町は、土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するため次の予防対策の実施に努める。

第１　警戒又は避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、警戒避難基準等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるため、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも、他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

第２　適切な指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路の設定、周知

指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

設定した指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路は、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

第３　情報の伝達等

大雨等により、区域内に災害の発生するおそれがあるとき、又は気象庁から発表される大雨に関する注意報・警報や、次節に記載する土砂災害警戒情報が町域に発表されたときは、これらの情報を広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達を行うことで警戒体制をとらせ、状況に応じて避難指示等を発令する。

また、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば土砂災害の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、上記の情報や、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるよう努め、住民の迅速かつ円滑な警戒避難体制の整備に努める。

第４　防災知識の普及及び防災活動の実施

町職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。

また、関係機関と協力して、土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

第５　要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障がい者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、本計画において、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

施設名称	所在地	情報伝達方法	対　象
特別養護老人ホーム わらく	大字釜塚小字 縄手 25	電話・訪問・防災行政無線 戸別受信機	土石流 区域番号：ち 017 区域名：谷田川
和束町在宅介護支援 センター	大字釜塚小字 生水 15	電話・訪問・防災行政無線 戸別受信機	土石流 区域番号：ち 017 区域名：谷田川

なお、国は、平成 29 年６月 19 日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとした。

よって、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、作成した計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

町は、府と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

町が行う支援等は、以下のとおりである。

(1)　避難確保計画作成の支援

町は、要配慮者利用施設を新たに町防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、町及び府の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

(2)　避難確保計画の確認

施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、町等の関係部局が連携して内容を確認し、

必要に応じて助言等を行う。

(3)　避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、町長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行う。

(4)　避難訓練実施の支援

要配慮者利用施設における避難訓練の実施については、町及び府の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要であり、町及び府は、このような避難訓練が実施されるよう支援を行う。

第２節　土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

第１　京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

府と京都地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報を共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができ、避難が必要とされる「警戒レベル４」に相当する。

町は、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示等の必要な措置を講ずる。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の２）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】

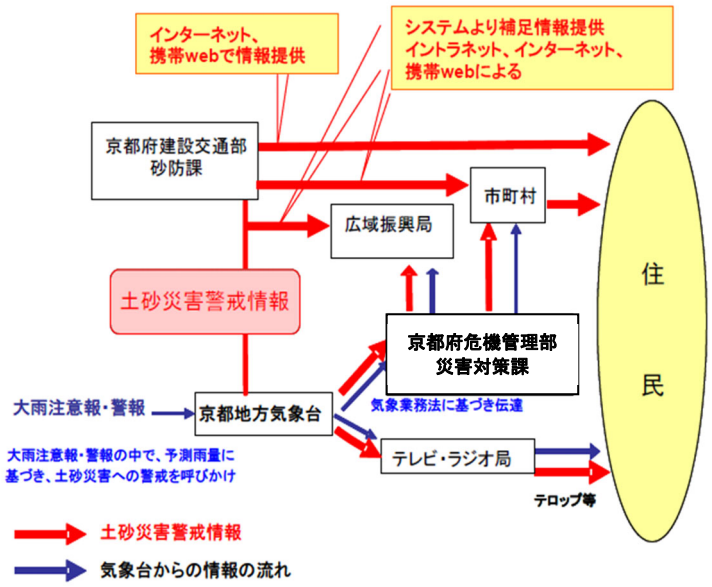

第２　基　準

土砂災害警戒情報の発表基準は、「一般計画編　第２編　災害予防計画　第１章　気象等予報計画　第１節　一般の利用に適合する予報及び警報　第９　気象情報　(4)　土砂災害警戒情報」のとおりとする。

第３　発表単位

府と京都地方気象台は、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。

第４　留意点

１　土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

２　土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

３　個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第５　京都府土砂災害警戒情報システム

１　システムの概要

本システムは、気象台による降水予測と、府の作成した１キロメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

情報発表の判定方法

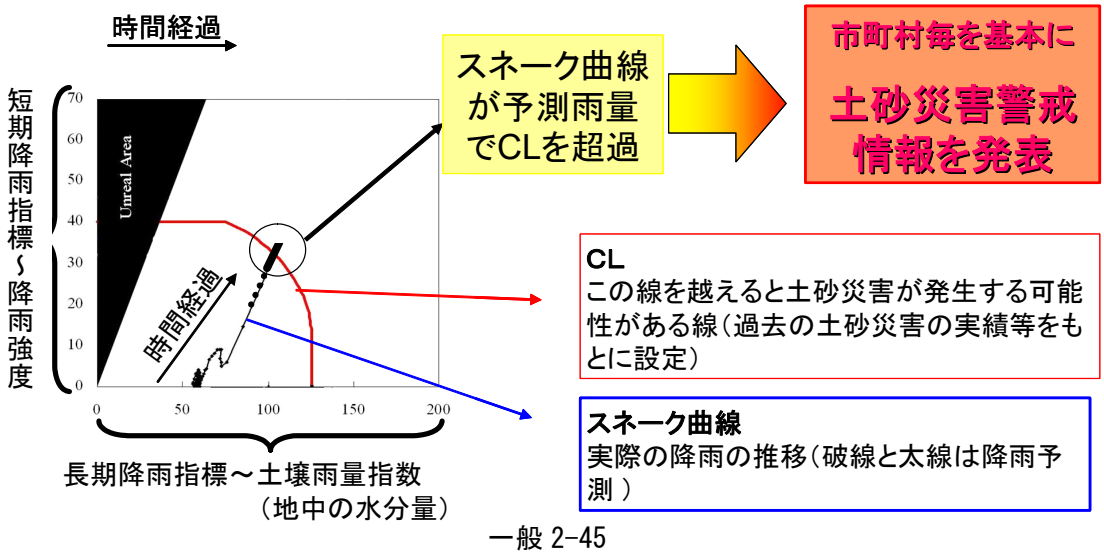

２　市町村への情報提供

府は、市町村に対して、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して情報提供するとともに、事前に登録されているＰＣメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により、地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Web で発信を行う。

３　用語解説

解析雨量	気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから１キロメッシュごとの降水量を推定したもの。
土壌雨量指数	長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24 時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。 直近の雨ほど土壌中に多く残るという土壌の特性をモデルに組み込んでいる。
ＣＬ	この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線で、過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直され、さらなる精度向上が図られる。

第３節　土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第１　緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づき、国土交通省及び府は、次のとおり緊急調査を行う。

１　国土交通省が実施するもの

(1)　河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のア、イを共に満たす場合）
ア　河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね 20m以上ある場合
イ　おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

(2)　河道閉塞による湛水（次のア、イを共に満たす場合）
ア　河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね 20m以上ある場合
イ　おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

２　京都府が実施するもの

(1)　地すべり（次のア、イを共に満たす場合）
ア　地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
イ　おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

第２　土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第 31 条）

国土交通省又は府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第 31 条により関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては、府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第４節　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、府による「土砂災害警戒区域（土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域）」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら、総合的な土砂災害防止施策を推進する。

本町には、【資料編　資料６　土砂災害警戒区域・特別警戒区域】のとおりの土砂災害警戒区域等が指定されており、平成 28 年３月 18 日で全て指定済みとなっている。

第１　指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

第２　警戒避難体制等

１　町は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

(1)　土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法

情報の収集は前節により行い、伝達方法は「第２編 災害予防計画 第 30 章 第６節 第２ 住民への情報伝達方法」を準用する。

(2)　避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア　避難所については、土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、土砂災害警戒時の指定避難所、指定緊急避難場所を指定する。

イ　避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要援護高齢者、障がい者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、

町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

２　警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

また、当該施設の管理者又は所有者に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けるよう指導・支援を行う。

３　国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の発生のおそれがある場合の指定避難所、指定緊急避難場所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、上記１で定めた事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

第５節　砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、渓岸が浸食されていては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起こし、氾濫の原因になる。

本町には、砂防法第２条による指定箇所（砂防指定地）が 35 箇所存在する。

この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところについて砂防事業を推進するよう府に要請し、土砂災害の防止に努める。

第６節　土石流対策計画

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、渓岸がけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町には、土砂災害警戒区域等（土石流）の指定が 52 箇所、そのうち「土石流危険渓流」として 44 渓流（保全人家が５戸以上 25 渓流、１～４戸 19 渓流）存在する。

土石流危険渓流とは、「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に１戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる渓流である。

第１　住民への周知

町は、土石流による土砂災害の発生を防止するため、山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、府と協力して、「土石流危険渓流及び危険区域」の箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

また、必要に応じてパトロールを実施するとともに、被害のおそれがある住民に対して、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに避難すること、二次的な土砂災害が発生する可能性があることについて、平常時から住民への周知徹底を図るものと

する。

第７節　地すべり対策計画

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山崩れと判断しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。

本町には、土砂災害警戒区域等（地すべり）の指定が２箇所、そのうち「地すべり危険箇所」が２箇所、そのうち１箇所が「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第３条）である。

第１　地すべり対策の推進

地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、府は、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必要な対策を実施する。

第２　住民への周知

町は、地すべりによる土砂災害の発生を防止するため、地面にひび割れが生じるなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

また、必要に応じてパトロールを実施するとともに、被害のおそれがある住民に対して、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに避難すること、二次的な土砂災害が発生する可能性があることについて、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。

第８節　急傾斜地崩壊対策計画

本町には、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定が 81 箇所、そのうち「急傾斜地崩壊危険箇所」が 51 箇所（保全人家が５戸以上 26 箇所、１～４戸 25 箇所）、そのうち「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域が 7 区域ある。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成 11 年 11 月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが５ｍ以上、傾斜度が 30 度以上の急傾斜地で、被害想定範囲内に１戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる箇所で、そのうち、急傾斜地の崩壊による災害から町民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年７月１日法律第 57 号）に基づき、府において急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

第１　住民への周知

町は、崩壊による土砂災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域等における崩壊防止工事の実施について府に要請する。

また、必要に応じてパトロールを実施するとともに、崩壊による被害のおそれがある住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに避難すること、二次的な土砂災害が発生する可能性があることについて、平常時から住民への周知徹底に努める。

第６章　道路防災計画

（建設農政課）

大雨による崩土及び河川の増水や冠水等による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第１節　道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

1　災害時の緊急輸送道路となる次の道路などの早期改良・整備を各道路管理者に要望していく。

- **第１次緊急輸送道路**
  - 国道 163 号
- **第２次緊急輸送道路**
  - 主要地方道木津信楽線

2　町道については、国道や府道の整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送道路等との連絡道路、災害時に避難施設に移動する避難路、緊急車両の通行に支障がある道路について整備を図る。

3　水害によりたえず路面が水没する箇所及び道路損壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するためかさあげ等を行う。

4　大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネットやコンクリート擁壁の設置などの対策工事を行う。

5　水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁補修を行う。

6　国や府と連携し、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失による、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

第７章　農業用施設防災計画

（建設農政課）

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、町内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでにも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づけられる。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図る。

なお、府は、近年の異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発していることをかんがみ、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年内閣官房）を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえて砂防関係事業を推進することとしており、町は連携・協力に努める。

第１節　ソフト対策

１　大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及に努める。

２　ハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有するなど公表に努める。

第２節　大雨、洪水等の対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨や洪水、雪害から農業用施設の一次災害を防止するための日常的な対応措置の実施に努める。

第１　農業用ため池

１　巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木の除去

２　斜樋底樋の排水態勢の点検整備

３　堤体の応急補強と通行規制

４　洪水吐き及び下流放水路障害物の除去

５　不用貯水の排除及び事前放流の徹底

６　農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管

７　未利用ため池の廃止

８　府山城広域振興局が行う農業用ため池の諸元情報のデータベース化、定期的な点検調査に協力するとともに、ため池のハザードマップ作成に積極的に取り組む。

第２　頭首工

１　洪水流下を阻害しないように取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落し方式のものを含む。）の整備点検と操作の演習
２　取水ゲートからの河水流水防止措置

第３　用排水路

１　浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
２　水路中の各種ゲートの整備点検、操作

第４　用排水機場（ポンプ）

１　原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備や試運転
２　ディーゼル機関の燃料の確保、保管
３　浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
４　排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

第５　農　道

１　路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等の排水施設の浚渫、清掃

第６　工事中の施設

１　仮締切の点検

第７　雪害への対応

１　融雪による洪水に対しては、大雨や洪水の対策と同様とする。
２　降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

第３節　地震対策

１　農地や農業用施設そのものの被害（１次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。
２　地震に弱いと判定される構造物については、可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次被害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、指定避難所、指定緊急避難場所

や緊急用水確保としての活用についても検討を加えること。

第４節　人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため、農業用施設の平常時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を呼びかけること。

第８章　防災営農対策計画

（建設農政課）

住民の生活基盤安定を目的として農林水産物の災害予防対策の推進を図るため、営農指導を行う組織、方法等について定める。

第１節　計画の内容

町は、異常気象に関する気象予報警報の情報収集伝達体制の強化に努めるとともに、気象予報警報等の末端への迅速な浸透と、指導体制の確立を図る。

１　山城南農業改良普及センター・農業協同組合との連携の強化
２　農林水産物の予防対策実施の奨励
(1)　雪害及び干害
(2)　晩霜と低温障害
(3)　春期高温障害
(4)　春期長雨障害
(5)　ひょう害
(6)　長梅雨及び水害
(7)　風水害
(8)　干ばつ

第９章　建造物防災計画

（総務課、建設農政課、まちづくり応援課）

災害による建造物の防災対策を実施し、住民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。また、町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進める。

第１節　建築物の防災対策

第１　建築物防災対策の基本方針

１　建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。

(1)　構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(2)　防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を抑え、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(3)　耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(4)　使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。

火災時等には、防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

(5)　良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を及ぼす衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

２　建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。

(1)　適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。

(2)　適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。

(3)　既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこと。

第２　対象建築物と具体的対策

１　公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

なお、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(1)　新築時、増改築時における高い耐震性（非構造部材を含む。）の確保、緻密な防災計画の策定
(2)　維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
(3)　ブロック塀の点検、撤去又は改修
(4)　非常用電源（機材、燃料等）の確保
(5)　防災機能の強化（夜間照明、天井に設置している設備の落下防止対策など）

２　多数の人々が利用する特定建築物

社会福祉施設等多数の人々が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、府と連携して以下の対策を講じる。

(1)　設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底
(2)　建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
(3)　府と十分連絡調整を行い、連携・協力体制を築きながら、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づく指導等を進め、建築物の耐震化が円滑に進むように努める

３　住宅、その他の建築物

地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震等の大規模地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や不特定多数の利用する特定建築物以外の建築物については、府と連携して、耐震改修に関する助成制度や税制優遇措置の周知、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

(1)　地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進
(2)　住民に対する建築防災の普及・啓発推進
(3)　建築相談、耐震相談窓口の設置
(4)　ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進
(5)　耐震改修促進法による認定制度を活用し、補助及び融資等による耐震改修の誘導
(6)　共同住宅等については、建築基準法第 12 条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点

検を促進し、必要な改修を指導する。

(7)　屋根瓦の脱落・飛散防止、吊り天井や外壁材等非構造部材の落下防止対策の啓発推進

４　土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

５　地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要であることから、府と連携して以下の対策を推進する。

(1)　被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成を図る。

(2)　府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制等の整備を進める。

第２節　宅地造成防災対策

第１　宅地防災への対応

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対して安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策を進めている。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会等と連携し、実施体制等の整備を進める。

また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については、移転等を推進する。

第２　宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、府との連携により、宅地造成及び特定盛土等規制法並びに都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うとともに、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には、府と連携して合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施工者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施工に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

第３　所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策に努める。

第 10 章　文化財防災計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。

その防災計画は、災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第１節　現　況

現在、町にある文化財は【資料編　資料８　文化財一覧】のとおりである。

第２節　文化財の保全・指導内容

第１　建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導・助言する。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建造物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

町指定文化財については、国指定、府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第２　美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置にあたっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置する等、状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第３　記念物、文化財環境保全地区

史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第３節　文化財保護対策

１　文化財の所有者又は管理団体に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

２　災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導・助言を行う。

３　文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導・助言を行う。

４　文化財の防火・防災に関係のある消防本部等との連絡、協力体制を確立する。

第４節　補助金及び融資

第１　補助金

府は、国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し「京都府指定・登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」並びに「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」の補助制度を設けている。補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、府は、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付していることから、所有者、管理団体に対して周知を図る。

第２　融　資

- 財団法人京都府文化財団の行う融資制度
- 長期：10 年償還　　低利（年利 1.2%）
- 融資対象は補助金事業に準ずる

第 11 章　危険物等保安計画

（相楽中部消防組合）

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力発電施設以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第１節　危険物の予防対策

第１　危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第２条第７項に規定する危険物を貯蔵し又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている現状であり、相楽中部消防組合が府消防保安課との連携により、取り扱い事業所に対して次のような指導等を実施する。

1　危険物製造所等が消防法第 10 条第４項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
2　危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取り扱いは、消防法第 10 条第３項に規定する技術上の基準に従って行うよう、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取り扱いについて安全指導を行う。
3　立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取り扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。
4　危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

第２　危険物取扱者制度の効果的な運用

1　危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取り扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
2　消防法第 13 条の 23 に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

第３　石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物、特に石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が 100 分の１を超えるもの。）による、タンクの破損を防止するとともに、万一の油流出に備え次の事項について指導する。

１　屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施
２　著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
３　二重防油堤設置の検討
４　異常事態発生時における応急体制と緊急通報体制の確立
５　従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
６　応急資器材※の備蓄
７　同企業間の相互応援協定の締結

※応急資器材：油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、
土のう、ひしゃく、空ドラムかん等

第４　地震対策

１　屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討
２　防油堤補強の検討
３　固定消火設備の検討
４　配管の検討
５　通報設備の検討
６　タンク冷却用水の検討

第２節　火薬類及び高圧ガス対策

相楽中部消防組合が府消防保安課との連携により、取り扱い事業所に対して次のような指導を実施する。

第１　保安管理体制の確立

緊急事態発生時において、保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

第２　製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

第３　地震等によるガス漏洩防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一

定規模以上の貯槽に取り付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

第４　高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

第５　火災に対する予防

１　火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。

２　高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

第６　保安指導

１　対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

２　関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他の連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。

３　対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

第３節　毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、「毒物及び劇物取締法」による登録を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するシロアリ防除業）は取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講じることとなっている。

府山城南保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

町は、必要に応じて、これに協力する。

第１　予防対策

１　毒物、劇物の取扱状況について随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。

２　災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

(1)　表示による貯蔵場所の明示

(2)　貯蔵設備、方法の確立

(3)　在庫数量の把握

(4)　貯蔵場所の検討

第２　対策の内容

１　貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

２　災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

３　災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第４節　原子力発電施設以外の放射性物質対策

１　原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図る。

２　１に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

第 12 章　消防組織整備計画

（総務課、消防団）

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第１節　消防組織・体制の充実

第１　消防活動体制の充実強化

１　消防団員の教養訓練の強化と資質の向上
２　消防団への多機能消防車両の配備の促進

第２　消防計画の整備等

１　消防計画の整備
２　相楽中部消防組合との連携強化

第２節　消防力の充実強化

第１　消防施設の整備

１　消防車両等

(1)　消防の近代化を図るため、消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防施設の整備を図る。

(2)　「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の充実強化及び消防団員の確保に努める。

２　消防水利

(1)　出火時の水利は消防にとって特に重要である。簡易水道の施設普及にかんがみ、水道消火栓の設備促進を行う。

　また、災害に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利を確保する。

(2)　「消防水利の基準」に基づき、消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

３　消防団無線

円滑な消防団活動を実施するため、現存の消防団無線を有効活用する。

第２　消防団の活性化

１　消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、機能的分団等の取り組みなど、団員の任用に関する施策を検討する。

２　消防大会、消防操法大会に参加し、消防団員の士気を高めるとともに、連携強化に努める。
３　団員のサラリーマン化に対応して、出動体制の円滑化を図るため、各種企業団体へ協力の働きかけを行うとともに、協力事業所表示制度導入の促進に努める。
４　消防団施設の充実強化を図り、消防力の整備指針に応じた消防車両や防災資機材等の整備を促進する。
５　消防団員の教育訓練の充実を図り、知識及び技能の向上に努める。

第３節　消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋２回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

１　春季全国火災予防運動
２　秋季全国火災予防運動
３　住宅用火災警報器設置の啓発
４　消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防志気を高める。
５　関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

第４節　相互応援協定

大規模災害の発生時における応急対策が、緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、相互応援協定の締結を積極的に進める。

第５節　消防団員の教養訓練の促進

近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して、次の教養訓練に重点を置いて実施する。
その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努める。

１　消防団員に対する予防及び警防指導員教育
２　消防団員の幹部教育

第 13 章　通信放送施設防災計画

（西日本電信電話㈱、ＫＤＤＩ㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル㈱、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ㈱、日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、㈱エフエム京都）

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、遠隔地の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じられるよう設備ごとに予防措置の万全を期する。

第１節　通信施設の防災計画

第１　電気通信設備等の防災計画

各事業者は、災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

１　大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
２　暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
３　主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
４　主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

第２　伝送路の整備計画

各事業者は、局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し又は計画する。

１　主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
２　主要区間の伝送路について、有線及び無線による２ルート化を実施する。

第３　回線の非常措置計画

各事業者は、災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期する。

１　回線の切替措置方法
２　可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

第４　移動無線網の拡充整備（孤立防止対策計画）

各事業者は、災害の発生で、通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の整備充実を図る。

1　小型無線電話機の増備
2　可搬型無線機の増備

第５　「災害用伝言ダイヤル（１７１）」運用計画

「災害用伝言ダイヤル（１７１）」は、「１７１」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

1　被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
2　伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
3　家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

第６　「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、スマートフォン及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

1　被災地住民の連絡手段として活用する。
2　メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
3　災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話、スマートフォン及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第２節　放送施設の防災計画

平常時から、次について準備しておく。

1　別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
2　消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害を受ける地区への応急機材の配備）
3　無線中継状態の把握
4　移動無線機等の伝ぱん試験
5　交通路の調査
6　非常持出機器、書類の指定
7　仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
8　電力会社、警察、国土交通省等の利用可能な通信回路の調査
9　その他必要と認められる事項

第３節　倒木対策

町及び通信事業者は、倒木による通信網や道路啓開に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互連携の強化に努める。

また、通信事業者は、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努めるものとする。

第 14 章　電気施設防災計画

（関西電力送配電㈱）

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力送配電株式会社は防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整えるものとする。

第１節　台風、洪水対策

１　水害対策

(1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

(2) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の構造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器かさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

２　風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

第２節　雷害対策

１　送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取り付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

２　変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に接地するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

３　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

第３節　雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

１　送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

２　変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取り付け、融雪装置等の設置を実施する。

３　配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取り付け、難着雪電線の使用等により対処する。

第４節　地震対策

１　送電設備

架空電線路は電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不等沈下を考慮した設計を行う、

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

２　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

３　配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性の

ある管路を採用するなど、不等沈下を考慮した設計を行う。

４　通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。

また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第５節　電気事故の防止

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

第６節　倒木対策

町及び電気事業者は、倒木による電力供給網や道路啓開に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互連携の強化に努める。

また、電気事業者は、事前伐採等の実施に当たっては町との協力に努めるものとする。

第 15 章　資材器材等整備計画

（総務課、建設農政課）

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄による。また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行う。

第１節　応急復旧資材確保計画

第１　災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な備蓄資材器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備する。

第２　水防用施設資材器材

町（水防管理団体）は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努める。

１　水防倉庫

(1)　水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長１km から２km まで１箇所とする。

(2)　大きさは 33 ㎡以上とする。

(3)　設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

２　水防用資材器材

(1)　資材中、腐食、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

(2)　むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想して、あらかじめ収集の方法を検討しておく。

(3)　資材、器材を減損したときは、直ちに補充する。

３　基　準

水防倉庫１棟あたりの資器材の備蓄、数量について府が示す基準は、次のとおりである。

（資材）

品目	数量	品目	数量	品目	数量
かます・俵 布袋類	600 枚	むしろ	100 枚	鉄線(10 番)	100kg
		釘(15cm)	12kg	鉄線(8 番)	100kg
なわ	600kg	杉丸太 長 1.8m 末口 6cm 長 1.6m 末口 9cm	150 本	割木	50 束
ローソク	50 本			予備土 玉石 予備砂利	若干
竹（竹杭用を含む）	50 本				

（器材）

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30 丁	かけや	10 丁	のこぎり	4 丁
かま	10 丁	おの、又は なた	5 丁	ペンチ	3 丁
たこづち	8 丁	くわ	10 丁	バケツ	1 個
ツルハシ	2 丁	金づち	3 丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干	－	－

※本表は基準を示すものであり、状況に応じて変更しても支障ないものとする。

第２節　食料及び生活必需品の確保計画

第１　生活物資の備蓄

１　基本的な考え方

町は、災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、それを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。

２　備蓄意識の高揚

町は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取り組み（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において３日分（７日分以上が望ましい。）の食料（食物アレルギー対応食品、離乳食、介護食品等を含む。）、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。

３　備蓄物資の活用

町は、備蓄物資を、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

４　備蓄物資の保管

町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初、緊急に必要となる食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄するとともに、備蓄物資の定期的な点検や更新を実施する。

また、要配慮者や女性及び子どもが必要とするものを備蓄し、避難所に必要な物資

を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

第２　米穀等食料の確保

１　町は、卸売業者（支店等）及び府山城広域振興局長等と密接な連絡をとり、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

２　府は、食料品の調達、あっ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成９年４月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を要請する。

３　町は、米穀が不足する場合には、府（災害対策課）に調達を要請する。

府は、「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携して米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保に努める。

４　町は、災害の発生が予想される場合には、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じて、とう精を依頼し、精米の確保に努める。

第３　物資の調達・連絡体制の整備

町内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達・連絡できる体制を確立する。

第４　物資輸送拠点の整備

物資の備蓄場所、避難場所の位置、並びに府及び近隣市町村等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、地域輸送拠点予定地（救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を行う場所）をあらかじめ定める。

また、民間事業者との間で協定を締結し、地域輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、民間事業者のノウハウや能力等を活用することができるように努める。

さらに、防災訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第５　調達ルート

食料及び生活必需品の調達ルートについては、【資料編　資料９　食料及び生活必需品の調達ルート】のとおりとする。

第６　配分計画・支給要領の策定

食料及び生活必需品の調達後における取り扱いとして、炊き出し等による食品の給食計画や生活必需品の配分計画及び支給要領を定める。

(1)　町は、物資の受領及び配分の責任者を定める。
(2)　地区ごとに物資支給の責任者及び支給要領を定め、被災者への支給が迅速・的確に行えるようにしておく。

第７　炊き出し計画

炊き出し予定施設は、和束町健康福祉交流センター、老人福祉センター、体験交流センター、和束町各区会議所、人権ふれあいセンターとするが、これら施設においては炊き出しに必要な資機材を事前に準備しておくものとする。

第８　家庭動物の飼料等の確保

家庭動物がいる場合、飼い主はその責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、５日分（７日分以上が望ましい。）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるものとし、町は、その旨を広報・啓発する。

なお、家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管される。

第９　燃料の確保

町は、平常時から住民拠点ＳＳ※の役割や所在地について周知し、災害時にも住民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるよう、町内事業者との協定締結等に努める。

※住民拠点ＳＳ：自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第 16 章　防災知識普及計画

（総務課、相楽東部広域連合教育委員会、関係各課、消防団）

町及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互協力のもと、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画する。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要である。

そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮するとともに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、行政主導のソフト対策だけでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るよう努める。

このほか、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力やＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第１節　計画の内容

災害による被害を軽減するためには、府、町及び防災関係機関はもとより、個人や家庭（自助）の取り組みを促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する人材を育成する。

また、防災知識の普及、意識の高揚にあたっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツのメニューの充実に努める。

なお、規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性があること等について普及啓発するものとする。

第１　職員に対する防災研修

町は、府が実施する専門的な研修等を活用して、町長及び幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

また、次に掲げる取り組みを行う。

１　各機関の職員研修所等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施する。
教育は、幹部職員、一般職員等に分けて行う。

２　町地域防災計画が的確かつ有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

３　災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した、応急活動のためのマニュアル等の作成、周知を行う。

第２　住民等に対する啓発

１　講習会等による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、住民等の啓発に努める。

(1)　講習会
(2)　説明会
(3)　座談会
(4)　研究会
(5)　施設見学会
(6)　展覧会

２　各種メディアによる普及

町は、広報紙、ポスター、ホームページ、ハザードマップ、パンフレット等各種メディアを活用し、過去に発生した様々な災害の状況、町内で発生した災害及び被害の状況のほか、防災に関する必要不可欠な知識の普及啓発に努める。

(1)　映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

(2)　報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して一般に普及広報を行うよう努める。

３　記念事業による普及

防災の日（防災週間)、防災とボランティアの日（防災とボランティア週間)、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

４　社会教育等を通じての普及

(1)　社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
(2)　ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
(3)　その他の関係団体の諸活動を通じての普及

５　普及の内容

(1)　災害に関する一般的知識
(2)　平常時の減災に向けた取り組み
ア　住宅、屋内の整理点検

イ　火災の防止
ウ　非常食料、非常持出品の準備
エ　指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等の確認
オ　京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握
カ　応急救護
キ　物資の備蓄、耐震補強、感震ブレーカーの設置、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資
ク　家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
ケ　警報等発表時や避難指示等の避難情報の発令時にとるべき行動
コ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
サ　適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成

(3)　災害発生時における的確な行動
ア　場所別、状況別
イ　出火防止及び初期消火
ウ　避難の心得
エ　「災害用伝言ダイヤル（１７１）」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
オ　帰宅困難者支援ステーションの活用
カ　自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
キ　自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
ク　災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
ケ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋内外の写真撮影を行う等、生活再建に資する行動
コ　災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性の確認

(4)　史実の継承
郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

(5)　緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、５段階の警戒レベルの普及・啓発

(6)　地震保険、火災保険の加入の必要性

６　バリアフリー化
視聴覚障がい者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第２節　学校における防災教育

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに、自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践

的な防災教育の実施に努める。

また、消防団は、消防本部との連携を図りつつ、小学校等において町が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うよう努める。

第１　児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

第２　教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養等、及び応急手当の技能の向上を図る。

第 17 章　防災訓練・調査計画

（総務課、関係各課、消防団）

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施、及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について、必要な事項を定める。

第１節　防災訓練計画

災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びＮＰＯ・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

第１　総合防災訓練

防災関係機関が協議を行い、おおむね次により原則として毎年１回実施する。

１　訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

２　訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

３　訓練の方法

(1)　現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練、基本的な防災用資機材の操作方法の習得等を総合して実施する。

(2)　訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、気象、雨量状況等を設定する。

(3)　訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(4)　ハザードマップを災害時に活用できるよう、実施要領を定める。

(5)　その他細部については協議の上決定する。

第２　地区別訓練

町は、町内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員、通信連絡等の訓練を随時実施する。

第３　図上訓練

町は、町内各地区の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて地区ごとに図上訓練を実施する。

第４　各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年１回これを実施する。

第５　訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第６　複合災害を想定した訓練

風水害、地震、放射線障害事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

また、放射線事故等原子力に係る災害の発生に備え、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

第２節　防災調査計画

町内の河川、ため池、山崩れ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第１　防災パトロール

町長が実施責任者となり、関係機関と協力し、災害時に危険が予想される箇所を調査することにより、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行う。

実施計画は、町が行い、関係機関の協力を求める。

実施方法は、「防災パトロール実施要領」（昭和 48 年５月８日付け８消第 236 号「防災体制の整備強化について」）による。

第２　被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定することにより、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

第 18 章　自主防災組織整備計画

（総務課、消防団）

第１節　計画の方針

住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要であり、これの育成強化について必要な事項を定める。（災害対策基本法第５条第２項、第７条）

その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努める等により地域防災力の向上を図る。

第１　自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

(1)　平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、とるべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動の実施により、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

(2)　災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・給食・給水等の活動を実施する。

第２　住民組織の必要性の啓発と指導

町は、自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。

また、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

第２節　地域における取り組み

第１　住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

第２　自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適切な規模を単位とし

て、組織の設置を図る。

1　住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
2　住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

第３　町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、町において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努める。

第４　自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努める。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

１　規　約

(1)　役　員
ア　防災リーダー及びその任務
イ　班長及びその任務

(2)　会　議
ア　総　会
イ　役員会
ウ　班長会等

２　防災計画の策定

自主防災組織は、災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

(1)　地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
(2)　地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
(3)　自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、とるべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。(特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等)
(4)　地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
(5)　多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
(6)　自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をた

て、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。

(7)　防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制を整えること。

(8)　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

(9)　避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

(10)　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

(11)　その他自主的な防災に関すること。

第３節　地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

なお、国（内閣府）は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成など地区防災計画の役割について周知し、府は町の取り組みを支援することになっている。

第 19 章　事業所等防災対策促進計画

（関係事業所等）

第１節　計画の方針

事業所等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロール及びリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。このため、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなど、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与するよう努める。

第２節　事業所等における取り組み

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されることから、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

第１　事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成するものとする。

町は、府等と連携して、事業所等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化計画の策定支援に努めるとともに、防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行う。

第２　対象施設

自主防災体制の整備が望まれる施設は以下の通りである。

１　学校、旅館、病院等、多数の者が利用又は出入りする施設
２　危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
３　多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
４　複合用途施設
　利用（入居）事業所が共同である施設
５　自衛消防組織等の取り組みが事業所や地域の防災に貢献すると考えられる施設

第３　組織活動要領

１　消防計画等の作成

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

(1)　役　員
　ア　統括管理者及びその任務
　イ　班長及びその任務

(2)　会　議
　ア　総会
　イ　役員会
　ウ　班長会等

２　消防計画等への記載事項

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

(1)　事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
(2)　自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ町や消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
(3)　消防機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
(4)　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
(5)　負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
(6)　避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
(7)　地域住民との協力に関すること。
(8)　その他防災に関すること。

第４　事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、学校、旅館、病院等、多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

さらに、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保（燃料等の確保を含む。）するよう努めるものとする。

第５　事業継続計画

事業所等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるものとする。

また、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都ＢＣＰ検討会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として計画策定に努める。

第６　事業継続計画（ＢＣＰ）の普及啓発

町は、府と連携して、事業所等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組む。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画（ＢＣＰ）策定に関するセミナーの開催等を行い、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）の普及啓発に努める。

第７　災害時における出勤抑制

事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 20 章　社会福祉施設防災計画

（総務課、保健福祉課）

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第１節　現　状

社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたるとともに、消防計画を策定し、所轄消防署に届け出を行っている。また、水防法、土砂災害防止法等に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害等に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成が義務付けられている。

府は、避難確保計画作成を支援するため、国土交通省「講習会プロジェクト」を活用した講習会を実施するとともに、避難確保計画を作成する際の作成例を示している。

町は、府と連携して、避難確保計画作成に係る助言を行い、避難訓練等を通じて実効化を図るよう努める。

第２節　予防対策

１　老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。

２　消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。

３　非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど、自主防災管理体制の整備に努めるものとする。

４　有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

５　町は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第３節　補助金及び融資

第１　補助金

- 社会福祉施設等施設整備費補助金

第２　融　資

- 独立行政法人福祉医療機構が行う融資
- 社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第 21 章　交通対策及び輸送計画

（総務課、建設農政課）

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。なお、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検しておく。

また、平常時より関係機関及び道路管理者間の連携・協力体制の強化に努める。

第１節　交通規制対策

第１　運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第 76 条第１項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとるものとする。

１　速やかに、車両を次の場所に移動させる。

(1)　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(2)　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

２　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

３　通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第２節　緊急通行車両等

第１　確認が行われる車両

災害対策基本法第 76 条第１項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認が行われる車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。（災害対策基本法第 50 条第１項）

なお、災害対策に従事する自衛隊等の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。

１　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

２　消防、水防その他の応急措置に関する事項

３　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

４　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
５　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
６　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
７　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
８　緊急輸送の確保に関する事項
９　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第２　緊急通行車両の届出

町は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、以下のような緊急通行車両の需要数を把握して、木津警察署に申請書類（緊急通行車両確認申出書等）を提出して審査を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておく。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

１　災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
２　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
３　使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第３　規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

規制除外車両の取り扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

なお、規制除外車両は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものである。大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両で、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものである。

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第 22 章　医療助産計画

（総務課、保健福祉課、国民健康保険診療所）

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第１節　医療救護活動のマニュアルの作成

町は、災害時に迅速に救護班を編成・派遣するとともに、関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。

第２節　災害時に拠点となる医療施設

町は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資器材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第３節　基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

第１　基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、医療品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

第２　地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受け入れを行う。

	２次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	緊急災害医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-711-8101	○
地域災害拠点病院	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

（出典：府防災計画）

第４節　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害医療コーディネーター

府が定めた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、災害・事故等の急性期（発生後おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して救急治療を行う。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む。）は、災害の発生時において必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を災害医療コーディネーターに委嘱し、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、二次医療圏ごとに災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。

そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第５節　災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

１　京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
２　消防無線や防災無線の多重化

第６節　災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、地上搬送手段の確保とともに、ヘリコプターを活用した搬送体制を整備する。

また、災害対策用ヘリコプター離着陸場等の機能強化を図る。

第７節　地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

１　病院の耐震機能の強化
２　自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第８節　住民に対する災害時初期対応の普及・啓発

町は、住民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第９節　広域的応援体制の整備

町は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

１　一般社団法人相楽医師会との災害時医療協定の締結
２　医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第 10 節　ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第 23 章　要配慮者に係る対策計画

（総務課、保健福祉課、国民健康保険診療所）

発災時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、指定避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。

町は、災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じる。また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

なお、府は、災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備することから、町においても派遣要請を行うための体制整備に努める。

第１節　要配慮者に係る支援体制の整備

町は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備し、災害時の職員体制や業務分担について定める。

また、町は、府との相互の協力・連携体制を整備するとともに、町社会福祉協議会及び近隣の保健福祉サービス事業者、ボランティア団体等との協力連携体制の確立に努める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

このほか、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、平常時より状況の把握に努め、危険が伴う作業を行う場合等において、必要に応じて、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力による支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検の実施にも努める。

第２節　避難行動要支援者対策

第１　避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、府保健福祉部局をはじめ関係部局に、情報提供の依

頼を書面をもって行う。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、個別避難計画の作成を含め、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

１　要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握する。

この際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

２　避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

① 要介護認定３～５を受けている者
② 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
③ 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
④ 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
⑤ 町の生活支援を受けている難病患者
⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

なお、要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができることとする。

３　避難行動要支援者名簿の記載項目

① 氏　名
② 生年月日
③ 性　別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先
⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

４　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

町は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難支援に必要となる情報を適宜更新（年１回程度）し、関係者間で共有する。

また、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として対応する。

【避難支援等関係者となる者】

① 消防機関
② 府警察

③ 民生児童委員
④ 和束町社会福祉協議会
⑤ 自主防災組織
⑥ 福祉事業者
⑦ 地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者
⑧ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める者

５　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1)　避難支援等関係者

名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者とし、名簿情報の適正管理に関し協定を締結した団体等に提供する。

(2)　名簿情報の提供

町は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から避難支援等関係者への名簿情報を提供すること、及びその趣旨に同意を得た者の避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

このため、町の担当部局は、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

(3)　名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき守秘義務が課せられていることを十分に理解のうえ、名簿情報を適正に管理する。

名簿情報の管理については、以下のような措置を講じる。

- 施錠可能な場所での保管の徹底
- 必要以上に複製しない

第２　発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

１　避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な連絡手段を用いて情報伝達を行う。

（聴覚障がい者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等）

２　避難行動要支援者の避難支援

(1)　平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

(2)　避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(3)　平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

３　避難行動要支援者の安否確認

(1)　安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

(2)　安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおく。

４　避難場所以外の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行う。

第３　個別避難計画の作成

町は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて、本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。個別避難計画については、関係部局、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努める。

また、個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第４　避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

(1)　高齢者や障がい者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行う。

(2)　和束町社会福祉協議会及び民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検することなどを適切に取り組む。

第３節　要配慮者の安全確保

１　避難行動要支援者以外の要配慮者についても、災害発生時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成・配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する安全確保に努める。

２　社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

３　地域住民等の協力を得て、要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

４　指定福祉避難所は、当該施設ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、当該施設への直接の避難を促進する。

【指定福祉避難所】

施設名	所在地	電話番号
和束町老人福祉センター	和束町大字白栖小字南半田 68－1	0774-78-2826
特別養護老人ホーム わらく	和束町大字釜塚小字縄手 25	0774-78-0165
和束町健康福祉交流センター（兼、指定避難所）	和束町大字釜塚小字生水 15	

５　福祉避難所においては、特に医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

第４節　要配慮者の生活確保

１　食料及び生活必需品の確保にあたっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

２　府との連携のもとに、要配慮者の緊急受け入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

３　避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から関係部局が連携して要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。

　また、避難所をユニバーサルデザインにするための取り組みや要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置、及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第５節　外国人の安全確保

　町は、町内在留外国人と外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、府との連携により、以下のような支援体制の整備に努める。

1　広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など、多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。
2　広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など、図式化を進める。
3　災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
4　防災訓練への外国人住民の参加を推進する。
5　外国人雇用者の多い事業所等においては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
6　災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。
7　災害関連情報の外国人等への広報については、以下のものも活用する。

- 外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips※」（国土交通省観光庁）

※　国内における緊急地震速報等を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリ。周囲の状況に照らした避難行動を英語で示した避難フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるホームページリンク集など、訪日外国人旅行者及び在住している外国人向けに災害時に役立つ様々な機能がある。

第 24 章　廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画

（環境衛生課）

一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

また、防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、二次的災害を防止するため災害廃棄物の広域処理を行う。

第１節　廃棄物処理等に係る施策

町は、大規模災害時における廃棄物の処理について、以下の施策を進める。

１　一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。

２　一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

３　廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

(1)　近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

(2)　仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

(3)　一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。

(4)　生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。（和束町災害廃棄物処理計画・令和４年３月）

(5)　災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

(6)　災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net、環境省）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

４　地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進め、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第 25 章　行政機能維持対策計画

（全課）

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、和束町業務継続計画（以下、「町ＢＣＰ」という。）を策定し、業務継続性の確保を図っている。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合での早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておく。

さらに、災害時の人材不足に備えて、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

第１節　業務継続体制の向上

大規模災害の発生時においては、本町自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定されることをかんがみ、町は、平成 30 年３月に町ＢＣＰを策定した。

町ＢＣＰは、町防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模災害発生時に本町が実施すべき業務を選定することと併せて、被災による町の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模災害発生時における本町の課題及び対策を検討し、本町の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

今後、前提条件の変化にも対応しつつ、町ＢＣＰの実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であることから、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

よって、町ＢＣＰに基づき、非常時優先業務を円滑に遂行するため、総務課を中心に全庁的な取り組みとして、ＰＤＣＡサイクルに基づく継続的改善を推進し、業務継続体制の向上を図る。

第２節　防災中枢機能等の確保、充実

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に

備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第 15 章 資材器材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第３節　各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

また、被災後の迅速な復旧・復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する。

第４節　応援・受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、「被災市区町村応援職員確保システム（総務省）」を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努めるとともに、同システムに基づく「災害マネジメント総括支援員」の派遣要請は府を通じて総務省に要請を行うことから、手続や要請方法等について確認しておく。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

このほか、平常時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、連携・応援体制を構築しておく。

また、町職員が被災自治体の応援として派遣される場合に備え、派遣先の現地において自活できるよう、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活動用の資機材や装備品等を整備しておく。

１　応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

２　計画に定める主な内容

(1)　組織体制の整備

(2)　他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
(3)　人的応援に係る担当部局との調整
(4)　災害ボランティアの受け入れ
(5)　人的支援等の提供の調整
(6)　全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
(7)　人的・物的資源の管理及び活用

第 26 章　ボランティアの登録・支援等計画

（保健福祉課、和束町社会福祉協議会）

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じる。

なお、町は、府、社会福祉協議会等と連携・協力して、平常時から災害中間支援組織（ボランティア団体、ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）とともに、ボランティアリーダーの育成等を図るほか、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備に努める。

具体的には、ボランティアの登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

このほか、町は、災害ボランティアセンターの設置予定場所について、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第１節　一般ボランティア

一般ボランティアは、特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティアである。

第１　受入体制の整備

１　一般ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「町災害ボランティアセンター」が受け入れ・派遣の需給調整、活動支援等を行うものとし、町は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

２　町は、和束町社会福祉協議会と連携して、災害時には「町災害ボランティアセンター」を設置する

３　町は、京都府社会福祉協議会、和束町社会福祉協議会と協力し、常設災害ボランティアセンターの設置を進める。

第２　一般ボランティアの活動環境整備

町は、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に努める。

第３　災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

町は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときはボランティアの参加について配慮を行う。

第２節　災害ボランティアに関する啓発

１　住民に対し防災知識の普及にあたるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。

２　ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努める。

第 27 章　広域応援体制の整備計画

（総務課、関係各課）

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等により広域的な応援体制を確立しておく。

第１節　防災関係機関との応援体制の整備

本町は、第２次緊急輸送道路である主要地方道木津信楽線及び主要地方道宇治木屋線（鷲峰山トンネル）が防災上の生命線となっており、東部は滋賀県甲賀市へ、西部は木津川市へ、北部は京都市や宇治市などへの災害時における避難や緊急物資の輸送路となっている。

したがって、隣接府市との災害発生時の連絡体制や相互協力協定など事前に確立しておくとともに、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定を締結するなど、広域応援体制の整備に努める。

第２節　消防受援体制の整備

消防本部が確立する消防相互応援体制を整備するとともに、連絡体制及び応援受入体制の整備に努める。

また、緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火、救急、救助に係わる全国的な応援、受援体制の整備に努める。

第３節　救援活動拠点の確保

自衛隊をはじめとする防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート、待機所等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、連絡体制の整備に努める。

第４節　合同訓練の実施

防災関係機関等との合同訓練の実施等により連絡体制の強化に努める。

第 28 章　上下水道施設防災計画

（環境衛生課）

簡易水道事業及び下水道事業管理者は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講じる。

第１節　上水道施設等の防災計画

町は、上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、事業者・自治体間の連携により職員の技術習得やノウハウの共有を強化する。

簡易水道事業管理者は、以下に示す措置を講じるものとする。

1　地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
2　防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
3　施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進める。
4　施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道をめざすため、緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。
5　広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や２系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。
6　施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
7　他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。
8　施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。
9　飲料水の備蓄の推進等について、住民や事業者が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

第２節　下水道施設の防災計画

町は、災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進めるとともに、老朽化が進む単独浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する。

下水道事業管理者は、以下に示す措置を講じるものとする。

１　地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行う。
２　防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
３　施設の防災性能の確保に努める。
４　広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。
５　施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
６　他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。
７　施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。

第 29 章　学校等の防災計画

（相楽東部広域連合教育委員会、保健福祉課）

学校、その他の教育機関及び保育所（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。

また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第１節　防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、町の災害対策担当部局やＰＴＡ、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校等での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために、対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

第１　学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。

災害発生時における体制については、学校等が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは、学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別の基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法、学校での保護方策を周知しておく。

第２　児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

１　発災時別の教職員の対応方策

(1)　在校時

(2)　学校等外の諸活動時

(3)　登下校時

(4)　夜間・休日等
２　保護者との連絡、引渡し方法
３　施設・設備の被災状況の点検等

第３　避難所としての運営方法等

避難所を運営する町担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制、具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

第２節　施設・設備等の災害予防対策

第１　施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

第２　防災機能の整備

１　避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

２　避難所としての機能整備

町防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

第３　設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第３節　防災訓練等の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき、家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障がいの有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

また、通学路ハザードマップ等を作成し、児童生徒等の防災に対する意識の向上を図る。

第４節　教育活動への配慮

第１　避難所としての活用

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

第２　敷地の活用

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第 30 章　避難に関する計画

（総務課、関係各課、消防団）

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別ごとに自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難するべきなのか、また、要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、災害の危険がある住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及させるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害等複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに十分配慮するよう努める。

さらに、指定避難所等における被災者支援が適切に行われるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの支援体制の整備等にも努める。

第１節　避難の周知徹底

第１　事前措置

町長は、指定緊急避難場所等へ移動する立ち退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり等の危険が予想される地域内の住民に、避難情報の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

その際、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立ち退き避難をするよう普及啓発を図る。

さらに、避難場所の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。併せて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努めるものとする。なお、避難場

所標識等については、案内図記号（ＪＩＳ　Ｚ8210）の追補６「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（ＪＩＳ　Ｚ9098）」を用いる。

【資料編　資料 10　避難所等一覧　参照】

また、大型の台風接近等により大規模な災害が発生すると見込まれる場合については、大雨・暴風が発生する前に避難を実施する方が安全に十分な余裕をもって避難活動を行える。

町は、住民に対し、避難指示等の発令よりも前に避難にかかる時間を把握しておき、メディア等で気象情報を常に確認して早めの避難を心掛けるように啓発する。なお、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

このほか、町は府と連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援するとともに、その際は避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

第２　避難指示等の周知

災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知するとともに、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保などの周知内容にも留意する。さらに、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４（避難指示）で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、警戒レベル３（高齢者等避難）や警戒レベル４（避難指示）が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難を安全にできない状況において、立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第２節　指定緊急避難場所等の指定及び避難経路の選定と確保

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

指定避難所については、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保（燃料等の確保を含む。）等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

具体的には次のとおりとする。

1　指定緊急避難場所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる運動公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

2　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等を指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3　町は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示、周知するよう努める。

第２　広域避難場所の選定

地震等による延焼火災が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておく。

1　広域避難場所の収容可能人数は、避難者１人当りの必要面積を、おおむね２㎡以上として算定する。

2　避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮する。

3　大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。

4　一定期間、避難者の応急救護活動ができること。

５　避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第３　避難場所の区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

１　避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
２　避難場所の区分けにあたって、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
３　避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第４　指定避難所への経路及び誘導方法

町は、指定避難所をそれぞれ結ぶ道路を避難路として整備することを検討する。

避難路は、土砂災害、浸水害、液状化等の危険性がない道路を選定するとともに、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講じる。

また、住民が指定された避難所等に安全かつ容易に避難できるように、避難路や避難所等の位置、名称、方向等の標識類の整備に努める。その際、高齢者や障がい者等に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備に努める。

また、平常時から消防職（団）員、警察官等協力の上、避難が実施できるような体制整備を確立しておく。

第５　避難の実施に必要な施設・設備等の整備

指定避難所において、避難者の生活環境の改善（トイレや更衣室、シャワー、空調など）や要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保及び Wi-Fi 環境の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資、新型インフルエンザ等感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては女性や子供にも配慮する。

また、要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

第６　円滑な避難所運営への配慮

１　町は、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、ＬＧＢＴなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営でき

るように配慮するとともに、ＮＰＯ等外部支援者の活用にも努める。

２　町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

３　町は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

４　在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策の検討するよう努める。

第７　介護保険施設、障がい者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するとしている。

町は、災害時には必要に応じて、被災地域外の地域にある施設を含め、実質的な福祉避難所として開設するなどの配慮に努める。

第８　新型インフルエンザ等の府内感染者発生に備えた対策

町は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から関係部局が連携し、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、町外のホテルや旅館等の活用を検討しておく。また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法についても定めておく。

第９　居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第 10　広域避難

１　町は、地域内に災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

２　町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定

しておくよう努める。

3　町は、避難所が広域避難の用に供する指定避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

4　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

5　町は、地域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、洪水浸水想定区域が広範囲にあることから、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第 11　広域一時滞在

1　町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる指定避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

2　町は、避難所が広域一時滞在の用に供する指定避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

3　町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4　町は、地域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、洪水浸水想定区域が広範囲にあることから、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第３節　指定避難所、指定緊急避難場所の選定等に関する事項

1　指定避難所は、旧村、区の単位で選定する。

(1)　避難者１人あたりの面積は 1.65 ㎡以上を確保するよう努める。

(2)　洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に基づき、災害の種類に応じて使用可能な避難所を指定する。

(3)　町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

(4)　町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

(5)　町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、

発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

２　指定緊急避難場所は、危険から緊急に逃れるための場所であり、災害の種類ごとに選定する。

３　平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

４　あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じて、換気、照明、給水等の施設の整備に努める。

【資料編　資料 10　避難所等一覧、資料 10-2　災害時重要給水施設一覧　参照】

第４節　避難所の管理に関する事項

避難所の開設に備え、以下の内容について詳細に定めた「避難所管理運営マニュアル」の作成を推進する。

また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の管理運営のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

その際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を管理運営できるように配慮するよう努める。

１　避難収容中の秩序保持
２　避難者に対する災害情報の伝達
３　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
４　避難者に対する各種相談業務

第５節　避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

避難所においては、対象地区人口規模に応じて以下のような施設・設備等の整備を行い、防災機能の拡充に努める。

１　食料、飲料水、給水用設備、照明設備、非常用電源（燃料の確保等を含む。）、常備薬、炊き出し用具、燃料、毛布、暖房器具等避難生活に必要な物資の備蓄
２　被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他施設又は設備の整備
３　備蓄倉庫の整備
４　負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
５　災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線、ファクシミリ、文字放送テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
６　高齢者や障がい者等を考慮したスロープや車椅子対応のトイレ等の整備
７　負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護用資機材の整備
８　避難所開設当初から直ちに避難者に提供できるよう、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの備蓄に努める。

第６節　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

第１　住民への情報伝達内容

１　平常時に伝達すべき防災情報

(1)　洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況
(2)　洪水や土砂災害発生の原因、種類及び特性等
(3)　気象情報、洪水や土砂災害に関する防災情報の聴取方法
(4)　住民からの情報の伝達方法
(5)　避難場所・避難路
(6)　避難の誘導方法
(7)　避難時の問い合わせ、注意事項、心得等
(8)　ハザードマップの利活用

２　緊急時に伝達すべき防災情報

(1)　予知情報（気象注意報・警報、洪水予報、避難判断水位到達情報、土砂災害警戒情報等）
(2)　災害誘因情報（台風情報等）
(3)　被害情報（災害による物的、人的被害に関する情報）
(4)　安否情報（住民の安否や所在地に関する情報）
(5)　避難情報（避難指示等、指定避難所・指定緊急避難場所・避難路・避難所に関する情報）
(6)　防災・救援情報（防災機関の活動に関する情報等）
(7)　生活情報（道路・交通情報・ライフラインの被害、復旧情報等）

第２　住民への情報伝達方法

住民への情報伝達手段は、平常時と緊急時と伝えるべき情報内容が異なるため、その方法も異なる。

平常時では、防災意識の高揚が主たる目的であるのに対し、緊急時は、情報伝達の正確さ・早さが特に求められる。

したがって、平常時の災害予防対策としては、１に示すような情報伝達手段を用い、広く住民の防災意識の高揚を図ることに努め、避難指示等の緊急を要する災害応急対策としては、以下の２に示す情報伝達手段を検討し、万全の体制整備に努める。

１　平常時の防災情報の伝達方法

(1)　広報、回覧板
(2)　ラジオ・テレビ・新聞等のマスメディア
(3)　講演会、映写会
(4)　ポスター、チラシ、パンフレット等
(5)　防災訓練

(6)　ハザードマップ
(7)　その他

２　緊急時（災害時）の情報伝達方法

(1)　テレビ、ラジオ
(2)　Ｌアラート（災害情報共有システム）
(3)　インターネット（町ホームページ等）
(4)　防災行政無線
(5)　広報車
(6)　その他

第７節　防災上重要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

１　学校は、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
２　児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
３　病院等は、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
４　高齢者、障がい者及び児童施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法に基づき町防災計画に記載された施設は、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練を実施するものとする。

なお、町は府と連携して、当該施設の避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

第８節　孤立するおそれのある地区の対策に関する事項

第１　災害時に孤立するおそれのある地区の把握

町は、災害時に土砂崩落、倒木等により通行できないことが予想される地区をあらかじめ把握しておく。

第２　食料・飲料水の備蓄

町は、孤立予想地区内の住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう指導・啓発を行う。

第３　情報連絡方法

町は、孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保に努める。

第９節　避難情報の判断・伝達マニュアル

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準について取りまとめた「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域等、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

第２　避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し洪水浸水想定区域の理解を促す。

第３　避難指示等の発令基準

気象庁公表の「あなたの街の防災情報（和束町など)」も活用し、対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令にあたっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とし、府又は国に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうることから、総合的な判断を行うこと。

さらに、過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成するとともに、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラとのリンクの設定にも努める。

第４　避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、関係部局が緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

なお、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令の状況	住民に求める行動
レベル３	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	**高齢者等避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保（注１） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル４	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	**全員避難** ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）
レベル５	緊急安全確保（注２）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	**命の危険 直ちに安全確保！** ・立ち退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注１　立ち退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。
屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注２　必ず発令されるとは限らない。

避難指示等の発令の参考となる情報（河川の氾濫等）

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川（和束川）	左記以外の中小河川、内水等（杣田川、南川、中村川、門前川、谷山川、椎原川）
河川の性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル３	高齢者等避難	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※１） ※１氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき。（※１） ※１上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現したとき。	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現したとき。
警戒レベル４	避難指示	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき。（※２） ※２　氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ※３　氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。 ・堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※２）に到達したとき。（※３） ※２氾濫発生水位から一定時間（※４）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※３上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※４避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現したとき。	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき。 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現したとき。

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川（和束川）	左記以外の中小河川、内水等（杣田川、南川、中村川、門前川、谷山川、椎原川）
警戒レベル５	緊急安全確保	**（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）** ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・氾濫開始相当水位に到達したとき。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき。 **（災害発生を確認）** ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※３） ※３洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。 ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５（緊急安全確保）を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５（緊急安全確保）を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	**（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）** ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現したとき。 **（災害発生を確認）** ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５（緊急安全確保）を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５（緊急安全確保）を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	**（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）** ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現したとき。 **（災害発生を確認）** ・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。 ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５（緊急安全確保）を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５（緊急安全確保）を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。

注　水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合やダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル４相当の情報を提供する。

避難指示等の発令の参考となる情報（土砂災害）

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域
警戒レベル３	高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」と判定されたとき。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 ・前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見されたとき。
警戒レベル４	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」と判定されたとき。 ・前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されたとき。
警戒レベル５	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線(ＣＬ)を超過したとき。 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」と判定されたとき。 （災害発生を確認） ・土砂災害が発生した場合

注　面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第 10 節　車中泊避難者への対応

大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。

そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じて、あらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、町があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第１　対　応

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。

また、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第 31 章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

（総務課、関係各課）

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合による「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく訓練等により、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みを行う。

さらに、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」に基づき、一斉帰宅抑制後の分散帰宅の実施や帰宅行動指針における町、町民、事業者等主体ごとの対応の周知にも努める。

第１節　基本方針

町は、府や近隣市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則を事業者等や学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、事業所等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。さらに、府や関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

なお、大雪による鉄道輸送障害により帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府や鉄道事業者等と連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

このほか、町は、観光客支援マニュアルの整備や避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策の推進に努める。

第２節　観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、町や府の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。

このため、以下のことについて普及・啓発を行う。

１　二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
２　災害用伝言ダイヤル（１７１）、携帯電話・スマートフォンによる災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
３　徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
４　公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する

５　帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

第３節　鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

町は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、府・近隣市町村・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

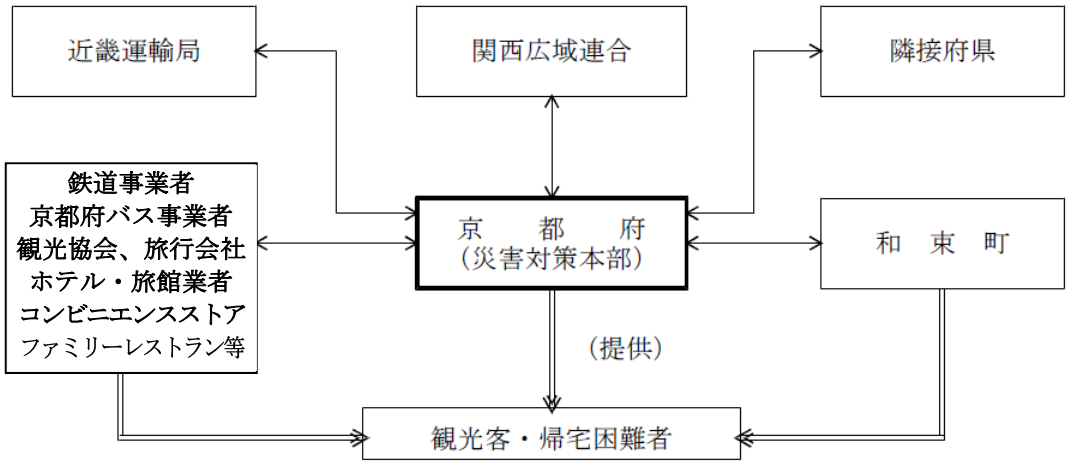

観光客・帰宅困難者情報共有系統図

第４節　事業所等への要請

１　町は、事業所等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

２　事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内での待機を働きかける。また、帰宅可能となった場合には時間的･空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅する。

３　事業者は、従業員が出勤・帰宅時間帯に発災した場合は、自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）を行う。

４　町は、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑･混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて事業者に働きかける。

５　町は、事業者に対し、事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第５節　観光客への支援の検討

１　町は、府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。

また、事業所、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求

めていく。

２　外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等、外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。住民にも、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援を行うよう呼びかける。

３　学生ボランティア等の活用について検討する。

第 32 章　集中豪雨対策に関する計画

（総務課、関係各課）

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、線状降水帯や急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため、浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

このため、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の土砂災害警戒区域等の住民への周知徹底など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地すべりの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備、伐採木の除去による流木の防止、倒木のおそれのある危険木の事前伐採など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第１節　ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり、対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として、町と地域の防災組織などが連携を図り、情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

このため、以下に示す取り組みを推進する。

１　情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
２　避難体制等の取り組み強化
　(1)　客観的避難基準の充実
　(2)　被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
　(3)　避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
３　防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
４　要配慮者対策の強化

第２節　総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第 33 章　り災証明書の発行体制の整備

（総務課、相楽中部消防組合）

町は、災害時に、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付担当となる部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。なお、住家被害の調査やり災証明書交付の担当の総務課は、応急危険度判定担当の建設農政課と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討しておき、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できる体制の整備に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するため、府等関係機関による家屋被害認定調査員の育成研修への参加等を行う。

さらに、研修機会の拡充により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第３編　災害応急対策計画

第１章　災害対策本部等運用計画

（全部）

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第１節　和束町災害警戒本部の設置及び閉鎖について

災害対策本部設置以前の体制として、大雨、洪水、大雪等の状況を把握し、水防活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、町長を本部長とする和束町災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

１　設置及び閉鎖

災害警戒本部の設置及び閉鎖については、管理職が協議し、町長に具申して、町長が決定する。

２　設置基準

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

(1)　災害警戒本部基本体制

大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報又は暴風警報が、町に発表されたとき。

(2)　災害警戒本部１号配備（１号配備）（(1)の場合を除く。）

ア　気象警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発表され、被害の発生が予想されるとき

イ　国、府より水防警報を受けたとき

(3)　災害警戒本部２号配備（２号配備）

ア　大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林施設）に災害の発生するおそれがあるとき

イ　台風が町に接近することが予想されるとき

ウ　降雪により、府道等の主要道路における車両通行支障や雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき

エ　その他、気象状況等により町長が必要と認めたとき

(4)　動　員

災害警戒本部体制に要する動員については、本編第２章「動員計画」に定める。

３　災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

(1)　本部長の指示事項の伝達
(2)　降雨、降・積雪状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達
(3)　関係機関との連絡調整（道路除雪や除雪計画を含む）
(4)　危険箇所の状況把握及び応急措置（雪崩防止及び応急対策を含む）
(5)　被害状況の調査及び収集
(6)　被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

４　閉鎖基準

(1)　気象警報が解除されたとき、又は災害が発生するおそれが解消されたと認められるときに閉鎖する。
(2)　災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

第２節　和束町災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

１　設置及び閉鎖

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置又は閉鎖する。

２　設置の決定

災害対策本部の設置については、次の状況に至ったときに、総務課長、建設農政課長、環境衛生課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

(1)　局地的集中豪雨又は暴風雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき
(2)　特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき
(3)　火災のために相当の被害が発生したとき
(4)　その他町長が必要と認めたとき

３　閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときに、総務課長、建設農政課長、環境衛生課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

第３節　和束町災害対策本部の組織等

１　災害対策本部の運用

(1)　和束町の災害に対する組織は、次のことを考慮のうえ直接応急対策活動に関係あるもので組織し、その他のものについては動員要員とする。
ア　指揮命令系統を確立すること
イ　できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること
ウ　責任分担を明確にすること
(2)　災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとる。

(3)　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害対策本部室を設置する。

　災害対策本部室は、原則として和束町役場に設置する。なお、町役場が使用できない場合は、代替施設である「和束Ｂ＆Ｇ海洋センター」に設置する。

(4)　災害対策本部の各部の事務分掌は、【資料編　資料４　災害対策本部事務分掌】のとおりとする。

２　災害対策本部の組織

　災害対策本部の組織構成は、【資料編　資料３　災害対策本部組織図】のとおりとする。

　また、各部の構成と事務分掌は、【資料編　資料４　災害対策本部事務分掌】のとおりとする。

　なお、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む。）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

３　災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

　災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合には、【資料編　資料11　災害対策本部の標識及び職員の証票】の標識及び腕章をつける。

第４節　職務・権限の代理

１　町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長（理事）、総務課長の順位で代理する。

２　各部長の代行は、各部においてあらかじめ指定した副部長が行う。

第２章　動員計画

（全部）

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について必要な事項を定める。

第１節　災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。
ただし、地震等別に定めるものについては除く。

配備区分	状　　況	動員体制
１号動員 （１１人）	・気象警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発表され、被害の発生が予想されるとき ・国、府より水防警報を受けたとき	調整部　３人 消防部　２人 救助部　１人 医療衛生部　１人 農林商工部　１人 建設部　１人 調達部　１人 渉外部　１人
２号動員 （１７人）	・大雨その他異常な自然現象により公共施設（主として土木、農林施設）に災害の発生するおそれがあるとき ・台風が町に接近することが予想されるとき ・降雪により、府道等の主要道路における車両通行支障や雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・その他、気象状況等により町長が必要と認めたとき	調整部　５人 消防部　２人 救助部　３人 医療衛生部　１人 農林商工部　１人 建設部　２人 調達部　１人 渉外部　２人

※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができる。
※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応する。

第２節　災害対策本部の動員

第１　動員要請

１　動員の連絡系統

２　動員の方法

(1)　動員の連絡は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、１の連絡系統により行う。

(2)　勤務時間外の場合の動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基づいて行う。

３　動員の基準となる人数の設定

災害対策本部要員の動員は、次の３段階により、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて動員する。

動員区分	状　　況	動員体制
１号動員 （２８人）	・暴風雨又は局地的集中豪雨等により相当の被害が発生するおそれがあるとき ・特別警報が府内に発表されたとき	調整部　８人 消防部　３人 救助部　７人 医療衛生部　２人 農林商工部　２人 建設部　２人 調達部　２人 渉外部　２人
２号動員 （５９人）	・住家の被害が発生しはじめ、なお被害が拡大するおそれがあるとき	調整部　10 人 消防部　３人 救助部　８人 医療衛生部　14 人 農林商工部　５人 建設部　６人 調達部　８人 渉外部　５人
３号動員 （全員）	・町内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき	全　職　員

※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができる。

※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応する。

第２　他機関に対する応援要請

１　府に対する応援要請

(1)　要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫し、本部会議を招集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

(2)　要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

ア　災害の状況及び応援を求める理由

イ　応援を希望する機関名

ウ　応援を希望する人員、物資等

エ　応援を必要とする区域、機関

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要な事項

２　その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。

また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は、原則として文書で府知事に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

３　応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長があたり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

４　国による応援制度の活用

(1)　応急対策職員派遣制度

災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る「総括支援チーム」の派遣を要請する。

(2)　内閣府調査チーム

大規模な被害が想定される場合、府と連携して、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される「内閣府調査チーム」に支援を要請する。

第３章　通信情報連絡活動計画

（調整部、消防部、渉外部）

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、災害に関する予報警報や被害情報の収集、及びその他の応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通の確保、非常通信、放送事業者への放送の要請等について定める。

第１節　通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

１　府防災行政無線（京都府衛星通信系防災情報システム）

各市町村防災関係機関等を結ぶ無線で、本町では町役場に設置されている。

第２節　災害情報、被害状況等の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行う。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、府山城災害対策支部等に応援を求めて行う。

また、停電等により通信が途絶している場合には、衛星通信によるインターネット機器等の活用を図る。

第１　災害情報

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。

１　情報の収集

(1)　住民組織による収集

ア　災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報する。

イ　区長、消防団長等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に報告する。

(2)　本部組織による収集

ア　各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、調整部長に報告する。

イ　被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、調整部長に報告する。

(ｱ)　人的被害

(ｲ)　住家被害

(ｳ)　非住家被害

(ｴ)　その他被害

(ｵ)　被災世帯数
(ｶ)　被害金額

ウ　本部長に報告する各種の情報は、調整部において収集整理する。

２　情報の報告

(1)　報告の内容

ア　被害の概要
イ　町災害対策本部の設置状況
ウ　避難指示等の発令の状況
エ　消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
オ　応援要請状況
カ　要員及び職員派遣状況
キ　応急措置の概要
ク　救助活動の状況
ケ　要望事項
コ　その他の状況

(2)　報告の概要

(1)に掲げる事項が発生次第、その都度【資料編　資料 12　災害情報等の災害情報報告用紙（様式第１号)】により報告する。

なお、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(3)　報告の処理

町長は、府木津副支部長を経由して知事に報告する。

第２　被害状況調査及び報告

被害状況の調査にあたっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は調整部においてとりまとめ、その都度、府木津副支部及び関係機関に遅滞なく報告する。

なお、人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら一元的に集約・調整を行うことから、町は、府と綿密に連携しながら情報提供・共有化を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

１　被害状況調査

(1)　概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速性を主とする。

(2)　状況調査

概況調査後は、被害又は応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

(3)　被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また、災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。

(4)　詳細調査

応急対策の活動状況若しくは衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

(5)　最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

(6)　被害程度の認定基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、【資料編　資料 17　被害程度の認定基準】を用いる。

２　被害状況報告

(1)　報告の種類及び内容

ア　災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、【資料編　資料 13　災害情報等の災害概況即報（第４号)】で報告する。

ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後１時間以内に報告する。

イ　被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、【資料編　資料 16　災害情報等の災害概況即報（様式第３号)】により報告する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

ウ　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に【資料編　資料 16　災害情報等の災害概況即報（様式第３号)】により報告する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ　被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、府の定める

ところに従って報告する。

オ　被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な方法をもって報告する。

(2)　報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式１～３により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア　電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。

必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ　府防災行政無線（京都府衛星通信系防災情報システム）による場合

次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取り扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ｱ)　緊急要請

(ｲ)　災害対策本部指令及び指示

(ｳ)　応急対策報告

(ｴ)　被害状況報告

(ｵ)　その他災害に関する連絡

ウ　通信途絶時における措置

公衆電気電信、府防災行政無線等、いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

第３　報告の処理系統

町は、収集した情報を迅速に府木津副支部を通じて府災害対策本部に報告する。

第４　報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は 24 時間制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図る。

第５　関係機関との連絡

町内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第３節　通信手段の確保

第１　災害時の通信連絡

町、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話㈱は「災害用伝言ダイヤル（１７１）」並びに「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」を提供し、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、ＫＤＤＩ㈱（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル㈱は「災害用伝言板」サービスを提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第２　非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

１　非常通信の内容

(1)　人命の救助に関すること
(2)　天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること
(3)　緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること
(4)　電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること
(5)　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
(6)　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
(7)　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
(8)　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
(9)　鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること
(10) 災対法第 57 条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
(11) 災対法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの
(12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
(13) 災害救助法第 24 条及び災対法第 71 条第１項の規定により、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
(14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

２　非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

(1)　官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
(2)　地方防災会議及び災害対策本部
(3)　日本赤十字社
(4)　全国都市消防長連絡協議会
(5)　電力事業者
(6)　地方鉄道会社
(7)　その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

３　非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

(1)　あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
(2)　本文（字数は、１通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
(3)　発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

４　非常無線通信経路

【資料編　資料 18　非常無線通信経路図】を利用する。

第４章　災害広報広聴計画

（調整部）

町内の災害における被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、町及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、町、府及び関係機関は広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望の把握に努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとし、特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出しや配布等の紙媒体、広報車により情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

第１節　報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問い合わせの受け付け、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

１　災害の種別
２　発生日時及び場所
３　被害の状況
４　応急対策実施状況
５　住民に対する避難指示等の発令の状況
６　住民及び被災者に対する協力及び注意事項

第２節　放送の要請

府知事と日本放送協会京都放送局長及び㈱近畿放送局長、㈱エフエム京都との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第５条の規定により、必要な事項について、知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

第３節　関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、災害情報共有システム（Ｌアラート）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第４節　住民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

なお、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法のうち必要にして適切な手段を講ずる。

１　広報手段

(1)　新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請すること。

(2)　広報紙、チラシ、ポスター、緊急速報メール、事前登録によるメール、ＳＮＳ、ホームページ等の情報通信環境等を利用すること。

２　広報内容等

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実に行き渡るように広報する。例えば、ライフラインの復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を「１　広報手段」に掲げた手段により迅速に行う。

第５節　広聴活動

１　被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等、多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

２　各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

３　町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第５章　災害救助法の適用計画

（調整部、医療衛生部）

災害の事態の推移に対処し、災害救助法の適用が必要と認めた場合の所定の手続きについて定める。

第１節　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条の規定によるが、適用基準のいずれかに該当する場合に、適用が可能となる。

１　町の区域内の住家が滅失した世帯の数が 30 世帯以上であること
２　府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記１の滅失世帯数の半数以上であること
３　府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上あって、町の区域内の被害世帯数が多数であること
４　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること
５　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること

第２節　被災世帯の算定基準

第１　住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

１　住家が全壊、全焼又は流失した世帯は１とする。
２　住家が半壊、半焼したものにあっては２世帯をもって１とみなす。
３　住家が床上浸水又は土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては３世帯をもって１とみなす。

第２　住家の滅失等の認定

１　全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

２　半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住

家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、又はその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを「大規模半壊」という。また、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを「中規模半壊」、20%以上 30%未満のものを「半壊」という。

３　準半壊等

住家の損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

なお、その住家の損害割合が 10%未満の場合は「準半壊に至らない（一部損壊）」という。

４　床上浸水

上記１～３に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

第３　住家及び世帯の単位

１　住　家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

（解釈）必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して１戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

２　世　帯

生計を一つにしている実際の生活単位

（解釈）同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、マンションのように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。

第３節　活動計画

第１　災害救助法適用時の措置

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

1　町の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測
2　災害救助法の適用基準該当の有無判定
3　災害救助の種類の判定
4　災害救助実施計画の策定
5　救援救護活動

第２　知事への報告

1　災害に際し、町における災害が「本章第１節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
2　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第４節　応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を本部長（町長）に通知することにより、本部長（町長）が救助を実施する。

この場合において、本部長（町長）は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

1　指定避難所の設置
2　応急仮設住宅の供与
3　炊き出しその他による食品の給与
4　飲料水の供給
5　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
6　医療
7　助産
8　被災者の救出
9　被災した住宅の応急修理
10　学用品の給与
11　埋葬
12　遺体の捜索
13　遺体の処置

14　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、「２　応急仮設住宅の供与」について、町長は知事が実施する救助に協力する。

また、災害救助法による救助の基準は、【資料編　資料 19　災害救助法による救助の内容等】のとおりである。

第６章　消防活動計画

（消防部、相楽中部消防組合）

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等についてその大綱を定める。

第１節　消防組織計画

昭和 47 年に旧木津町、旧山城町、旧加茂町の３町による消防一部組合として発足した相楽中部消防組合は、現在、木津川市、笠置町、和束町、南山城村の１市２町１村の構成となり、より広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

消防組合を支える消防団は、本部と４分団で 276 人の定数で構成されている。

１　消防団組織

消防団の組織図及び編成は、【資料編　資料 20　本町の消防団組織表】のとおりである。

２　災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、本編 第１章「災害対策本部等運用計画」に定めるところにより災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときはその体制下に入り、消防部が消防団活動の現地指導を行うものとする。

第２節　設備機器材の配備

１　消防設備機器材

消防設備、機器材を【資料編　資料 21　消防団車両等保有状況】のとおり配備する。

第３節　警報発令伝達計画

１　火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

２　伝達系統及び方法

第２編第１章「気象等予報計画」に準じて行う。

第４節　情報計画

１　災害情報の収集及び報告

各分団等は、地区内の災害情報の収集にあたり、収集した情報を直ちに消防部に連絡し、消防部は、直ちに府災害対策課及び関連機関に連絡するものとする。

２　火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合、相楽中部消防組合は、火災・災害等即報要領（令和５年５月改正）に基づき、災害対策に必要な情報に意見を添えて知事に報告する。

第５節　火災警防計画

１　出動要領

消防団の火災出動は、次の区分による。

区　分	内　　容
第１出動	分団の管轄区域内において、水火災等が発生し、小規模で防御可能と認められる場合
第２出動	分団の管轄区域内において、水火災等が発生し、第１出動の範囲において防御困難と認められる場合
第３出動	第２出動の範囲で防御困難と認められる場合
待機出動	第３出動の範囲で防御困難と認められる場合

２　招集部隊編成及び任務分担

消防団の編成は、第１節の１のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、消防団として本部長の指揮下に入る。

３　警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには、厳重な警戒を実施する。

４　通信体制の確立

消防団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

５　火災防御体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命の危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について火災防御体制を確立する。

６　その他

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第６節　救助、救急活動

１　医療機関と協力し、救助、救急活動を円滑に推進する。
２　本編の「第 16 章　救出救護計画」等に基づき、被災者の救出、救護にあたる。

第７節　相互応援計画

１　知事の指示権等

知事は、消防組織法第 43 条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要がある時は、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

２　京都府広域消防相互応援協定

京都府広域消防相互応援協定により、町及び隣接市町村のみでは対応できない場合に応援を要請する。

３　緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、町や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと町長が判断したときは、速やかに府知事に対して、消防組織法第 44 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

４　受入体制の整備

上記の相互応援協定等に基づく応援隊等の受け入れに関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ整備しておくものとする。

(1)　応援要請に必要な手続きに関すること
(2)　応援部隊の集結地への誘導に関すること
(3)　災害現場活動に係る方針に関すること
(4)　応援部隊が担当する災害現場活動に関すること
(5)　補給物資の調達及び搬送に関すること
(6)　災害活動の記録に関すること
(7)　管内地図及び消防水利に関すること
(8)　医療機関の所在地に関すること
(9)　その他応援部隊の受け入れ及び活動に必要な調整に関すること

第７章　水防計画

（消防部、建設部）

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速かつ的確に実施されるよう必要な事項を定める。

第１節　水防活動体制

町長は、町内における水防業務を処置するため、下図のとおり水防組織を編成する。

集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、和束町水防本部を町役場内に設置する。

なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織の中で活動する。

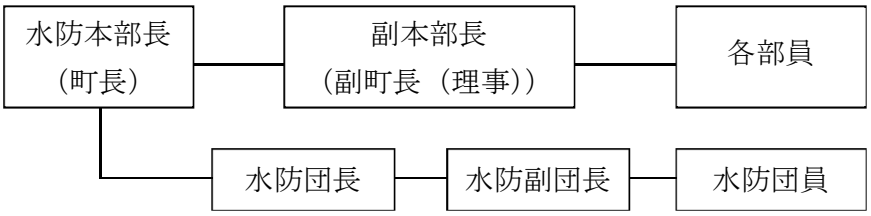

※水防本部の設置基準、配備体制及び配備人数は別途策定の水防計画による。

第２節　情報の収集及び警戒体制の確立

第１　町の警戒体制

次の事項に該当するときは、情報の収集及び関係機関への伝達等適切な措置をとる。

１　府河川課・砂防課又は府山城南土木事務所から、水防に関する通報、指示、警告等があった場合
２　降雨に関する気象通報等を受けたとき
３　近隣市町村から、河川の水位が水防団待機水位（指定水位）を超えるおそれがある旨の通報を受けたとき
４　その他本部長が必要と認める場合

第２　消防団への連絡

町長は、警戒を要する場合には、消防団長を通じ、各消防団員へ警戒体制に入る旨の連絡を行い、警戒体制に入る。

第３　出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

次の場合には、連絡系統図により直ちに報告する。

１　水防団及び消防機関が出動したとき
２　水防作業を開始したとき
３　堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

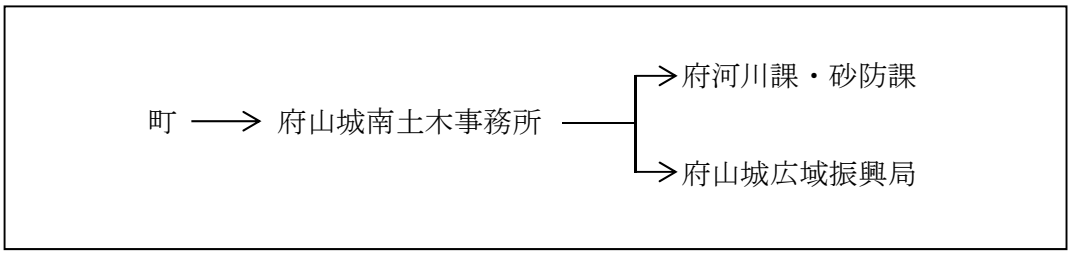

ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。

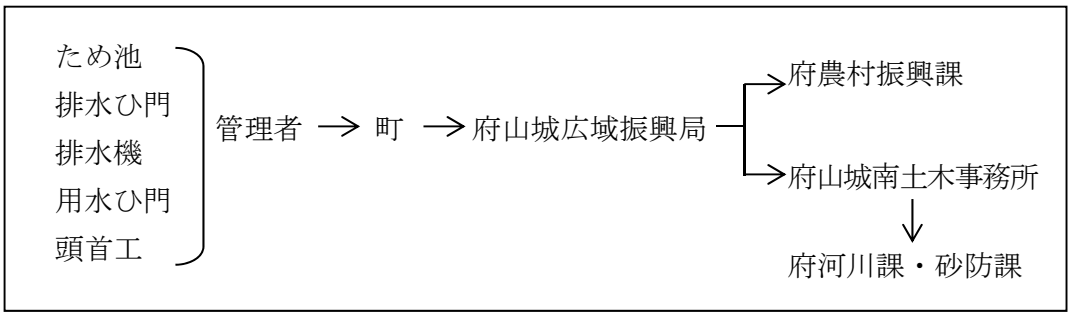

第４　決壊等の通知

堤防若しくはため池が決壊し、又は決壊するおそれのある事態が発生した場合には、町は、水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を府山城南土木事務所長、府山城広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。

第３節　水防用資材の位置及び輸送等

町は、消防団等関係者の協力を得て、水防倉庫から水防活動に必要な資材を調達する。
ただし、不足が生じた場合は、府山城南土木事務所又は隣接市町村に対して、資材のあっせんの要請を行う。

第４節　水防活動に関する諸規定

第１　公用負担

１　公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

２　公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡して、これをなすものとする。

公用負担命令権限証
○○水防団○○部長
何　　某

上の者に××の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したることを証明する。
年　月　日　時
○○市町村長
何　　某

第　　号

公　用　負　担　命　令　書
第　号　　種類　　数量　　（枚）
負担の内容　　使用　収用　処分等
年　　月　　日　　時
殿
○○市町村　何　　某
受　任　者　何　　某　㊞

第２　優先通行の標識（昭和 50 年７月８日京都府告示第 409 号）

水防法第 18 条に規定する標識は、次のとおりである。

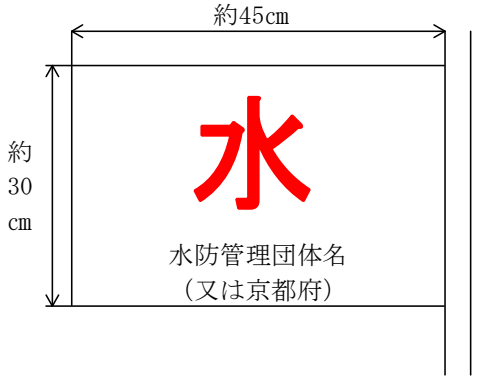

（注）白布、水の字は赤色

第３　水防信号（昭和 24 年 11 月８日京都府告示第 807 号）

水防法第 20 条に規定する水防信号は、次のとおりである。

	警　鐘　信　号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	○－　休止　○－　休止　○－ 約5秒　約15秒　約5秒　約15秒　約5秒
第２信号	○－○－○　○－○－○　○－○－○	○－　休止　○－　休止　○－ 約5秒　約6秒　約5秒　約6秒　約5秒
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○　○－○－○－○	○－　休止　○－　休止　○－ 約10秒　約5秒　約10秒　約5秒　約10秒
第４信号	乱　打	○－　休止　○－ 約1分　約5秒　約1分
備　考	１　信号は適宜の時間継続すること。 ２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 ３　危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

（注）１　第１信号　　はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
　　２　第２信号　　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
　　３　第３信号　　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
　　４　第４信号　　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
（注２）地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第５節　水防活動

第１　水防体制

１　平常時の巡視については、堤防延長１㎞ないし２㎞ ごとに１人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見した時は、府山城南土木事務所長に連絡して必要な措置を求める。

２　出水時の監視は、堤防延長 500ｍないし 1,000ｍごとに監視員１人、連絡員１人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

　ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮する。

３　常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第１信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておく。

４　水防作業員は第１信号で出動を予期して待機し、第２信号で出動（一番手、二番手、三番手に分割）する。

５　一番手の出動人員は定員の３分の１以内とする。

６　近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行う。

７　水防上、警察署と密接な関係があるため、あらかじめ必要と認められる事項については木津警察署と協議しておく。

第２　水防管理団体の出動

１　非常配置

水防法第 17 条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定する。

２　出　動

町は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者に定められた計画に従い、出動させ、警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行う。

(1)　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
(2)　ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき
(3)　地震等による堤防の漏水、沈下のおそれがあるとき
(4)　その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき

３　出動の援助協力

(1)　町は、大規模な水防の活動を要するため水防法第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には、現地に責任者をおく。
(2)　この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にしておく。

第３　水防解除

町長は、水位が氾濫注意水位・避難判断水位以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、府山城南土木事務所長及び府山城広域振興局長に報告する。

第４　水防活動報告

水防が終結したときは､町長は遅滞なく､【資料編　資料22　水防活動実施報告書】により５日以内に府山城南土木事務所長を経由して、知事に水防顛末の報告を行う。

ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第８章　避難に関する計画

（救助部）

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難方法等について定める。

また、高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）及び必要と認める地域における屋内待避に関する措置の指示等の発令、基準及び伝達等について定める。

※必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難（２階以上への避難、山側と反対の部屋への避難等）のための安全確保に関する措置については、以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。

第１節　計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予報警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。その際、住民は必要に応じて避難指示等の発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、町から避難指示等が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に避難指示等を発令し、周知を徹底することとする。

事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメールやＳＮＳ、アプリケーション等を積極的に活用するとともに、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

第２節　避難指示等

第１　実施責任者

町長は、災害により被害を受け、又は受けるおそれがある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難指示等を発令する。発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

なお、町長は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令に努める。

実施責任者	高齢者等避難		避難指示	緊急安全確保	災害の種別	根拠法等
町　長	○		○	○	災害全般	災対法第 60 条 内閣府「避難情報に関するガイドライン」
知　事			○		〃	災対法第 60 条
警察官			○		〃	災対法第 61 条 警察官職務執行法第４条第１項
知事又は その命を受けた 府職員			○		洪水 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者			○		洪水	水防法第 29 条
自衛官			○		災害全般	自衛隊法第 94 条

第２　避難指示等の実施

１　町長の避難指示等の発令

災害による被害発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、「高齢者等避難」を発令する。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため、特に必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立ち退きを指示する。必要なときは立ち退き先も指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立ち退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための「緊急安全確保」を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を居住者等に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。特に、台風による大雨発生など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、夜間や暴風時の立ち退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、明るい時間帯から避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立ち退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立ち退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

なお、町は、府、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し、知事に報告する。

また、警察官は、町長による避難の指示ができないとき又は町長から要請があった場合には、必要と認める地域の居住者等に対して避難の指示を行う。

２　知事による避難の指示

(1)　災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって、上記１の全部又は一部を実施する。

(2)　知事は、町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3)　知事は、町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を町長に引き継ぐ。

(4)　知事は、町長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を町長に通知する。

３　警察官の指示（災害対策基本法第 61 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において、町長が避難のための立ち退きを指示できないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。

この場合、警察官は直ちにその旨を町長に通知する。

４　自衛官の指示（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を行う。

５　洪水のための指示（水防法第 29 条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者(町長)は、立ち退き又はその準備を指示する。

町が指示する場合、木津警察署長にその旨を通知する。

６　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。

この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

第３　警戒区域の設定

町長は、災対法第 63 条の規定に従い、災害が発生し又は正に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第２項及び第３項並びに第 73 条の規定に従い警察官、自衛官又は知事は、町長の代行をすることができる。

第４　避難指示等の発令基準

避難指示等を発令する場合は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

第３節　避難の周知徹底

第１　避難指示等の伝達方法

住民への避難指示等の伝達に当たって、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の屋内安全確保措置を指示する。

１　伝達事項

(1)　避難対象地域
(2)　適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
(3)　避難先
(4)　避難経路
(5)　避難指示等の理由
(6)　その他必要な事項

２　地域住民への通報

地域住民に対する伝達方法は、以下の方法によるものとし、信号による伝達方法については、あらかじめ周知徹底する。

(1)　防災行政無線による伝達
(2)　消防団によるサイレン吹鳴・戸別訪問
(3)　各区長・関係自治会による戸別訪問
(4)　広報車による伝達
(5)　緊急速報メール、町ホームページ
(6)　放送による伝達（テレビ、ラジオ等放送機関への依頼）
(7)　警察署によるパトカー・戸別巡回
(8)　災害情報共有システム（Ｌアラート）

３　知事に対する報告

町長等が避難指示等を発令したときは、その旨を直ちに府山城広域振興局長を通じて知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

４　関係機関への連絡

(1)　施設の管理者への連絡

町内において、避難所として利用する学校、集会所等の施設の管理者に対し、事前に連絡し、協力を求める。

(2)　木津警察署への連絡

避難住民の誘導、整理のため、木津警察署に避難指示等の内容を伝え、協力を求める。

(3)　隣接市町村への連絡

隣接の市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を発令するときは、その内容を直ちに関係市町村長へ連絡し、協力を求める。

第４節　避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

また、町は、災害時には避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第１　避難の準備

避難誘導に際しては、必要に応じ住民等に対して、以下の事項を周知する。

１　必ず火気及び危険物等の始末を完全に行う。
２　避難者は、３食程度の食料、飲料水、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外する。
３　服装は原則軽装とするが、素足、無帽は避け、必要に応じて防寒雨具等を携行する。
４　できるだけ氏名票を携行する。
（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）
５　会社及び工場にあっては、浸水その他の被害による毒物・劇物や油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じる。

第２　避難の順序

１　避難住民のうち、乳幼児、高齢者、傷病者及び妊産婦等の避難行動要支援者は、優先的に避難させるとともに、避難に対する援護を行う。
２　災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民の避難を優先する。

第３　避難者の確認・救出

避難指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。

また、避難指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置をとる。

町は、木津警察署、相楽中部消防組合、民生児童委員、自主防災組織、地元住民等

の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所・福祉避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

なお、避難所に家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

第４　移送の方法

１　避難、立ち退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、町が車両等を配置して行う。

２　被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、町において処置できない時は、府木津地域総務防災課へ応援を要請する。

第５節　避難所の開設等

第１　避難所の開設及び管理等

１　避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて施設管理者に対し、指定避難所の開設を指示し、被災者を収容保護する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

この時、次の点に留意する。

(1)　避難所の開設にあたっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

(2)　避難所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、ファクシミリ、文字放送テレビの設置を図るなど、要配慮者に配慮した設備の整備を図る。

(3)　あらかじめ町が指定する避難所以外でも、災害の状況に応じては避難所としての役割を果たす施設も考えられる。災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、住民の安全確保に努める。

特に、要配慮者の避難誘導にあたっては、病院、介護保険関係施設、和束町健康福祉交流センター等も含めて避難所に活用するとともに、被災地域以外にある宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な要配慮者の避難行動時間の短縮

及び避難支援者への負担軽減、避難所での生活への配慮を進める。

(4)　避難所が学校等である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒等の活動区域を区分し、学校等の機能の早期回復に配慮する。

(5)　避難所の開設に当たっては、当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め、避難所内人数分が確保できない場合は要配慮者を優先する等、迅速かつ臨機応変に設置する。

２　避難所開設の周知

避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡する。

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。

また、広報車及び町防災行政無線等を通じ、開設した避難所を周知させる。

３　避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難所の管理運営にあたらせる。

連絡員には、町職員のほか消防団員をあたらせることもある。

４　避難所の管理運営等

避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。

なお、必要に応じて、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(1)　避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、町に連絡し、指示を受けて収容者を他の避難所へ移送する手続きを行う。

(2)　施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。

(3)　収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。

(4)　施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。

(5)　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

特に、食事の提供については、乳幼児、アレルギー疾患患者、要介護者等の把握やアセスメント（対応について判断すること。）を行うとともに、必要な食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）の確保等を行う。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努

める。

さらに、避難所における家庭動物については、飼い主の責任において家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないよう、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(6)　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等により、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7)　避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(8)　避難所等に避難したホームレスについては、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながら、あらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。

(9)　避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、町への報告を行う。

また、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（自宅、テント、車等）に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(10)　町は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。

(11)　避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持、感染症予防に配慮した避難所運営にも努めるとともに、特に要配慮者等には次のような措置を講ずる。

ア　担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生児童委員等の訪問による実態調査の実施

イ　避難者の障がいや身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設等への速やかな移送

ウ　避難者の障がいや身体の状況に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。

なお、町は、平常時から資格者名簿の整理などの措置を講じておく

エ　高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給

(12)　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅のあっせんにより、避難所の早期解消に努める。
(14) 避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、町に対し一定の時間ごとに状況を報告する。
(15) 指定避難所として指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
(16) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
(17) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

５　開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成し、適切に管理しなければならない。

６　知事への報告

町長は、避難所を開設したときは直ちに、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を府山城広域振興局を通じ知事に、又は木津警察署長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

第２　避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。

ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第３　災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

１　避難所開設の対象者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

２　設置方法

学校、集会所、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するものとするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

３　避難所開設の期間

災害発生から７日間

第４　災害救助法による福祉避難所開設基準等

１　対　象

高齢者、障がい者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

２　設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

３　開設期間

災害発生から７日間

４　開設予定施設

【指定福祉避難所】

施設名	所在地	電話番号
和束町老人福祉センター	和束町大字白栖小字南半田 68-1	0774-78-2826
特別養護老人ホーム わらく	和束町大字釜塚小字縄手 25	0774-78-0165
和束町健康福祉交流センター（兼、指定避難所）	和束町大字釜塚小字生水 15	

第５　新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

町は、災害時において、府内に新型インフルエンザ等感染症の発生が認められた場合には、次の対応を図る。

１　避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて他の施設を活用する。

２　関係部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

３　発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

第６節　避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図るため、関係機関の協力を得て、町及び府がそれぞれの役割に応じて連携し次のように実施する。

第１　支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、町は、府と連携を図り支援活動にあたる。

府は、発災時には、保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施するとともに、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）及び大規模災害リハビリテーション支援関連協議会（ＪＲＡＴ）を編成し、被災地の支援活動にあたる。

府による支援活動体制及び活動内容は以下のとおりである。

１　支援体制の企画・調整活動

(1)　保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

(2)　派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

(3)　救護所や災害派遣精神チーム（ＤＰＡＴ）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

(4)　支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

(5)　必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

２　災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ０からフェーズ５までの６段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1)　おおむね災害発生後 24 時間以内（フェーズ０　初動体制の確立）

ア　保健師･栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。

イ　要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2)　おおむね災害発生後 72 時間以内（フェーズ１　緊急対策期）

ア　被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。

イ　被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。

ウ　避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。

エ　医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。

オ　感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

カ　医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。

(3)　災害発生後おおむね３日～２週間（フェーズ２　応急対策期　避難所が中心）

ア　新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的

な避難所運営に移行できるよう支援する。

イ　避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

(4)　災害発生後おおむね２週間から２か月（フェーズ３　応急対策期　避難所から仮設住宅入居まで）

ア　避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。

イ　避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

ウ　被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。

エ　連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。

(5)　災害発生後おおむね２か月から１年まで（フェーズ４　復旧・復興対策期）

ア　新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。

イ　健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。

ウ　応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。

(6)　災害発生後おおむね１年以降（フェーズ５　復興支援期）

ア　住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。

イ　被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

第２　精神保健対策の実施

１　医療を必要とする避難者の診療情報の管理

府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を府山城南保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

２　被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1)　関係者による支援組織の編成

府は、府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を実施する。

ア　知識の普及・啓発

イ　巡回相談の実施

ウ　相談電話の設置

エ　アルコール問題等への対応

(2)　専門的なケアを必要とする者への支援

府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3)　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

町は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるときは、府に対して、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

府は、町から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

第７節　二次災害の防止

町は、災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定、及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起する。

第８節　広域避難

１　府内における広域避難

(1)　町域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立ち退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。また、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

(2)　府内の市町村から協議を受けた場合は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

２　府外における広域避難

町域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内の指定緊急避難場所その他避難場所を立ち退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについ

て協議するよう求めることができる。

３　他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府から、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

４　緊急を要する場合の府外における広域避難等

(1)　町域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

(2)　町は、府から他の都道府県内の市町村からの協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

５　居住者等に対する情報提供と支援

(1)　町は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

(2)　広域避難を受け入れた場合は、受け入れ元の市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第９節　広域一時滞在

１　府内における広域一時滞在

(1)　町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受け入れについて協議することができる。

(2)　町は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(3)　広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

２　府外における広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受け入れについて協議するよう求めることができる。

３　他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、指定避難所を提供する。

４　被災住民に対する情報提供と支援

(1)　町は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

(2)　広域一時滞在を受け入れた市町村は、町と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第 10 節　被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所に滞在する被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線ＬＡＮのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第 11 節　住民等からの問合せへの対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 12 節　車中泊避難者等への対応

大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難等が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。

このため、町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難等に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者等に適切に対応するとともに、車中泊避難等から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

さらに、必要に応じて、車中泊避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を駐車場等施設の管理者等に要請する。

なお、車中泊避難場所が設置された場合は、車中泊避難場所の避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難場所の避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第９章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

（総務課、関係各課）

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

第１節　計画の内容

第１　観光客・帰宅困難者への広報

１　発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報、また、出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報

２　災害用伝言ダイヤル（１７１）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第２　帰宅支援拠点等の提供

１　帰宅支援拠点は、府と連携し、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

２　帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦）の受け入れを優先する。

３　帰宅支援拠点では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

第３　災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して、以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うものとする。

１　水道水・トイレ等の提供

２　地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第４　宿泊施設に対する利用者への情報提供の要請等

町内の旅館業者や旅行業者に対して、必要に応じ、国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

第 10 章　食料供給計画

（調達部）

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。その際、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

また、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

第１節　実施責任者

実施責任者は、町長とする。

ただし、町で対処できないときは、町長は隣接市町村又は府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

第２節　食料供給の実施方法

第１　食料の供給系統

１　町があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地（集配予定地）の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点（集配地）を定め、当該地域内輸送拠点（集配地）を経由して避難所等に輸送、供給する。

２　災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地（集配予定地）の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点（集配地）を定め、当該広域物資輸送拠点（集配地）を経由して町の定める地域内輸送拠点（集配地）に輸送する。なお、緊急で町の地域内輸送拠点（集配地）を経由するいとまがないと認められるときは、府は、直接避難所等に輸送する場合がある。

３　物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

４　救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

第２　食料供給の対象者

１　避難所、救護所等に収容されている被災者

２　住家被害で炊事のできない被災者

３　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者

４　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

５　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者

第３　食料供給の内容

炊き出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努めるとともに、高齢者や乳幼児、アレルギー等食事制限が必要であるなど配慮を必要とする者について、適切な食料が供給されるよう努める。

第４　炊き出しの実施

１　炊き出し予定施設

炊き出し予定施設は、和束町健康福祉交流センター、老人福祉センター、体験交流センター、和束町各区公民館・会議所、人権ふれあいセンターとする。

２　協力機関等

炊き出しに際しては、必要に応じ、区、自治会、住民等の協力を得て実施する。

３　炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設ごとに備えつける。

４　その他

副食や調味料等については、可能な限り町内の販売業者から購入するとともに、調達できない場合は、府山城広域振興局に調達あっせんを要請する。

第３節　給食に必要な米穀の確保

第１　災害の発生が予想される場合の事前措置

１　町長は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じ、とう精を依頼し、精米の確保に努める。

２　町長は、卸売業者（支店等）及び府山城広域振興局等と密接な連絡をとり、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第２　災害時における米穀の調達

町長は、町内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府山城広域振興局を経由して、知事に要請する。

知事は、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。

知事からの要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。

知事又は知事の指定する者は、農産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調

達し供給する。

第３　災害救助法が適用された場合の米穀の調達

１　町長は、給食に必要な米穀の数量を、府木津地域総務防災課長を経由して、知事に報告する。

２　知事は、上記の第２に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。

米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、農産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。

３　町長は、知事に連絡がつかない場合、農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、町長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

４　政府所有米穀の供給についての手続きは、次のとおりとする。

(1)　農産局長への要請は、「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

(2)　知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

(3)　知事又は知事の指定する引き取り人は、農産局長から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行うものとする。

第４節　その他食品の調達

町長は、その他食品による給食が必要と認められる場合、知事に要請する。

第５節　災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

１　対　象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

２　費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

３　給与期間

災害発生の日から７日以内。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分以内を現物支給とする。

第６節　家畜飼料の確保

農業協同組合等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、府に調達あっ旋を要請し、確保に努める。

第７節　孤立地区への物資支援

災害により孤立地区が発生した場合は、職員の派遣等により、孤立世帯数、人数、食料の保有状況等の把握に努める。

また、当該地区内の避難所等へ備蓄物資の提供を行うとともに、府と連携して協定締結事業者等に対し食料、飲料水等の提供に係る調整等を行う。

第 11 章　生活必需品等供給計画

（調達部）

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画及び配分要領等を定める。その際、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等の多様なニーズの違いに配慮する。

また、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

第１節　実施責任者

１　災害時における生活必需品の調達及び支給

実施責任者は、町長とする。

２　災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給

物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、知事の補助機関としての町長が実施する。

第２節　物資調達計画等

第１　品　目

本章における調達すべき物資の品名は、おおむね次のとおりとする。

１　生活必需品

(1)　外　　衣：普段着で、作業服・婦人服・子供服・雨衣・防寒衣等の類
(2)　肌　　着：シャツ・ズボン下・靴下・パンツ等の類
(3)　寝　　具：毛布・布団等の類
(4)　身廻り品：手拭・長靴・地下足袋・サンダル・手袋・傘・懐中電灯等の類
(5)　日用品等：石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ごみ袋・歯ブラシ・歯磨粉（液体ハミガキ等を含む。）等の類
(6)　炊事用品：鍋・釜・包丁・コンロ等の類
(7)　食 器 等：紙コップ・はし・茶わん・汁わん・皿等の類
(8)　光熱材料：マッチ・ローソク・乾電池・ＬＰガス・灯油等の類
(9)　衛生用品：紙おむつ・マスク・吸水パッド・生理用品等の類

２　応急復旧資材

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第２　物資の調達

１　災害救助法の適用を受けない場合の措置

(1)　町長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫

数量を把握し、必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。

(2)　調達部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立し、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

２　災害救助法の適用を受けた場合の措置

(1)　調達部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。

(2)　(1)の配分計画に基づき、必要量が不足する場合は、直ちに必要量を府山城広域振興局に要請する。

(3)　府山城広域振興局から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

３　調達ルート

食料及び生活必需品の調達ルートについては、【資料編　資料９　食料及び生活必需品の調達ルート】のとおりとする。

第３　物資の供給系統

１　町があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地（集配予定地）の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点（集配地）を定め、当該地域内輸送拠点（集配地）を経由して避難所等に輸送、供給する。

２　災害の規模が甚大な場合には、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地（集配予定地）の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点（集配地）を定め、当該広域物資輸送拠点(集配地)を経由して町の定める地域内輸送拠点(集配地)に輸送する。

なお、緊急で町の地域内輸送拠点（集配地）を経由するいとまがないと認められるときは、府は、直接避難所等に輸送する場合がある。

３　物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

４　災害時の食料等供給の流れ

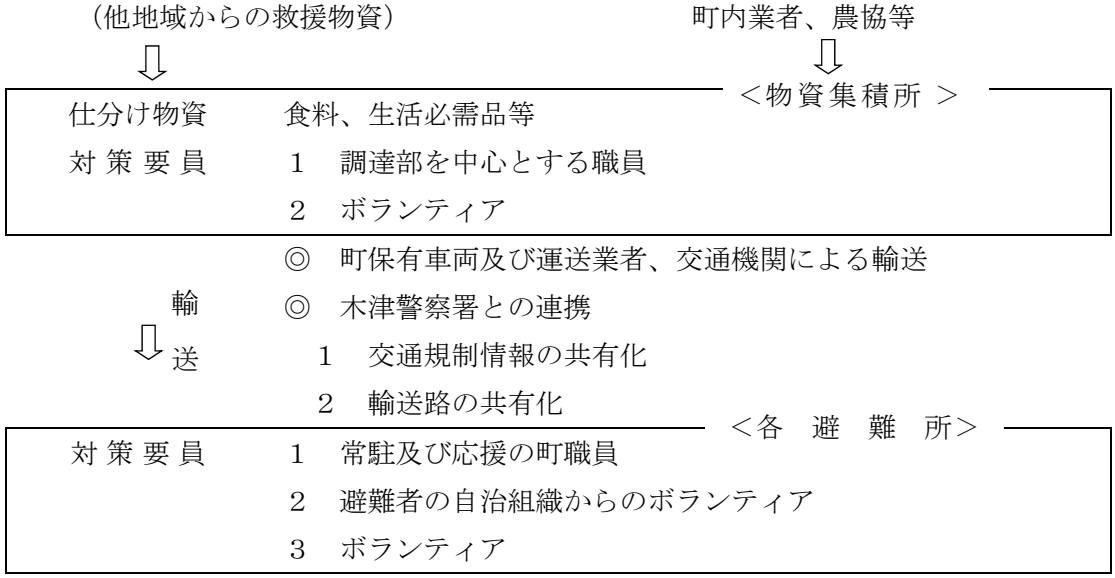

第３節　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

１　対　象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

２　品　目

(1)　被服及び寝具
(2)　日用品等
(3)　食器等
(4)　光熱材料

３　費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

４　給（貸）与期間

災害発生の日から 10 日以内

５　物資配分要領

(1)　災害救助法による物資配分は、知事が町の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
(2)　指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ町に輸送する。
(3)　物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画をたて、被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、限度額を超えて配分しないよう注意する。

第４節　暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるため、関係法令の適切な運用と取締りを行い町民の経済的不安の除去に努める。

第５節　孤立地区への物資支援

災害により孤立地区が発生した場合は、職員の派遣等により孤立世帯数、人数、生活物資の保有状況等の把握に努める。

また、当該地区内の避難所等へ備蓄物資の提供を行うとともに、府と連携して協定締結事業者等に対し日用品、薬品等の提供に係る調整等を行う。

第 12 章　給水計画

（医療衛生部）

災害又は汚染により飲料用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する飲料用水の供給体制の確立を図る。

第１節　実施責任者

飲料用水等供給の実施責任者は町長とし、町において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施する。

災害救助法が適用された場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整等を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・連絡を図りながら、広域的な見地からその確保に努める。

なお、知事は状況に応じて、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。

第２節　事前措置

災害の発生が予想されるときは、事前に次の措置をとる。

１　水道施設関係

(1)　隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

(2)　気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは、給水車への給水、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策を講ずる。

(3)　応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

(4)　停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

(5)　職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

２　その他

(1)　災害時給水活動の円滑を期するため、「災害時協力井戸登録制度」に基づき、利用可能な井戸の所在地、給水可能戸数を調査しておく。

(2)　タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

(3)　飲料用水の消毒薬品（さらし粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所を検討する。

(4)　飲料用水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

第３節　飲料用水の確保

災害発生時に備えて事前措置を図るとともに、災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

１　水道施設関係

(1)　水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

(2)　復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

(3)　停電による断水の場合にあっては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。

(4)　被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

２　その他

(1)　府山城広域振興局に給水車による浄水の供給を要請する。

(2)　ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、府山城広域振興局にろ水機による給水を要請する。

(3)　生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第４節　応急給水の水源

１　主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

２　補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水をろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。

３　外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第５節　応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、(公社) 日本水道協会、被災地周辺水道事業管理者、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第６節　応急給水方法

１　拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、町役場などの拠点給水とし、

必要に応じ要所に水槽を設置する。

２　要配慮者等への配慮

要配慮者等が行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

３　給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量（／人・日）	住居からの運搬距離	用　途
3 日まで	3ℓ	おおむね 1,000m以内	生命維持に最小限必要（飲料等）
4～10 日	20ℓ	おおむね 250m以内	日周期の生活に最小限必要（飲料、水洗トイレ、洗面等）
11～21 日	100ℓ	おおむね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要（飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等）
22～28 日	被災前給水量（250ℓ）	おおむね 10m以内	ほぼ通常の生活（若干の制約はある。）

注　住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

第７節　災害救助法による飲料水の供給

１　対　象

災害のため、飲料水を得ることができない者
（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

２　費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

３　供給期間

災害発生の日から７日以内。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、７日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行う。

第 13 章　住宅対策計画

（建設部）

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は災害のために住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画について定める。

また、既存の住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理を行う。なお、地域に十分な住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、必要に応じて公営住宅等の既存ストックの一時提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第１節　被災住宅に対する措置

第１　一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第２節による応急仮設住宅の建設、第３節による住宅の応急修理を実施するとともに、(独)住宅金融支援機構による災害復興関連融資制度について指導にあたるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

第２　公営住宅に対する措置

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に、事業主体が公営住宅の再建又は補修(既設公営住宅の復旧)を行うときは、公営住宅法第８条の規定により、国が復旧に要する費用の一部について補助することができることになっており、この措置を活用して対処する。

１　対　象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が 11 万円以上で合計額が 290 万円以上（ただし、市町村においては 190 万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

２　査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。

補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の１／２である。

ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

３　復旧の手順

(1)　災害現況の現地調査

(2)　既設公営住宅復旧計画書の提出
(3)　再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第２節　応急仮設住宅

第１　仮設住宅の建設

一般災害については、町長が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。

町においては、平常時において、あらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておく。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障がい者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。また、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。

１　対　象

住宅が全壊（焼）又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者

２　費用の限度

１戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

３　着工の期間

建設型応急仮設住宅　：災害発生の日から 20 日以内に着工
ただし、困難な場合は、内閣総理大臣に協議して延長を行う。

４　供与期間

完成の日から２年以内

５　自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

(1)　生活保護法による被保護者及び要保護者
(2)　特定の資産のない失業者
(3)　特定の資産のない寡婦及び母子世帯
(4)　特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者
(5)　特定の資産のない勤労者
(6)　特定の資産のない小企業者
(7)　前各号に準ずる経済的弱者

第２　既存の公的施設の利用

町は、平常時において、あらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資する。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱う。

第３　仮設住宅等の供与

１　応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生児童委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上決定する。

２　応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであり、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行う。

第４　応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行う。

その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

この場合、飼い主は、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守するものとする。

第３節　住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

１　対　象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者、及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者

２　修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

３　費用の限度

１戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

４　期　間

災害発生の日から１箇月以内

第４節　建築資材の調達

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、第３編 第 11 章に定める計画によって行う。

第 14 章　医療助産計画

（医療衛生部、救助部）

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

なお、町内の医療機関は、状況に応じ、府との協定に基づき、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努めるものとする。

第１節　実施責任者

災害時における医療及び助産は、町長が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）町長が要請を行った場合及び知事が必要と認めた場合には、知事が行う。

第２節　医療及び助産の対象者

１　災害による負傷者及び傷病者
２　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
３　災害発生の日前後７日以内に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

第３節　医療及び助産の実施

１　医療及び助産を実施する必要が生じたときは、原則として医療衛生部により行う。
　町は、一般社団法人相楽医師会と協議して、救護班の編成、派遣への協力を依頼する。
２　患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び地域災害拠点病院（京都山城総合医療センター）又は医療機関に移送する。
３　妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。
　交通途絶等により、医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
４　人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。
５　町から府へ応援要請を行う場合、府を通じて公立病院等に応援要請を行う場合、並びに空輸のための応援要請を行う場合は、府山城広域振興局を通じて行う。
６　府は、町から応援要請があった場合又は必要と認めたときは救護班を派遣し、救護所において負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送病院に搬送する。
７　府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、町から派遣要請があった場合又は必要と認めた

ときは災害派遣医療チーム（必要となる資機材を携行する。）を派遣し、災害現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行う。

８　町は、必要に応じて、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

第４節　救護所の開設

既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに避難所を救護所とするほか、災害が激甚の場合は、公共施設等適当な施設を選定して救護所を開設する。

第５節　医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

１　医療衛生部は、医療及び助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行する。

- 診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧及び使用簿

２　補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行う。

第６節　医療品等の調達

医療品等の調達については、府山城南保健所と協議し、必要に応じてその処置をとる。

第７節　災害救助法による医療基準

１　対　象

災害のため医療を受ける途を失った者

２　医療範囲

(1)　診察
(2)　薬剤又は治療材料の支給
(3)　処置、手術その他の治療及び施術
(4)　病院又は診療所への収容
(5)　看護

３　費用の限度

(1)　救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
(2)　病院・診療所：診療報酬の額以内
(3)　施術者：協定料金の額以内

４　期　間

災害発生の日から 14 日以内

第８節　災害救助法による助産基準

１　対　象

災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

２　助産範囲

(1)　分べんの介助
(2)　分べん前及び分べんの後の処置
(3)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料等の支給

３　費用の限度

(1)　救護班・・・・・・使用した衛生材料の実費
(2)　病院・診療所・・・使用した衛生材料の実費及び措置費
(3)　助産師・・・・・・慣行料金の８割以内

４　期　間

分べんした日から７日以内

第 15 章　保健衛生、防疫及び遺体の処置等活動計画

（医療衛生部）

町は、府と連携して、発災後迅速に保健衛生活動等が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制を整備する。

第１節　防疫及び保健衛生計画

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいことから、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、府等と連携し、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、府及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努める。

さらに、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

第１　防疫活動

１　消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

２　備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

第２　食品衛生活動

１　災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1)　良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2)　避難所における食品衛生確保

（病院・ホテル等、避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」に基づき、避難所における食品の衛生管理を行う。

(3)　炊き出しによる食事提供時における衛生確保

炊き出し実施者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」に基づき、炊き出し時における衛生管理を行う。

２　二次対策

町は、初期対策に引き続き、府山城南保健所、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講じる。

(1)　被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2)　食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「避難所における食品衛生確保ガイドライン」に基づき、施設改善を指導する。

第３　家庭動物の保護及び収容対策

１　実施機関

災害で被災し放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、府、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処する。

２　実施方法

(1)　放浪している動物を保護し、収容する。
(2)　負傷や病気の動物を治療し、収容する。
(3)　飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
(4)　被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。
(5)　飼養されている動物に餌を配布する。
(6)　動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
(7)　特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
(8)　家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第４　家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所と協力し、検査、予防注射並びに消毒等を実施する。

第２節　し尿処理対策計画

第１　実施責任者

町長が実施する。

ただし、被害が激甚のため実施できないときは、隣接市町村からの応援を得て実施するが、知事に連絡し必要なあっせんを求める。

第２　災害時の措置

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急にくみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準に従って行う。

１　情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

２　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況、稼働見込み、仮設トイレの必要数を把握し、府に報告する。

３　野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障がい者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置にも配慮するよう努める。

なお、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

閉鎖に当たっては、消毒実施後、完全に埋設する。

４　消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

５　くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として便槽容量の２割～３割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。

浄化槽についても同様の措置をとる。

６　し尿等の処分

し尿等の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は、相楽広域行政組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

７　府等への応援要請

(1)　し尿等の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。

(2)　近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第３節　遺体の捜索、処置及び埋火葬計画

災害による被災者、特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第１　実施責任者

町長が実施する。

ただし、町で対処できないときは、町長は、隣接市町村又は府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

第２　遺体の捜索

１　捜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により、既に死亡していると推定される者

２　捜索の実施

(1)　実施主体

町（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施）

(2)　協力機関

町長は、必要に応じ、消防機関、木津警察署及び地域住民に協力を要請する。

(3)　機材借上

町長は、捜索に必要な機械器具を借り上げる。

３　他市町村への応援要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、次の事項を提示する。

(1)　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(2)　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

(3)　応援を要請する人数、船艇及び器具等

４　災害救助法による基準

(1)　対　象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

(2)　費用の限度及び期間

捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

また、捜索の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第３　遺体の取り扱い

１　実施方法

遺体の取り扱いは、町長が消防機関及び警察官に協力を要請して実施する。

また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

なお、町は、遺体の取り扱い、検索、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。

２　内　容

(1)　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

ア　目　　的：身元確認、腐敗の防止等

イ　実 施 者：医療衛生部

ウ　処理場所：町が借り上げ、指定した場所

(2)　遺体の一時安置

ア　目　的

身元確認、腐敗の防止等

イ　実施者

町（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。）

ウ　安置場所

町長は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておく。

なお、場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取り扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定する。

また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。

(3)　検　案

原則として、医療衛生部により行う。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則又は死体取扱規則に基づき、検視その他所要の措置を行う。

３　変死体の届出

変死体については、直ちに木津警察署に届出をし、検視後に遺体を取り扱う。

４　関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡のうえ、遺体を引渡すものとする。

５　災害救助法による基準

(1)　対　象

災害の際に死亡した者とする。

(2)　内　容

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ　遺体の一時保存

ウ　検　案

(3)　費用の限度及び期間

ア　(2)のアについては災害救助法施行細則で定める額以内とする。

イ　遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は１体当り災害救助法施行細則で定める額以内とする。

ウ　検案は原則として医療衛生部が行うが、医療衛生部によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内とする。

エ　取り扱いの期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第４　遺体の埋火葬

１　埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない遺体を対象とする。

２　埋火葬の実施

(1)　実施者

町（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。）

(2)　方　法

土葬又は火葬とする。

(3)　留意点

ア　埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ　事故死等による遺体については、木津警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ　身元不明の遺体については、木津警察署に連絡し、その調査に当たる。

エ　被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取り扱いによる。

３　災害救助法による基準

(1)　対　象

災害により死亡した者とする。

(2)　埋火葬の範囲

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3)　費用の限度と期間

埋火葬に要する費用の限度は、災害救助法施行細則で定める額以内とする。

また、その期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第 16 章　救出救護計画

（医療衛生部、消防団）

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、町及び府をはじめ、警察、消防、自衛隊、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第１節　救出救護の対象

１　災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
２　当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、又は当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第２節　救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配意するものとする。

第３節　安否不明者の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

なお、府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表（ＤＶ等の支援措置対象者は除く。）し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みを行う。

第４節　活動拠点の確保

町は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図る。

第５節　資機材等の調達等

１　救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
２　町は、府と連携のもとに、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保する。

第６節　活動の調整

１　町及び府の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行う。

２　関係機関は、町及び府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどにより、綿密な活動調整を行うものとする。

第７節　惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第８節　災害救助法による救出の基準

１　費用の限度

救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

２　救出の期限

災害発生の日から３日以内

第９節　関係機関への要請

消防機関（消防団）のみで救出が困難な場合、府木津地域総務防災課、木津警察署、隣接市町村等に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣要請も考慮する。

また、町災害対策本部は、要救助者の生命及び身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対し、携帯電話等による要救助者の位置情報提供を要請する。

第 17 章　障害物除去計画

（建設部）

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに、交通路の確保を図る対策について定める。

第１節　実施責任者

１　土砂、木材等の障害物の除去は、和束町建設業協会の応援を受けて実施する。
２　労力や機械等が不足し、町及び和束町建設業協会で対処できない場合は、近隣市町又は府に、除去の実施に必要な人員や資機材の応援を要請する。
３　ボランティアやＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の除去を進める場合には、和束町社会福祉協議会やＮＰＯ等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行う。

第２節　住宅関係障害物除去（災害救助法を適用した場合の基準）

１　対　象

居室、炊事場等、生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ自己の資力では障害物を除去することができない者とする。

２　費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

３　実施期間

災害発生の日から 10 日以内

第３節　道路関係障害物除去

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、和束町建設業協会をはじめとする各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物の除去を早急に実施する。

また、必要に応じ、国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し、交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第 18 章　廃棄物処理計画

（医療衛生部）

被災地の生活ごみ、廃棄物（がれき）及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第１節　平常時における清掃能力

管内における平常時のし尿収集・処理能力及びごみ収集・処理能力は、次のとおりである。

１　し尿処理施設

名 称	所在地	処理能力	電話番号
相楽広域行政組合 そうらく衛生センター	木津川市山城町 上狛大谷 181 番地	76kl/日	0774-72-0421

２　ごみ処理場

名 称	所在地	処理能力	電話番号
相楽東部広域連合委託 三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野 字鉢屋 4713 番地	604t/日	0595-20-1119

３　最終処分場

名 称	所在地	処理内容	処分内訳
相楽東部広域連合委託 三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野 字鉢屋 4713 番地	プラスチック類のサーマルリサイクル	プラスチック類 34t/日
相楽東部広域連合委託 大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪市中央区備後町 4 丁目 1 番地 3 号 御堂筋三井ビル 8 階	焼却灰・ばいじん処理物埋め立て処分	焼却灰　36t/年 ・ばいじん処理物（飛灰）19t/年

第２節　災害時の措置

第１　し尿等の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、事業者等の協力を得て、清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急にくみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準に従って行う。

１　情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

２　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況、稼働見込み、仮設トイレの必要数を把握し、府に報告する。

３　野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障がい者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

閉鎖に当たっては、消毒実施後、完全に埋設する。

４　消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

５　くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、当面の措置として、便槽容量の２割～３割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。

浄化槽についても同様の措置をとる。

６　し尿等の処分

し尿等の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は、相楽広域行政組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

７　府等への応援要請

(1)　し尿等の処理に必要な人員、収集運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援を要請する。

(2)　近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第２　生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集処理

生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に従って行う。

１　報　告

処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等を把握し、府に報告する。

２　収集順位

衛生上の点から次のものを優先して収集する。

(1)　生活ごみのうち腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

(2)　浸水地域の生活ごみや重要性の高い施設（避難所等）の生活ごみ

(3)　廃棄物（がれき）の処理にあたって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

３　処理方法

(1)　発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。

(2)　不燃ごみ（資源ごみを除く。）は、埋立場に運搬し埋立処分する。

(3)　大型の可燃ごみは、焼却及び破砕のうえ埋立処理をする。

(4)　運搬車によることができない地域については、ビニール袋等の各戸への配布、ドラムカン、たる等の配置をする。

(5)　食物の残廃棄を優先的に収集する。

(6)　大量に出る生活ごみを一時に収集することが困難な場合は、必要に応じて、あらかじめ選定しておいた運搬上、衛生上等適当と思われる場所を臨時集積場及び処理場として使用するほか、適正に処理する。

(7)　生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。

(8)　廃棄物（がれき）の処理にあたって、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(9)　応急活動後、処理の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

　また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(10)　損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(11)　ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、和束町社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどにより、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第３　被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧計画等については、判明次第直ちに府へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階においてその状況を別に定められた様式により、府山城南保健所を経由し文書で報告する。

第 19 章　文教応急対策計画

（相楽東部広域連合教育委員会、保健福祉課）

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第１節　実施責任者

１　小・中学校の応急教育は、相楽東部広域連合教育委員会が行い、保育園及び小・中学校等施設の応急復旧対策は、町長（委任を受けている場合は相楽東部広域連合教育委員会）が行う。
２　各学校の災害発生の際に伴う適切な措置については、学校長が行う。
３　保育所、認定こども園については、当該園長が行う。

第２節　情報の収集・伝達

１　発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

２　被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき、災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により、固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、携帯電話やスマートフォン等の通信機器によるメールのほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第３節　施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講ずる。

第４節　学校等における安全対策

１　在校（園）時の対策

児童生徒等の在校（園）時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

２　在校（園）時以外の対策

児童生徒等の在校（園）時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

３　保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により、速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第５節　休校等の措置

１　授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、オンライン授業に切り替えたり、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

２　施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

３　施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

(1)　被害が軽少なとき
速やかに応急修理をして授業を行う。

(2)　校舎の一部が利用できない場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

(3)　被災学校の大部分が使用不能の場合
集会所等公共施設を利用するほか、隣接校の空き教室等を借用する。

４　復旧後の措置

復旧のうえは、事後における教育計画を変更するなど、年間授業時間の確保、学力低下の防止に努める。

第６節　学用品の調達及び配分

第１　災害救助法が適用された場合

１　教科書

町が直接調査を行い、府教育部に報告し、府教育部の調整を経て調達し、配分を実施する。

２　文房具及び通学用品

町が直接調査を行い、府教育部に報告し、府教育部の調整を経て調達し、配分を実施する。

３　学用品の給与基準

(1)　対　象

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(2)　学用品の品目及び費用の限度

ア　教科書（教材を含む。）：実費

イ　文 房 具：災害救助法施行細則に定める範囲内

ウ　通学用品：文房具と同じ

(3)　期　間

ア　教科書：災害発生の日から１箇月以内

イ　文房具及び通学用品：災害発生の日から 15 日以内

第２　災害救助法が適用されない場合

１　教科書

相楽東部広域連合は、被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入することが困難と認める場合は、災害発生の日から１箇月以内に、府教育委員会を通じて（一社）教科書協会に無償補給の申請を行うとともに、京都府教科図書販売㈱に補給を依頼し、教科書を補給する。

２　文房具及び通学用品

文房具及び通学用品の補給については、災害救助法が適用された場合の要領に準じて行う。

第３　給与の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

第７節　学校給食対策

学校給食は可能な限り継続させるものとするが、やむを得ない事情が発生した場合は、代替給食等、必要な措置を講じる。

なお、給食再開にあたっては、衛生管理に十分注意を払う。

第８節　児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受け入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第９節　教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において町教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第 10 節　学校等における保健衛生及び危険物等の保安

１　保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置、並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

２　危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第 11 節　被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営に協力する。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど、円滑な活動が行われるよう努める。

第 20 章　輸送計画

（救助部）

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上輸送等の対策について定める。

第１節　実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、町長の指示に基づき、本部のそれぞれ応急対策を実施する各部において行う。

ただし、災害が激甚のため、本部において確保することが困難な場合は、府及び関係機関の応援を求めて実施する。

第２節　輸送力の確保

第１　車両等の確保

公用自動車等の配車計画については調整部が行うが、町所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は知事に対し調達のあっせんを求める。

この場合、借上げ手続き、その他必要事項は救助部が措置し、おおむね次の事項を明示して要請する。

1　輸送区間及び借上げ期間
2　輸送人員又は輸送量
3　車両等の種類及び台数
4　集合場所及び日時
5　その他必要な事項

第２　輸送力の確保についての協力要請

救助部においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講じるよう、協力を要請する。

1　各種運送会社

第３　輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行う。

1　トラック、バス等による輸送
2　鉄道等による輸送
3　航空機、ヘリコプター等による輸送
4　人力等による輸送

第４　ヘリコプター等による輸送の場合

１　ヘリコプターの要請

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、直ちに府山城災害対策支部を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請する。

２　災害対策用ヘリコプター離着陸場の整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用ヘリコプター離着陸場を【資料編　資料 23　災害対策用ヘリコプター離着陸場】のとおりとする。

第３節　緊急通行車両の取り扱い

第１　緊急通行車両の確認申請

災害対策基本法第 76 条第１項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両確認の届出を行っていない車両は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長に対し、緊急通行車両等確認申請書に、輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。

第２　緊急通行車両の事前届出済みの車両

あらかじめ緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の発行を受けている車両については、優先して緊急交通路が利用できる。

第４節　災害救助法による輸送基準

１　対　象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の取り扱い、救済用物資の整理配分のための輸送に関する経費とする。

２　費用の限度

当該地域における通常の実費

３　期　間

当該救助の実施が認められる期間以内

第５節　人員及び救助物資等の輸送

１　町は、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、人員輸送を実施する。

２　救助物資等の輸送は、府の関係部局と町が協力して実施する。

３　府は、被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人員、運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。

第 21 章　交通規制に関する計画

（建設部）

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報、渋滞対策についてその要領を定める。

第１節　実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見した時、若しくは通報等によりこれを認知した時は、次の区分により速やかに必要な規制を行うとともに、連携して適切な処置をとる。

区分	実施責任者	範　囲	根拠法
道　路 管理者	国土交通大臣 府 町	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
警　察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条 道路交通法 第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第５条第１項
	警察官	道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

第２節　実施方法

第１　道路、橋梁等の応急措置

１　道路管理者は、所管する道路、橋梁等に被害が生じた場合、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図る。

２　応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

第２　被害箇所等の通報連絡体制及び調査

１　災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。

２　通報を受けた警察官又は町長は相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設部を中心に調査する。

３　建設部は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を関係機関に連絡する。

４　道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第３　交通規制

１　交通規制の実施

道路管理者、木津警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

２　標識の設置

道路管理者又は木津警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

３　相互連絡

道路管理者及び木津警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておくものとする。

４　車両の運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

５　措置命令等

(1)　警察官の措置命令等

ア　警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずることができる。

イ　命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

(2)　自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

(3)　消防職員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

第４　道路上の障害物の除去

１　道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

２　道路管理者は、指定道路区間内で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者等が当該措置をとらない場合や運転者が現場にいないため移動を命じることができない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

３　道路管理者は、２の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

４　町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに２の措置を実施する。

第３節　緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合、災害の状況に応じて物資輸送や応急対策活動等に必要な路線を指定して円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関との連絡調整の上で、緊急輸送道路を指定する。

大雪等の災害時に道路除雪等が必要となる場合は、緊急交通路及び緊急輸送道路を中心に除雪等を実施する。

第 22 章　危険物等応急対策計画

（調整部、相楽中部消防組合）

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、本編 第３章「通信情報連絡活動計画」、第６章「消防活動計画」、第 16 章「救出救護計画」等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

第１節　危険物製造所等応急措置計画

１　危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

２　災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

(1)　消防機関への通報
(2)　危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
(3)　付近住民等に対する広報活動
(4)　立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
(5)　避難誘導及び群衆整理
(6)　負傷者の救助、応急手当て及び搬送
(7)　危険物火災の特性に応じた消防活動
(8)　危険物の除去

第２節　火薬類保管施設応急措置計画

１　火薬類を取り扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取り扱い中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立ち入りを禁止する。

２　１の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。

３　災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

(1)　在置火薬類に関する情報収集
(2)　消火活動
(3)　注水その他の延焼防止活動
(4)　負傷者の救助、応急手当及び搬送
(5)　警戒区域の設定及び交通規制
(6)　飛散火薬類等の検索回収
(7)　二次爆発の防止措置

４　災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第３節　高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

１　災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

２　爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

(1)　京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
(2)　高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
(3)　ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
(4)　漏洩防止作業
(5)　注水及び消火活動
(6)　付近住民等に対する広報活動
(7)　立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
(8)　避難誘導及び群衆整理
(9)　負傷者の救助、応急手当及び搬送
(10)　応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
(11)　引火性、発火性又は爆発性物質の移動

３　毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

(1)　施設の管理者等に対する除害措置の指示
(2)　付近住民等に対する中毒防止方法の広報
(3)　防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

第４節　毒物劇物保管施設措置計画

１　応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収、その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、府山城南保健所、消防機関又は木津警察署に届け出るものとする。

２　緊急措置

町は、府との連携のもとに、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動を行い、関係住民に注意を与える。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、府を通じ、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第５節　原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

１　放射線量の測定
２　危険区域の設定と立入禁止制限
３　危険区域内住民の退避措置
４　被ばく者等の救出、救護
５　交通規制と群衆整理
６　人心安定のための広報活動
７　その他災害の状況に応じた必要な措置

第 23 章　通信・放送施設応急対策計画

（西日本電信電話㈱、日本放送協会京都放送局、㈱京都放送）

第１節　通信施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

なお、各事業者は、応急復旧のために、通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて府や町に協力を要請する。

第１　設備及び回線の応急復旧措置

１　電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話㈱災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

２　回線の復旧順位は、次表のとおりとする。

３　必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

４　大雪時における優先復旧等については、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第１順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

第２　営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに、当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法により、速やかに業務の開始を図るものとする。

第２節　放送施設応急対策計画

災害時において放送施設に支障のある時は、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。

放送機がすべて故障し、また、演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

１　放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき、次の措置を講ずる。

(1)　臨時放送所の確保

(2)　臨時演奏所の借用

(3)　臨時現像所の開設

２　中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講じる。

(1)　無線中継の実施

(2)　非常用番組の送信

(3)　西日本電信電話㈱への回復要請

(4)　㈱ＮＴＴドコモ関係への回復要請

第 24 章　電気・上下水道施設応急対策計画

（関西電力送配電㈱、調整部、建設部）

電気、上下水道等のライフライン被害は、住民生活に多大な影響を及ぼすため、ライフライン施設等の応急対策について定める。

第１節　電気施設応急対策計画

電気事業者は、電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

また、京都府と関西電力送配電株式会社が締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021 年 11 月 29 日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、府と連携を図りながら、対応していくものとする。

１　非常災害前の対策

(1)　設備の予防強化

一般計画編 第２編 災害予防計画 第 14 章 電気施設防災計画を準用する。

(2)　工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに、手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

(3)　人員の確保、連絡の徹底

ア　非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。

イ　請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。

ウ　災害の規模に応じた、他電力事業者等との相互協力体制を確立する。

２　非常災害発生時の対策

(1)　危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(2)　被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行う。

また、災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接

当該地域へ周知する。

(3)　関係防災機関との連携

広域的な停電事故が発生した場合は、関係防災機関間で構築した直通の情報連絡網（ホットライン）を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

(4)　被害の復旧

非常災害対策本部は、各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021 年 11 月 29 日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(5)　復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力事業者等へ協力を要請し、復旧にあたる。

(6)　大雪発生時の対応

大雪発生時においては、早期の倒木処理及び道路啓開を行うため、府及び町と連携し、道路の通行の支障となる倒壊電柱等の電力設備の除去を行う。

また、孤立地区が発生した場合は、停電の復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性を考慮した上で、府及び町と協議して停電仮復旧のための電源車を配置する。

第２節　上下水道施設応急対策計画

第１　水道施設

建設部は、災害の発生時に、水道施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

また、水道施設が被災した場合は、次の対策を実施する。

１　被害状況の収集及び伝達

施設被災箇所の応急復旧を実施する。

なお、必要に応じ、給水装置指定工事店等の応援を得る。

２　応急復旧

簡易水道事業管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じるとともに、浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮する。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、下水道事業管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

３　支援要請等

町のみでは、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合は、速やかに相互応接協定等に基づく支援要請を行う。

また、町は、府に対し、広域的な支援について要請を行う。

このほか、必要に応じて、自家用井戸保有の住民に対し、井戸水提供の協力を要請する。

４　災害広報

水道施設の被災状況及び復旧見込みについて、住民に広報し、社会混乱を未然に防止する。

第２　下水道施設

１　被害状況の収集及び伝達

建設部は、災害の発生時に、管渠及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、建設部により関係機関に迅速に伝達する。

２　応急復旧

下水道事業管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、下水の排除に支障のないように応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は事業継続等を考慮するものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、簡易水道事業管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

３　支援要請

町のみでは、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合は、速やかに相互応接協定等に基づく支援要請を行う。

また、町は、府に対し、広域的な支援について要請を行う。

４　災害広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、下水道排水設備の使用を停止するよう周知する。

第 25 章　農林関係応急対策計画

（農林商工部）

災害により農林関係施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、適切な応急措置を実施して農林業の生産が迅速にもとの形態に復するために必要な計画を定める。

第１節　農地、農業用施設

１　農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、府等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

２　出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

３　管理施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

なお、応急復旧工事時は、必要に応じて近畿農政局から排水機（エンジン付）を借用することができる。

第２節　林業用施設

１　林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

２　被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

３　施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第３節　治山施設

１　災害により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、府山城広域振興局及び防災関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

２　被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

３　被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第 26 章　労務供給計画

（救助部、調達部）

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及びボランティアのみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第１節　労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

１　被災者の避難
２　医療及び助産
３　被災者の救出
４　飲料水の供給
５　行方不明者の捜索
６　遺体の取り扱い
７　救援物資の整理、輸送及び配分
８　その他災害応急対策に必要な業務

第２節　労働者の雇上げ

町だけでは要員の不足が生じたときは、次の事項を付し、府を通じ、京都労働局へ要請し、人員の確保を図る。

１　労働者の雇用を要する目的又は作業種目
２　労働者の所要人員
３　雇用を要する期間
４　労働者が従事する地域
５　労働者の輸送方法
６　その他必要な事項

第３節　費用の負担

労働者の賃金は、地域における通常の実費とする。

第 27 章　自衛隊災害派遣要請計画

（調整部）

災害に際し、住民の生命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続き等について定める。

第１節　災害派遣要請基準

１　町長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるとき、府山城広域振興局を通じて、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

２　町長は、通信途絶等により府山城広域振興局長を通じて知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。

この場合、町長は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第２節　災害派遣要請要領

第１　災害派遣の要請

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求めようとするときは、次の事項を明らかにし、文書をもって行う。

ただし、緊急を要するため文書を作成するいとまがないときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に要請する。

また、町長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。

指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

１　災害の状況及び派遣要請を行うよう求める理由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となるべき事項

なお、自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

(1)　災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(2)　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(3)　災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

(4)　運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

(5)　その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第２　災害派遣部隊の受け入れ体制

町長は、災害派遣を受けようとするとき、調整部により次の事項を確立する。

１　派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
２　派遣部隊の宿泊所等を準備する。
３　派遣部隊との作業について、作業内容に応じた作業計画を樹立しておく。
４　ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
５　自衛隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、町においてあらかじめ準備できるように努める。

第３　派遣要請先

陸上自衛隊第４施設団長　第４施設団第３科
所在地：宇治市広野町風呂垣外 1-1

	勤務時間内	勤務時間外
ＮＴＴ回線	0774(44)0001（内線 236） FAX　0774(44)0001(内線 231、240)	0774(44)0001（内線 223） FAX　0774(44)0001(内線 231、240)
衛星通信系防災情報システム	衛星 7-757-8109 FAX　7-757-8100 地上 8-757-8109 FAX　8-757-8100	衛星 7-757-8101 FAX　7-757-8100 地上 8-757-8101 FAX　8-757-8100

第４　京都府知事への報告

調整部は、派遣部隊が到着したとき、府山城広域振興局を通じて知事に報告する。

第３節　災害派遣部隊の活動内容

自衛隊派遣部隊は、主として人命財産の救援のため各関係機関と緊密な連絡を保って

相互に協力し、次の業務を実施する。

１　被害状況の把握

知事から要請があったとき、又は第４施設団長等が必要と認めたときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

２　避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

３　遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

４　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

５　消防活動

火災に際しては、利用可能な防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

６　道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

７　応急医療、救援及び防疫

被災者に対し、応急診療、救護及び防疫を行う。

ただし、薬剤等は通常関係機関より提供を受け使用する。

８　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて、上級司令部に上申要請して行う。

９　炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

10　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を行う。

第４節　経費の負担区分

町は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

ただし、町において負担することが適当でないものについては、府が負担するものとする。

１　災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
２　１に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

第５節　撤収の要請

町長は、災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、速やかに文書をもって、府山城広域振興局を通じて、知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第 28 章　職員派遣要請計画

（調整部）

災害応急対策及び災害復旧のため、本町以外での技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっせんについて定める。

第１節　府に対する応援要請

府に応援を求める必要が生じた場合には、次の事項を明らかにし、無線、電話等により行う。

なお、後日速やかに文書を送付する。

１　災害の状況及び応援を求める理由
２　応援を希望する機関名
３　応援を希望する人員、物資等
４　応援を必要とする場所、期間
５　応援を必要とする活動内容
６　その他必要な事項

第２節　その他団体及び機関への応援要請

府に対する応援要請に準じる。

また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は、原則として文書で府に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第３節　受入体制の整備

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点場所を確保する。また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第 29 章　義援金品受付配分計画

（医療衛生部）

被災者に寄贈される義援金品について、受け付け及び配分方法等を定める。

第１　義援金品の受け付け

１　町、府、日本赤十字社京都府支部及びその他の機関で受け付けを行い、受付期間はおおむね災害発生の日から１箇月以内とし、必要に応じて延長する。
２　町における義援金品の受け付けは、医療衛生部において行う。
３　義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けない。

第２　町における義援金品の保管

１　医療衛生部は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
２　義援金品は、適正に保管する。

第３　町における義援金品の配分

町で受け付けた義援金品は、医療衛生部が受け入れ、その配分を担当する。

義援金品の配分にあたっては、被害状況等を勘案して、配分率並びに配分方法を決定し、必要に応じて、ボランティア等の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行う。

第４　義援金品受付、配分結果の報告

義援金品の受付配分状況をとりまとめるため、受け付け及び配分事務を終了したときは、町内での災害の場合にあってはその結果を町長に、町以外での災害の場合にあっては知事に報告する。

第５　義援物資提供の際の住民・事業所等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・事業所等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

町は、住民・事業所等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう、府と連携して、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

また、町は、府と連携して、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第 30 章　社会福祉施設応急対策計画

（救助部）

災害発生時における、施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

第１節　計画の内容

第１　実施責任者

各施設の施設長が必要に応じ、防災関係機関及び地域住民等の協力を得て実施する。

第２　避難措置等

１　災害発生時において、各施設の職員は、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て、敏速に安全な場所に避難させる。

２　通所施設にあっては、実情に応じ臨時休園とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第３　防災関係機関との連携

施設長は、町等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと、組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第２節　施設の復旧

第１　町営の施設

被害状況の報告を待って、現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたる。

第２　私営の施設

被害状況の報告を待って、法人が実施する復旧等について指導助言を行う。

第３　応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、近傍の公共施設の利用、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をする。

この場合、施設長は、措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。

第４　保健管理、安全の指導

施設利用者等の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

第 31 章　要配慮者に係る対策計画

（救助部）

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第１節　実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、町及び府がそれぞれの役割に応じて実施する。

第２節　災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等

１　町は、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合、府との連携のもとに避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、和束町社会福祉協議会、自主防災組織やＮＰＯ・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

２　在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。

３　町は、必要に応じて、府に災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣を要請するとともに、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を受ける。

第３節　高齢者に係る対策

１　町は、府との連携のもとに、高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

２　町は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

３　町は、府との連携のもとに、地域内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対

策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

4　高齢者の健康管理には特に留意する。

5　町は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第４節　障がい者に係る対策

1　町は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ファクシミリ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

2　町は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

3　町は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

4　町は、府との連携のもとに、地域内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

　また、重度障がい者については、府内及び近隣府県の障がい（者）福祉施設等への緊急入所等を勧める。

　この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。

5　障がい者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、本編 第８章 第６節の避難者健康対策により対策を講じる。

6　町は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など、障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第５節　乳幼児に係る対策

1　町は、哺乳びん、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。

　この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

2　町は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

　要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ、府に協力を求める。

　児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、必要に応じ、府に支援を要請する。

3　町は、府との連携のもとに、児童相談所を中心に、被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

第６節　妊婦に係る対策

１　町は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
　この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
２　町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
３　妊婦の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、本編 第８章 第６節の避難者健康対策により対策を講じる。
４　助産を実施する場合は、本編 第 14 章の医療助産計画により対策を講じる。

第７節　外国人に係る対策

１　町は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
２　町は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
３　町は、府の連携のもとに、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第 32 章　環境保全に関する計画

（医療衛生部）

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第１節　環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第１　町の施策

１　関係防災機関等への通報
２　住民の生命・身体に危険が予測される場合の住民への周知及び避難誘導
３　府の行う施策への協力

第２　府の施策

１　関係防災機関等への通報
２　環境モニタリングの実施
３　住民の生命･身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導を町に依頼又は指示
４　立入禁止区域の設定及び交通規制について町と調整し、警察本部に要請
５　被災工場等への環境汚染防止の指導について町と連携し、指導
６　漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について町と連携し、指導
７　廃棄物処理工場への適正な処理・処分の指導
８　建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導
９　有害物質が移流・拡散する場合の関係地域への通報
10　有害物質が河川流入するおそれが生じた場合の下流地域への通報

第 33 章　ボランティア受入計画

（救助部、和束町社会福祉協議会）

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、町は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。このため、災害発生時のボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行う。

また、町、府、和束町社会福祉協議会等は、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）とともに、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

なお、災害の状況やボランティア活動等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するとともに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第１節　一般ボランティアの受付及び調整

第１　組　織

救助部は、和束町社会福祉協議会等との連携により、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として町災害ボランティアセンターを設置する。

町ボランティアセンターの運営は、府災害ボランティアセンターより、初動支援チーム（先遣隊）や、ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を受けて行う。

第２　受け入れ体制の整備

１　町域ボランティアへの要請

町ボランティアセンターは、大規模地震等災害発生と同時に、町域ボランティア組織及び一般ボランティア等に対し、町ボランティアセンターへの登録を要請する。

２　町ボランティアセンターのための活動計画

(1)　町ボランティアセンターは、ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等についての情報を収集し、ボランティアのための活動計画を作成する。

(2)　町ボランティアセンターは、受入計画を定め、応援を求める作業内容を明示するとともに、応援活動に必要な物資・資機材を確保する。

３　窓口の設置

町ボランティアセンターは、町内及び外来のボランティアを受け入れ、派遣調整を行うため、あらかじめ町長と協議した上で、ボランティアセンター本部の設置場所を決定しておく。

また、必要に応じ、現地ボランティアセンターを設置するものとし、設置場所等についても、あらかじめ町長と協議した上で、位置等が明らかになるよう努めるものとする。

４　ボランティアセンターの主な役割

(1)　ボランティアニーズの把握及び情報提供
(2)　派遣の要請（要否を含む。）等について、救助部との連携
(3)　ボランティアの受け入れ・受け付け
(4)　活動に関する事前研修（活動形態・内容等）
(5)　ボランティア活動情報の集約・管理
(6)　災害対策本部との連絡調整
(7)　ボランティア間のネットワークを形成し活動調整を行う支援

第２節　一般ボランティアに対する支援

町及び関係機関等は、被災者支援活動に参加する一般ボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第３節　専門ボランティアの受け入れ

１　災害発生時に、災害対策本部が専門ボランティアの活動を必要と判断したときは、町ボランティアセンターより募集するとともに、府山城広域振興局を通じて、府に専門ボランティアの受入調整を要請する。
２　町及び関係機関等は、専門ボランティアが被災者支援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第 34 章　文化財等の応急対策計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

１　被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
２　被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
３　被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
４　美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第 35 章　り災証明書の発行計画

（調整部）

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたり、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、町長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

第１節　り災証明の対象

町は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水した家屋について、り災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものが被災した場合において証明の発行が必要な場合についても対応を行う。

また、火災等による家屋の損害（全焼、半焼、水損）については、消防本部がり災証明を行う。

第２節　被害家屋調査

１　被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、調整部は、次の準備作業を実施する。

(1)　建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

(2)　調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

(3)　調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、宿泊場所等の手配を行う。

２　被害家屋調査の実施

(1)　調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね１箇月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

(2)　調査方法

被害家屋を対象に２人１組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、１棟ごとに内部立入調査により実施する。

第３節　り災台帳の作成

固定資産税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を発行する。

第４節　り災証明書の発行

町は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を原則として１世帯当たり１枚発行する。

なお、火災等に関するり災証明書の発行等手続きは、消防本部の定めるところによる。

第５節　再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から３箇月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

町は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

第６節　り災証明に関する広報

町は、り災証明書の発行及び再調査の受け付けを円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、町広報紙等により被災者への周知を図る。

第 36 章　応援受援計画

（全部）

町に対して、府より被災地への応援体制又は受援体制の整備の要請があった場合の対応について整理する。

なお、実施の際は、「京都府災害応援・受援マニュアル」を参考とする。

第１節　応援計画

１　府との連絡調整を行う人員を確保するとともに、被災地の情報収集に努める。

２　応援の際は、府と調整しつつ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、応援要員の健康管理や感染症対策に十分留意すること、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。

また、町は、派遣職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するとともに、通信が途絶している地域での活動を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の活用に努める。

(1)　救援物資の供給
(2)　被災地への人的支援の実施
(3)　被災者の受け入れ
(4)　ボランティア活動の促進

第２節　受援計画

町は、広域からの応援を受援する場合や、広域からの応援部隊が本町を中継する場合に活用される物資拠点、救助部隊の活動拠点について、拠点施設の円滑な管理、施設運営のための職員、資機材の配置を行う。

また、必要に応じて、「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）に基づき、助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について、府を通じて、総務省に要請する。

なお、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

第 37 章　社会秩序の維持に関する計画

（涉外部）

災害発生後、被災地域等においては、災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第１節　関係機関の緊密な情報交換

町は、府などの防災関係機関と連携して、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第２節　町の活動

町は、府及び警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行う。

第 38 章　原子力災害対策計画

（総務部、消防団、関係各部）

第１節　基本方針

福井県内に立地する原子力施設等において事故が発生し、放射性物質が施設外に大量に放出するような事故が発生した場合、風向き等によっては、本町にも影響を及ぼす可能性があり、退避又は避難が必要となる事態が発生することが予測される。

町は、放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、放射性物質による汚染状況に応じ、次の措置を実施する。

１　屋内退避
２　コンクリート屋内退避
３　遠隔地避難

なお、屋内退避やコンクリート屋内退避は、遠隔地避難又は自宅復帰への一時的措置として位置づける。

第２節　応急対策

町は、原発事故が発生し、町に影響があると考えられる場合には、必要に応じて、災害対策本部を設置し、以下の応急対策を実施する。

第１　緊急時の情報収集

府は、原子力災害発生時（緊急時）の際は、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報を、各市町村に連絡する。

町は、府からの情報連絡を受け取り、緊急事態に関する状況の把握に努める。

第２　町及び周辺市町村の放射線量の把握

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが、避難措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となる。

町は、府が実施する緊急モニタリング結果から、町及び周辺市町村における環境放射線量の把握に努める。

第３　退避措置

１　町における退避に関する基準

町は、原子力災害による住民の放射線被ばくを極力避けるとの考え方に立ち、原発事故が発生した場合には、府及び周辺市町村との連携を図り、必要に応じて、次の基準で退避措置を実施する。

町における退避に関する基準

事態の推移	退避及び避難の措置
原子力緊急事態宣言の発出（原災法第 15 条）	退避の準備
放射能汚染の拡大（町域への影響のおそれあり）	屋内退避
予測線量に基づき、町災害対策本部から指示	コンクリート屋内退避 又は遠隔地避難

（注）原災法：原子力災害対策特別措置法

２　退避の準備

町は、原子力緊急事態宣言の発出（原災法第 15 条）が行われた場合、府及び周辺市町村と連携を図り、必要に応じて、住民に対し、災害状況の情報提供とともに、退避の準備を指示する。

また、退避の準備の指示にあたっては、次の事項を明示して行う。

(1)　町災害対策本部から住民への緊急指示であること
(2)　事故の概要
(3)　放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
(4)　その他必要事項

３　退避の指示

町は、放射能汚染が拡大し、町域への影響のおそれがある場合、府及び周辺市町村と連携を図り、必要に応じて、全住民に対し、退避及び避難の措置を指示する。

第４　飲食物の摂取制限

町は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害の発生が予測される場合、府及び周辺市町村と連携を図り、必要に応じて、飲食物の摂取制限措置を実施するとともに、安全な飲食物の供給を確保する。

第３節　広域避難者（広域一時滞在者）への対応

町は、府が定める「原子力災害に係る広域避難要領」における避難先として、府より要請を受けた際は、受け入れ先として、以下に示す役割に対応する。

(1)　避難所の開設・運営（府等と連携し随時調整）
(2)　避難所での対応要員・物資の確保（当初３日間程度）
(3)　避難者数に応じた仮設トイレの設置（避難所設備で不足する場合）
(4)　府と連携し、必要な生活物資の調達・配布
(5)　その他必要な生活支援

第４編　災害復旧・復興計画

第１章　生活確保対策計画

（全部）

災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保するための対策を定め、被災者の生活の確保を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第１節　職業あっせん計画

町は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について京都田辺公共職業安定所（木津出張所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを行い、雇用の安定を図る。

第２節　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

町は、災害により被災者の納付すべき地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第３節　融資計画

町長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、生業資金等を貸し付けることにより、生活の安定をはかる。

第１　「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与

１　貸与対象者

災害救助法が適用された災害（自然災害に限る。）により、次の被害を受けた世帯の世帯主とする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１箇月以上である世帯主の負傷
(2)　住居又は家財の価額のおおむね１／３以上の損害

２　貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000 円
世帯主の負傷と家財の損害	2,500,000 円

世帯主の負傷と住居の半壊　2,700,000 円
世帯主の負傷と住居の全壊　3,500,000 円
家財の損害　1,500,000 円
住居の半壊　1,700,000 円
住居の全壊　2,500,000 円
住居の全体の滅失　3,500,000 円

３　貸付条件

償還期間　10 年（うち据置３年）
償還方法　年賦、半年賦又は月賦
利　息　年３％（据置期間中は無利子）
連帯保証人　１名以上
所得制限　世帯の前年の町民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯

１人世帯　220 万円
２人世帯　430 万円
３人世帯　620 万円
４人世帯　730 万円
５人世帯　１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加算した額
ただし、住家が滅失した場合については 1,270 万円

４　実施主体

町

５　費用の負担区分

府は、町が被災者に貸与した額の 10／10 額を町に無利子で貸与し、国はその２／３額を府に無利子で貸与する。

第２　「生活福祉資金」の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸し付けを行う。

１　対　象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から、自立更生のために資金を必要とする低所得世帯とする。

２　貸付金額

生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）
1,500,000 円以内
生活福祉資金（住宅資金）
4,000,000 円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

３　貸付条件

(1)　償還期間　７年以内（住宅改修のときは 14 年以内）
(2)　据置期間　３箇月以内（状況に応じて２年以内）
(3)　利　子
ア　据置期間　無利子
イ　据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合：無利子、立てない場合：年 1.5%

第３　「母子父子寡婦福祉資金」の緊急貸付

被災母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付を行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として２年を超えない範囲で延長される。

なお、償還金の支払いは本人の申請により猶予される。

第４節　災害弔慰金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

１　支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族とする。

(1)　町内において全壊５世帯（半壊１／２世帯、床上浸水１／３世帯に換算）以上の被害が生じた災害
(2)　府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害
(3)　上記と同等と認められる特別の事情がある場合

２　支給額

(1)　主たる生計維持者の死亡
１人当たり　5,000,000 円
(2)　その他の者の死亡
１人あたり　2,500,000 円

３　実施主体

町

４　費用の負担区分

国：２／４、府：１／４、町：１／４

第５節　被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金を次により支給する。

１　対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合とする。

(1)　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
(2)　10 世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村における自然災害
(3)　100 世帯以上の住宅の全壊被害が発生した都道府県における自然災害
(4)　(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害
(5)　(1)から(3)の区域に隣接し、その自然災害により５世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害
(6)　(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）及び２世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）に係る自然災害

２　対象世帯

(1)　住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
(2)　住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3)　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

３　支援金額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

(1)　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全　壊 2 (1)に該当	解　体 2 (2)に該当	長期避難 2 (3)に該当	大規模半壊 2 (1)に該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2)　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【全壊世帯、大規模半壊世帯】

住宅の再建方法	建設・購入	補　修	賃　借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

【中規模半壊世帯】

住宅の再建方法	建設・購入	補　修	賃　借 （公営住宅以外）
支給額	100 万円	50 万円	25 万円

※一旦住宅を賃借した場合、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

４　実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

５　申請書類の提出窓口

町

６　支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人：１／２、国：１／２

第６節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

第１　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

町は、大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。

詳細は、要綱により定める。

第２　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

町は、府及び関係金融機関と協力して、大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について周知を行う。

第７節　郵便の特例措置

郵便事業に係る特例措置は、以下のとおりである。

１　災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講じる。

２　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第 19 条及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第５号）第４条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

３　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第 18 条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

４　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第４条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第８節　り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の強化に努める。

さらに、町は、府と連携・協力し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第９節　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、府が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、府は町の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にはデジタル技術の活用に努める。

第２章　公共土木施設復旧計画

（関係各部）

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定める。

なお、町は、災害復旧事業推進のため、必要に応じて、国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第１節　災害査定の早期実施

町は、災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、その他に規定する災害査定が速やかに実施されるように必要な措置を講じて、早期にその災害復旧事業費の決定、交付を受けられるように努める。

第２節　災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、町は、被災原因を勘案の上、再度の被害発生を防止するために改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。

なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、総合計画におけるまちづくりの方向や被災状況を勘案するとともに、災害に強いまちづくりの実現に留意する。

災害復旧事業計画の種類は、以下の通りである。

１　公共土木施設災害復旧事業計画
　(1)　河川公共土木施設災害復旧事業計画
　(2)　道路公共土木施設災害復旧事業計画
　(3)　単独災害復旧事業計画
２　農業・農業土木施設災害復旧事業計画
３　上下水道施設災害復旧事業計画
４　公営住宅災害復旧事業計画
５　社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
６　学校教育施設災害復旧事業計画
７　社会教育施設災害復旧事業計画
８　その他施設の災害復旧事業計画

第３節　再度災害の防止

町は、公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、地形、地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不

可能な場合、又は原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、府及び国と協議して、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講じる。

第３章　農林水産業施設災害復旧計画

（農林商工部）

町は、府と連携・協力して、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に対して補助を行い農林漁家の経営の回復、安定を図る。

第１節　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第１　補助の対象となる施設

１箇所の事業費が 40 万円以上の次の施設

１　農　地

２　農業用施設

公共的かんがい排水施設、農業用道路等

３　林業用施設

公共的な次の施設

(1)　林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）

(2)　林　道

４　共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会の所有する共同利用施設

第２　補助率

１　一般災害

高率補助率は、次の要領により適用される。

(1)　農地農業用施設

１戸当たりの事業費が８万円を超え、15 万円以下の部分には１次高率、15 万円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

(2)　林　道

被災林道の既設延長１ｍ当たりの事業費が 1,000 円を超え、1,200 円以下の部分には１次高率、1,200 円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

２　連年災害

(1)　農地農業用施設

その年を含む過去３箇年の合計事業費が１戸当たり 100,000 円以上で、かつその年の事業費が１戸当たり 40,000 円以上となる場合は、前項(1)の高率補助率を適用する。

(2)　林　道

その年を含む過去３箇年の合計事業費が１ｍ当たり 1,100 円を超え、かつその年の事業費が１ｍ当たり 500 円以上となる場合は、普通補助率の外に高率補助率を適用する。

区　分			普通補助率	高率補助率	
				１次	２次
農地農業用施設	農　地		50%	80%	90%
	農業用施設		65%	90%	100%
	関連事業		50%	－	－
林業用施設	林地荒廃防止施設		65%	－	－
	林　道	奥地幹線林道	65%	90%	100%
		その他林道	50%	75%	85%
共同利用施設			20%	－	－

第２節　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については、次の特別措置がある。

１　農地農業用施設

第１節の補助率の適用後の１戸当たりの事業費負担額が 20,000 円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

１戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000 円を超え 20,000 円以下の部分	70%
20,000 円を超え 60,000 円以下の部分	80%
60,000 円を超える部分	90%

２　林　道

第１節の補助率適用後の事業費負担額が１ｍ当たり 180 円を超える場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

１ｍ当たりの負担額	嵩上補助率
110 円を超え 200 円以下の部分	70%
200 円を超え 500 円以下の部分	80%
500 円を超える部分	90%

３　共同利用施設

次の補助率が適用される。

区　分	１箇所当たりの工事費	補助率	
		40 万円までの部分	40 万円を超えた部分
激甚地域内	13 万円以上	40%	90%
激甚地域外	40 万円以上	30%	50%

第３節　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第１　補助の対象となる施設

１箇所の事業費が 60 万円以上の次の施設が該当する。

１　林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く。）

２　地すべり防止施設

地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設

第２　国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第４条の規定による。

第４章　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

（関係各部）

災害復旧事業費の決定は、町から府山城広域振興局（府山城南土木事務所）を経由した知事への報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

ここでは、町に対して行われる財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第１節　国による財政措置

町は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、府を通じ、次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を要請する。

第１　災害復旧事業費

１　補助災害復旧事業債
２　単独災害復旧事業債
３　公営企業等災害復旧事業債
４　火災復旧事業債
５　災害による特別措置債
(1)　歳入欠かん等債
(2)　公共土木等小災害債
(3)　農地等小災害債

第２　一時借入金

一時に多額の資金を必要とする場合、近畿財務局及び各種金融機関より、一時借入金の借り入れを行う。

第２節　農林業関係融資

町は、被災農業者に対して、その経営の安定化を図るため、府と連携・協力して、次の農業災害に対する各種融資制度の活用等の措置を講じる。

第１　天災融資法に基づく融資

１　経営資金

(1)　貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第１種兼業等の農林漁業者及び農林漁

業者の組織する団体

(2)　貸付制度

ア　個　人	200 万円
(激甚災害の場合)	250 万円
イ　法　人（政令で指定されたもの）	2,000 万円
ウ　漁具の購入資金	5,000 万円
エ　果樹栽培者、家畜等飼養者（政令で指定された場合に限る。）	500 万円
(激甚災害の場合)	600 万円

(3)　償還期間

６年以内（激甚災害の場合７年以内）

(4)　貸付利率

特別被害地域の特別被害農林漁業者	年３％以内
３割被害農林漁業者	年 5.5%以内
その他一般被害農林漁業者	年 6.5%以内

２　事業資金

(1)　貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

(2)　貸付限度額

区　分	一般の場合	激甚災害の場合
組　合	2,500 万円	5,000 万円
連合会	5,000 万円	7,500 万円

(3)　償還期限

３年以内

(4)　貸付利率

年 6.5%以内

３　事務手続き

(1)　町長は、天災発生後、速やかに被害を受けた農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ、知事に申請するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。

(2)　知事は、国と協議し国から融資限度額の割当てをうけ、特別被害地域指定の承認をうけたときは、速やかに当該地域を告示し、町長に融資枠を通知する。

(3)　町長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等、貸し付けに必要な措置をとる。

(4)　事業資金の貸し付けの対象となる組合、連合会の被害認定については府山城広域振興局長が行う。

第２　株式会社日本政策金融公庫の融資

借り入れに当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（町発行のり災証明書等）を、公庫京都支店又は農協等（府信農連等が受託金融機関）に提出する。

貸付対象者	貸付金の種類	貸し付けの条件			
		貸付金の限度	償還期限	据置期間	利率（年利）
認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者	農林漁業セーフティネット資金	600万円（簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり）	10年以内（据置期間を含む。）	３年以内	0.16%（平成31年２月21日現在）

第３　農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

貸付対象者	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人1,800万円～共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ）
償還期限	個人７～18年、共同利用施設７～20年（農業近代化資金と同じ）
対象事業	農業近代化資金のうち、農業近代化資金融通法施行令第２条の表第１号から第５号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）
貸付利率	借入当初５年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ）
補助金交付先	市町村（市町村が金融機関に利子補給）
利子補給期間	５年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ）
負担割合	府　50%、市町村　50%

＜事務手続き＞

(1)　知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。

(2)　指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資期間に借入申込書を提出し、融資期間は利子補給承認申請書を町に提出する。

(3)　町は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

第４　農業共済保険仮渡資金の借り入れに対する利子補助

１　災害に伴う農業関係の被害が甚大であり、農家の経済的心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に、京都府農業共済組合に対し、保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借り入れに対する利子を府において補助する。

２　災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第５章　住宅復興計画

（建設部）

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

第１節　一般民間住宅

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

第２節　災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

１　対　象

公営住宅法第８条の規定により、次に示す場合が国庫補助の対象となる。

(1)　地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が 500 戸以上又は一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の１割以上であるとき。

(2)　火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で 200 戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上であるとき。

２　整備戸数の限度

滅失住宅戸数の３割以内

３　補助率

建設・買取費の２／３（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の２／５（借上げの場合）

４　整備の手順

(1)　住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内）

(2)　住宅災害現況の現地調査

(3)　災害公営住宅整備計画書の提出

(4)　住宅滅失戸数の査定

５　激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(1)　対　象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2)　整備戸数の限度

滅失住宅戸数の５割以内

(3)　補助率

建設・買取費の３／４（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の２／５（借上げの場合）

(4)　整備の手順

公営住宅法の場合と同じ

６　公営住宅関係住宅災害対策

公営住宅関係住宅の災害対策に補助の要件・措置等について整理し、次表に示す。

公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害 公営住宅		激甚災害				手続きの流れ
			本激		局激		
	要件	措置	要件	措置	要件	措置	
建設	<災害公営住宅建設事業＞ 1．滅失戸数→被災地全域で500 戸以上又は１市町村で 200 戸以上若しくはその区域内の全住宅の１割以上 2．火災による滅失戸数→被災地全域で200 戸以上又は、１市町村全住宅の１割以上 （公営住宅法第８条第１項第１、２号）	（公営住宅法第８条第１項） 滅失戸数の３割を限度として ＜災害公営住宅＞の建設等に対する２／３補助 ↓ 標準工事費は一般に準ずる （第８条第２項） ＜災害公営住宅＞の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する２／５補助	＜罹災者公営住宅整備事業＞ （激甚法第２２条） 1．滅失戸数→①被災全域で、（災害指定）4,000 戸以上 ②被災全域で、（災害指定）2,000戸以上かつ１市町村で200 戸以上もしくは、全住宅の１割以上 ③被災全域で、1,200 戸以上かつ、１市町村で400 戸以上もしくは、全住宅の２割以上 （激甚指定基準８） 2．滅失戸数（地域指定） →１．の①～③のいずれかであり、かつ、１市町村で100 戸以上又は全住宅の１割以上 （激甚法施行令第４１条）	滅失戸数の５割を限度として ＜罹災者公営住宅＞の建設等に対する３／４補助 ＜罹災者公営住宅＞の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助	な　し	な　し	（Ⅰ）住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内、知事→国土交通省住宅局長） （Ⅱ）災害公営住宅整備計画書の提出（事業主体→知事→地方整備局長） （Ⅲ）住宅滅失戸数の査定（災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災現地において行う。） （Ⅳ）補助金交付申請（事業主体→知事→国土交通大臣） （Ⅴ）補助金交付決定（国土交通大臣→知事→事業主体）
旧	＜既設公営住宅復旧事業＞ 滅失又は著しく損傷 （公営住宅法第８条第３項） ↓ 1．住宅の被害→１戸当りの復旧費が11万円以上かつ１事業主体の合計額が290万円以上 （事業主体が市町村の場合は190万円） （財務省協議による運用基準）	（公営住宅法第８条第３項） 公営住宅又は共同施設 被害：滅失／損傷 復旧：再建／補修 補助率１／２	＜本激甚指定既設公営住宅復旧事業＞ 公共土木施設災害復旧事業の A．見込額→全国都道府県市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B．Aの見込額が0.2%以上、かつ (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が１以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の５%をこえる都道府県が１以上 （激甚災害指定基準１）	補助率のかさ上げ （激甚法第３条）	＜局激指定既設公営住宅復旧事業＞ 1．当該市町村負担見込額→当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が１つ以上あること。 （ただし、当該市町村ごとの合計が１億円以上） 2．１の見込額からみて明らかに１の基準に該当することが見込まれること （局地激甚災害指定基準）	補助率のかさ上げ （激甚法第３条）	（Ⅰ）既設公営住宅復旧計画書の提出（事業主体→知事→地方整備局長） （Ⅱ）補修費及び宅地復旧費の査定（災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。） （Ⅲ）補助金交付申請（事業主体→知事→地方整備局長） （Ⅳ）補助金交付決定（地方整備局長→知事→事業主体）

※京都府地域防災計画 第４編 災害復旧・復興計画より

第６章　中小企業復興計画

（農林商工部）

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第１節　計画の内容

災害を受けた中小企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。その内容は、以下のとおり。

１　独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
２　特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
３　府産業支援センター（府中小企業技術センター、府繊物・機械金属振興センター、(公財)京都産業 21)、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第７章　風評被害対策

（関係各部）

町は、府、国及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執る。

第８章　文教復旧計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第１節　学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第２節　教育活動の再開

１　教育活動の再開

被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難所となった場合においては、府教育委員会と密接な連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

２　応急教育の実施

学校教育活動が正常に実施されるまでの間、府教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。

また、学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

３　再開に向けての措置

教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講ずる。

(1)　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）」による補助金に関すること

(2)　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）」による就学奨励費に関すること

(3)　災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）」による学資貸与金に関すること

(4)　被災教職員に対する救済措置に関すること

４　児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第９章　文化財等の復旧計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第 10 章　激甚災害の指定に関する計画

（調整部、渉外部）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第１節　激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるよう、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第 11 章　水道復旧計画

簡易水道事業管理者は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金」や「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第１節　復旧事業

被災した施設の復旧に際して、国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」や「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」等による。

また、道路や生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第 12 章　災害復興対策計画

（全部）

第１節　計画の方針

大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、町及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等、適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図る。

１　地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。

２　復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、町・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

また、関西広域連合との調整を図る。

３　災害復興対策の推進のため、必要に応じ、府、関西広域連合、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に中長期にわたる技術職員の応援派遣が必要な場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第２節　復興方針の策定等

第１　復興方針の策定

町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興等の検討を行い、災害復興方針を策定する。

方針を策定した後、速やかに府等関係機関に通知するとともに、町民に周知する。

第２　復興計画の作成等

１　災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、産業復興、生活復興等に関する計画を策定する。

２　災害復興方針が原状復旧を基本とする場合は、災害の再発を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う計画とする。

３　町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、町民側での多種選択肢、施策情報の提供を行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿を明確にして、町民の理解を求めつつ策定する。

４　町は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を町民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。

また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

(1)　復興計画の区域
(2)　復興計画の目標
(3)　被災地における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
(4)　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
(5)　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
(6)　復興計画の期間
(7)　その他復興事業の実施に関し必要な事項

第３　復興に向けた体制整備等

町は、復興計画の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行う。

第４　復興事業の実施

町は、復興計画に基づき、関係機関が実施する諸事業と調整しつつ、計画的かつ速やかな復興に努める。

また、復興計画の迅速かつ的確な遂行を図るため、庁内に災害復興に関する調整会議を設置するとともに、必要に応じて、府及び他市町村と連携して、広域応援体制を整備して復興に努める。

和束町地域防災計画

【震災対策計画編】

令和 7 年（2025 年）3 月

和束町防災会議

第１編　総　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、大規模な地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、和束町の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

１　和束町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び和束町において想定される震災被害の想定
２　気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
３　災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
４　被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
５　その他必要な事項

第２節　計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

１　災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って、災害に強いまちづくりに努めるとともに、和束町業務継続計画（和束町ＢＣＰ）により、早期の復旧・復興に努める。
２　災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
３　災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、町民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
４　防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
５　災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より住民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進する。
６　災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、町民自身及び自主防災組織等、町民相互間の自主的な防

災対策の支援に努める。

７　平成23年３月に発生した東日本大震災をはじめ、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和６年能登半島地震など近年発生している震災を教訓に、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

８　本町のみならず、京都府だけでは対応することが困難な大規模災害については、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき対応する。

９　南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第３節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各機関は、毎年所管事項について、和束町防災会議（以下「町防災会議」という。）が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第４節　計画の用語

一般計画編 第１編 第１章 第５節「計画の用語」に準じる。

第５節　計画の周知徹底

この計画は、町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ、職員あるいは地域住民に周知徹底する。

第６節　計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

震災時における本町の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下に示すとおりである。

本町以外については、一般計画編 第１編 第２章 「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第１節　和束町

(1)　町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
(2)　地震対策計画の作成
(3)　地震防災に関する組織の整備
(4)　地震防災のための施設の整備
(5)　交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
(6)　地震情報の収集と伝達
(7)　災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
(8)　防災思想の普及及び防災訓練の実施
(9)　自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
(10) 指定緊急避難場所及び指定避難所、指定福祉避難所の指定
(11) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令・伝達
(12) 災害の防除と拡大の防止
(13) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
(14) 避難所における良好な生活環境の確保
(15) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
(16) 消防、水防、その他の応急措置
(17) 被災企業等に対する融資等の対策
(18) 被災した町施設の応急対策
(19) 食料品、飲料水、医薬品、衛生用品等の生活必需品の確保
(20) 災害時における文教対策
(21) 災害対策要員等の動員
(22) 災害時における交通、輸送の確保
(23) 被災施設の復旧
(24) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(25) 被災者の援護を図るための措置
(26) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第３章　町の概要

一般計画編 第１編 第３章「町の概況」に準じる。
なお、震災対策に係る事項は、以下に示すとおりである。

第１節　京都府域における地震活動

１　既往被害地震

京都府域に被害をもたらした主な地震の一覧を文献から引用し次表に示す。
また、近畿地方における大地震の分布を次図に示す。

＜京都府域における主な地震記録＞

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西　暦 年月日	名　称	震　央 北緯　東経	Ｍ	記　事 （地域・被害等）
1	701. 5.12	丹波の地震	35.6　135.4	7.0	大宝元年３月26日、丹波。地震うこと３日。凡海郷（おおしあまのおおさと）（当時南北6.4 km、東西 2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった）が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島（大島）と、履島（小島）であるというが地学的には証明できない。
2	827. 8.11	京都の地震	35.0　135.6	6.5 ～ 7	天長４年７月12日京都の直下型。舎屋倒壊多く、翌年６月までに70回程の余震。
3	856. （月日不詳）	京都の地震		6 ～6.5	斉衡３年３月、京都とその南方で建造物に若干の被害。
4	868. 8. 3	播磨・山城の地震	34.8　134.8	≧7.0	貞観10年７月８日、姫路付近（最近の調査では三田付近、山崎断層延長上）。京都に軽微な被害。
5	881. 1.13	京都の地震		6.4	元慶４年12月６日、直下型か？宮城、官庁、民家等建造物にかなりの被害。余震は翌年２月頃まで50回以上。
6	887. 8.26	五畿七道の地震	33.0　135.0	8 ～8.5	仁和３年７月30日。大津波あり溺死者多数。京都でも 圧死者及び倒壊多数。
7	890. 7.10	京都の地震		6	寛平２年６月16日。家屋が傾き、倒壊寸前のものがあった。
8	934. 7.16	京都の地震		6	承平４年５月27日。２回の地震があり、築垣多数が転倒。
9	938. 5.22	京都・紀伊の地震	35.0　135.8	7	天慶元年４月15日。宮中の内膳司倒れて死者４人、建造物被害も多数。高野山でも小建造物に被害。推定震源はやや不正確だが、東山付近。余震多数。
10	976. 7.22	山城・近江の地震	34.9　135.8	≧6.7	貞元元年６月18日、震源は前回の地震にほど近いところ。京都で死者50人以上、宮城諸司をはじめ寺院の倒壊など多数。近江でも国府庁、国分寺その他にかなりの被害。２か月間に100 回ほどの余震。地震により「貞元」と改元。
11	1041. 8.25	京都の地震			長久２年７月20日。法成寺の鐘楼転倒。
12	1070.12. 1	山城・大和の地震	34.8　135.8	6 ～6.5	延久２年10月20日、震源は綴喜郡～相楽郡付近。奈良 東大寺の巨鐘落ち、京都で家々の築垣破損。

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西　暦 年月日	名　称	震　央 北緯　東経	Ｍ	記　事 （地域・被害等）
13	1091. 9.28	山城・大和の地震	34.7　135.8	6.2 ～6.5	寛治５年８月７日、奈良県境付近か。法成寺の丈六の仏像倒れ、その他の建物にも被害。 大和では金峰山金剛蔵王宝殿破損。
14	1093. 3.19	京都の地震		6 ～6.3	寛治７年２月14日。所々の塔破損。
15	1096.12.17	畿内･東海道の地震	34.0　137.5	8 ～8.5	永長元年11月24日、遠州灘～熊野灘（東南海型）。伊勢、駿河にかなりの津波被害。京都では震動の大きい割には被害は小。大極殿小破。東寺の塔の九輪落ち、法成寺、法勝寺にも小被害。奈良で東大寺の巨鐘また落ち、薬師寺回廊転倒。近江では勢多橋落ちる。
16	1177.11.26	大和の地震	34.7　135.8	6 ～6.5	治承元年10月27日。東大寺の巨鐘またも落ち、大仏に損傷。京都でも強震。
17	1185. 8.13	近江・山城・大和の地震	35.0　135.8	7.4	文治元年７月９日。被害の中心は京都、特に白川辺で大。東山一帯およびその他の寺院でも堂塔の損壊多数。民家、築垣倒壊、死者も多数。宇治橋落ち、渡橋中の１０人落ち死者１人。比叡山の諸建物多数倒壊、損傷。琵琶湖の水北流し水減じ、後に旧に復す。近江の田３町歩淵となる。推定震源は東山付近だが、地変の模様から琵琶湖南部付近の可能性も。
18	1245. 8.27	京都の地震			寛元３年７月27日。壁・築垣や所々の屋やに破損が多かった。
－	1299. 6. 4	大阪・畿内の地震			正安元年４月25日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者１万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
19	1317. 2.24	京都の地震	35.0　135.8	6.5 ～7	文保元年１月５日。白河辺の人家ことごとく潰れ死者５人。清水寺の塔と鐘楼焼失。その他の寺院にも被害。 ２～３日前に東寺の塔の折れ傾くほどの強震あり。余震多数。
20	1350. 7. 6	京都の地震	35.0　135.8	6	正平５年５月23日。祇園社の石塔九輪が壊れる。余震が７月初旬まで続いた。
－	1361. 8. 1	畿内諸国の地震			正平16年６月22日。数日前から京都付近に地震多発し、この日の地震で法隆寺の築地損傷。翌日も地震。次の地震の前震か？
21	1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波の地震	33.0　135.0	8.2 ～8.5	正平16年６月24日。紀伊水道沖、南海道型。摂津四天王寺の金堂転倒し圧死者５人。京都東寺の講堂傾き、奈良興福寺、唐招提寺の堂塔等損壊。紀伊熊野神社等及び阿波、土佐でも被害。阿波を中心に津波被害大。
22	1369. 9. 7	京都の地震			正平24年７月28日。東寺の講堂傾く。史料が少ない。

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西暦 年月日	名称	震央 北緯　東経	Ｍ	記事 （地域・被害等）
23	1425.12.23	京都の地震	35.0　135.8	6	応永32年11月５日。築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。
24	1449. 5.13	山城・大和の地震	35.0　135.6	5 3/4 ～6.5	宝徳元年４月12日。２日前から地震あり。仙洞御所傾き、東寺、神泉苑その他洛中の堂塔、築地の被害多く、東山、西山で地裂け、若狭街道の長坂付近の山崩れで人馬多数死。淀大橋、桂橋落ちる。余震が７月まで続いた。
－	1456. 2.14	紀伊の地震			康正元年12月29日。熊野神社の神殿・神倉崩れる。京都で強震？
25	1466. 5.29	京都の地震			文正元年４月６日。天満社、糺社の石灯篭倒れる。
26	1520. 4. 4	紀伊・京都の地震	33.0　136.0	7 ～ 7 3/4	永正17年３月７日。紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり。京都で御所の築地所々破損。
27	1586. 1.18	畿内・東海・東山・北陸諸道の地震	36.0　136.9	7.8	天正13年11月29日。岐阜県北部を中心に山、崖崩れなど被害甚大。飛騨、美濃、近江各地の城、民家の埋没、倒壊、焼失、死傷者多数。この他尾張、伊勢、越中にもかなりの被害。京都では東寺の講堂等破損、三十三間堂の仏像 600体倒れる。
28	1596. 9. 5	畿内の地震 『慶長地震』	34.65　135.6	7 1/2	文禄5(慶長1)年閏７月13日。歌舞伎脚本「地震加藤」で有名。京都三条から伏見の間で被害も多く、伏見城天守大破し、石垣崩れて500余人圧死。京都では寺院や民家多数が倒壊し、「洛中の死者４万５千」の記事もある。特に瓦葺きの建物に被害が多かった。堺で死者600人、奈良の社寺にもかなりの被害。 この前日、別府湾にＭ７程度の地震があり、諸記録に混同が見られる。
－	1605. 2. 3	東海・南海・西海諸道の地震 『慶長東南海地震』	A33.5　138.5 B33.0　134.9	7.9 7.9	慶長９年12月16日。東海沖と紀伊水道沖の二つの海溝地震が連続的に起き、関東から九州の太平洋岸に大きな津波被害があった。京都で有感（震度不明）。
－	1614.11.26	越後高田の地震			慶長19年10月25日。「高田で大地震、大津波、死者あり」、また『徳川実紀』にも、「京洛で死者２人、負傷者 370人」などの記録があるが、史料乏しく疑問が多い地震。
29	1618. 9.30	京都の地震			元和４年８月12日。『京都府寺誌稿』に「不動院大破」
30	1662. 6.16	比良岳付近の地震	35.2　135.95	7 1/4 ～7.6	寛文２年５月１日。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎、志賀両郡で田畑85町歩湖中に水没、壊家1570戸。大溝で壊家1020戸、死者37人。湖西での沈下には考古学的、史料的証拠がある。彦根で壊家1000戸、死者30余人。朽木谷では比良岳の山崩れで榎村、

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西　暦 年月日	名　称	震　央 北緯　東経	Ｍ	記　事 （地域・被害等）
					所川村がほぼ全滅。京都で町屋倒壊1000戸、死者200 余人。六地蔵、鞍馬でも山崩れ、向島で堤防が 550メートル切れるなど、中部から近畿にかけてかなりの被害。三方五湖付近で3~4.5メートルの隆起。余震が非常に多く、翌年まで続いた。花折断層もしくは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。
31	1664. 1. 4	山城の地震		5.9	寛文３年12月６日。二条城や伏見の諸邸破損。吉田神社、加茂神社の石灯篭倒れ、所々の築垣崩れる。余震が月末まで続いた。
32	1665. 6.25	二条城の地震		6	寛文５年５月12日。二条城の石垣20ｍほど崩れる。二の丸殿舎など少々破損。
33	1694.12.12	丹後の地震			元禄７年10月26日。宮津で地割れて泥噴出、家屋破損、特に土蔵は大破損。
－	1703.12.31	江戸・関東諸国の地震『元禄地震』	34.7　139.8	7.9 ～8.2	元禄16年11月23日。伊豆大島東方沖。津波を伴い江戸、関東諸国に大被害。中でも小田原では城下全滅。京都で有感（震度Ⅱ程度）。
－	1707.10.28	五畿・七道の地震『宝永地震』	33.2　135.9	8.4	宝永４年10月４日。紀伊半島沖。わが国最大級地震の一つ。震害は五畿七道に及ぶ。津波被害は八丈島、伊豆半島から九州の太平洋岸、大阪湾、瀬戸内にも。推計被害は死者２万余人、全壊家屋約６万戸、流失家屋約２万戸。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
34	1751. 3.26	京都の地震	35.0　135.8	5.5 ～6	宝暦元年２月29日。二条城の天守破損、御香宮の石鳥居の柱筋違い、諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯篭は倒れあるいは破損あり。
35	1753. 2.11	京都の地震			宝暦３年１月９日。洛中の築地等に小被害。
36	1774. 1.22	丹後の地震			安永２年12月11日。屋根の石多く落ちる。京都有感。
37	1802.11.18	畿内・名古屋の地震	35.2　136.5	6.5 ～7	享和２年10月23日。滋賀・岐阜県境付近。奈良、名古屋、彦根などで小被害。京都で土蔵の壁落ち、石塔、石灯篭倒れる。
38	1819. 8. 2	伊勢・美濃・近江の地震	35.2　136.3	7 1/4	文政２年６月12日。滋賀県中部。近江八幡で死者５人、家屋全半壊 242戸。大溝で家屋全損傷、金廻で海寿寺潰れ圧死者70人、負傷者 300人。彦根その他でも大・小の被害。京都では石灯篭多く倒れる。
39	1830. 8.19	京都及びその隣国の地震	35.1　135.6	6.5	天保元年７月２日。愛宕山付近。京都に大きな被害をもたらした最後の地震。『京都大地震』（三木晴男著、思文閣出版）に詳しい記載。京都で死者280人、負傷者1300人。亀岡で死者４人、負傷者５人、住家全壊41戸。大津

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西　暦 年月日	名　称	震　央 北緯　東経	Ｍ	記　事 （地域・被害等）
					でも死者１人、負傷者２人、住家全壊６戸。愛宕山､高雄山は壊滅的な被害。清滝で住家多数被害。伏見の寺社30か所、住家45か所、土蔵、小屋20か所などに被害。六地蔵橋、喰違橋、観月橋など損じ､宇治、精華町などにも小被害。北野天満宮の石灯篭 176本転倒。土蔵、門、塀、築地、民家の竈なども多く壊れた。地割れ、泥の噴出も。地震は鳴動にはじまり、その直後に大地震となった。この地震は上下動が強かったらしい。余震は非常に多く、同日の余震 400回、翌日600回、翌々日 100回という記事も見え翌年に及んだ。
40	1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和の地震	34.8　136.2	7 1/4	安政元年６月15日。南山城村付近。12日頃から前震があった。伊賀上野、四日市、奈良、大和郡山などで大きな被害。全体の被害は死者約1800人､住家全壊約5000戸。上野付近では死者約 600人、住家全壊約2270戸。奈良で死者300余人、住家全壊400戸以上、住家の全壊率40%。京都では民家､灯篭などに小被害。上野の北方で西南西－東北東方向の断層を生じ､南側の１kmの地域が最大1.5m相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。
－	1854.12.23	『安政東海地震』	34.0　137.8	8.4	安政元年11月４日。東海道沖の巨大地震。東海・東山・南海諸道の地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
－	1854.12.24	『安政南海地震』	33.0　135.0	8.4	安政元年11月５日。安政東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。東海地震と南海地震は連鎖的に起こることが多い。震害と津波被害は東海､近畿地方から中国、四国、九州に及ぶ。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
41	1858. 4. 9	丹後宮津の地震			安政５年２月26日。宮津で地割れ、住家大破。岩ケ鼻で土蔵の壁痛み、岩滝辺でも強い揺れ。
42	1891.10.28	『濃尾地震』	35.6　136.6	8.0	明治24年。わが国内陸部で最大規模の地震。被害は岐阜、愛知県を中心に全体の死者 7,273人、負傷者17,175人、住家全壊14万余戸。京都府南部で住家全壊13戸、道路22か所、橋梁２か所、堤防33か所の被害。余震多数。岐阜県南部の根尾谷断層が動いた。
43	1925. 5.23	『北但馬地震』	35.6　134.8	6.8	大正14年。兵庫県但馬北部（城崎付近）の地震。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。全体で死者428人負傷者 834人、住家全壊 1,295戸、住家焼失 2,180戸。久美浜湾沿岸の田畑約10ｈａ陥没して海となる。京都府北部で死者７人、負傷者30人、住家全壊20戸、住家半壊50戸。

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西　暦 年月日	名　称	震　央 北緯　東経	Ｍ	記　事 （地域・被害等）
44	1927. 3. 7	『北丹後地震』	35.6　134.9	7.3	昭和２年。京都府北西部の地震（震央は竹野川上流）。被害は丹後半島（峰山町を中心）の頸部が最も激しく、北丹後一帯に大被害。火災が被害を大きくした。京都府の被害は死者 2,898人、負傷者 7,595人、住家全壊・全焼 6,918戸、非住家全壊・全焼 9,106戸。大阪府・兵庫県にもかなりの被害。この地震により、郷村・山田の二つの地震断層が現れた。
－	1944.12. 7	『東南海地震』	33.6　136.2	7.9	昭和19年。静岡県沖の海溝地震。全体で死者・不明者 1,223人、負傷者 1,859人。住家全壊17,599戸、住家半壊36,520戸。津波の被害により住家流出 3,129戸。京都府に被害報告なし。
45	1946.12.21	『南海道地震』	32.9　135.8	8.0	昭和21年。紀伊半島沖の海溝地震。津波被害も大きく全体で死者・不明者 1,443人、負傷者 3,842人、全壊・全焼・流出した住家・非住家15,640戸。淀川で京都の船舶64隻損失。
46	1952. 7.18	『吉野地震』	34.5　135.8	6.7	昭和27年。奈良県中部の地震。全体で死者９人、負傷者 136人、住家全壊20戸、住家半壊26戸。京都府で死者１人、負傷者20人、住家全壊５戸、住家半壊10戸、道路３か所の被害。
47	1968. 8.18	京都府中部の地震	34.2　135.4	5.6	昭和43年。京都府中部（和知町付近）の地震。綾部市で住家半壊１戸、住家破損１戸。和知町付近では、落石、道路亀裂などの被害が発生した。
48	1983. 5.26	『日本海中部地震』	40.4　139.1	7.7	昭和58年。秋田県沖。被害は、秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者 104人（うち津波による死者 100人）、負傷者 163人（同 104人）、建物全壊 934戸、半壊2,115戸、流失52戸、一部破損 3,258戸。船沈没 255隻、流失 451隻、破損 1,187隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到達した。 京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没７隻、同破損18隻、住家床上浸水３戸などの被害。
49	1990. 1.11	滋賀県南部の地震	35.1　136.0	5.0	平成２年。震央は琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。
50	1995. 1.17	『兵庫県南部地震』	34.6　135.0	7.3	平成７年。淡路島北部。神戸、洲本で震度Ⅵ、京都、豊岡、彦根で震度Ⅴ、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来４６年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地

（注：無番号は参考記録、Ｍ＝マグニチュード（規模））

	西　暦 年月日	名　称	震　央 北緯　東経	Ｍ	記　事 （地域・被害等）
					震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で、多くの木造家屋､コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した. 被害（同年12月27日現在）は、死者・不明者 6,310人、負傷者４万人以上、住家全半壊２０万戸以上、火災 294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者１人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など８市町村で49人が重軽傷を負った。京都市を中心に住宅 2,750棟が壊れ、公共建物など 246棟も被害を受けた。 　気象庁はこの地震を、「平成７年兵庫県南部地震」と命名した。
51	2001. 8. 25	京都府南部の地震	35.2　135.7	5.4	京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度４を観測したほか、近畿地方と香川県で震度１～３、徳島県から高知県で震度１～２を観測した。この地震により、京都市で負傷者１名の被害があった。
52	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（前震）	33.0　136.8	7.1	紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度４を観測したほか、京都府の広い範囲で震度１～３を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度５弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度１以上を観測した。京都市で軽傷者２名の被害があった。
53	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（本震）	33.1　137.1	7.4	東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度４を観測したほか、京都府の広い範囲で震度２～３を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度５弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度１以上を観測した。加茂町で重傷者１名の被害があった他、府内では住家一部破損が１棟あった。

資　　料：京都地方気象台
参考文献：理科年表（丸善)、新編日本被害地震総覧（東京大学出版会）
　　京都大地震（三木晴男著、思文閣出版）

以上のほか、最近では次表の地震が発生している。

西暦年月日	名　　称	震　　央 北緯　　東経	M	記事（地域・被害等）
2018.6.18	大阪府北部	34.8　135.6	6.1	京都府内の最大震度５強（京都市（中京区、伏見区、西京区）、八幡市、久御山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町） 人的・建物被害は、負傷者22名、住家半壊5棟、一部破損2,675棟
2024.1.1	令和６年 能登半島地震	37.5　137.3	7.6 （暫定値）	京都府内の最大震度４（長岡京市）、震度３多数 人的・住家被害はなし その他被害として、府立八幡支援学校の高等部校舎で複数箇所の亀裂、府立東宇治高等学校の校舎渡り廊下で天井ボード落下及び各階ジョイント部にずれ、向日市福祉会館外壁タイルの亀裂及びひび割れ、向日市保健センター外壁タイルの盛り上がり、京都府南部総合地方卸売市場（宇治市）で水道管破裂、漏水

資料：大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況（第30報）
（消防庁応急対策室）
：令和６年能登半島地震に係る対応等について（令和６年１月11日17時現在、京都府災害支援対策本部）

近畿地方における大地震の分布

（数字は発生西暦年）

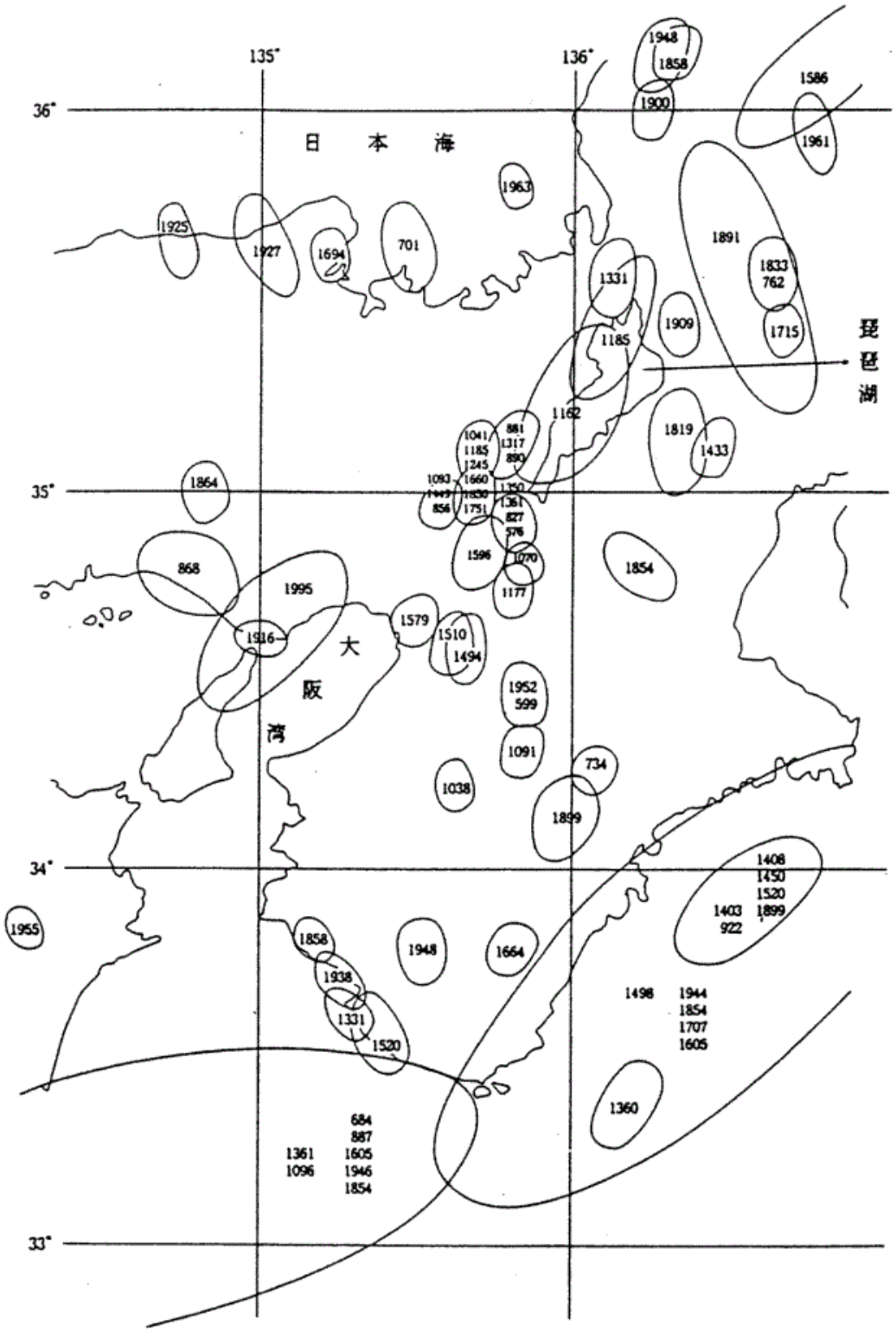

第４章　震災の想定

地震災害の想定については、以下に示すとおりである。
なお、災害は複合的に発生する可能性があることも考慮する必要がある。

第１節　地震の発生場所及び地震の規模の想定

国や府等の調査結果によると、町域内に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まると考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、府域内外にマグニチュード７以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層帯、山田断層帯など）が複数存在している。

近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード７未満の地震が発生しており、震源に近い地域では大きな揺れが観測されている。また、学識者の意見によれば、マグニチュード６クラス以下の地震は府内ではどの地域においても、その発生を想定しておくことが必要との指摘がなされている。

こうしたなか、府は、国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、府内に影響を及ぼすことが予想される次表の地震（南海トラフ地震、東南海・南海地震を含む）について震度を予測している。

なお、南海トラフ地震の被害想定については、第５編 南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

対象震源断層		断層延長（km）	地震の規模（M）
花折断層帯	花折断層	４６．５	７．５
	桃山-鹿ケ谷断層	１１	６．６
黄檗断層群		１０	６．５
奈良盆地東縁断層帯		３５	７．５
西山断層帯	亀岡断層	１３	６．７
	樫原-水尾断層	１５	６．６
	殿田-神吉-越畑断層	３１．５	７．２
	光明寺-金ケ原断層	１５	６．８
三峠断層		２６	７．２
上林川断層		２６	７．２
若狭湾内断層		１８	６．９
山田断層帯		３３	７．４
郷村断層帯		３４	７．４
上町断層帯		４２	７．５
生駒断層帯		３８	７．５
琵琶湖西岸断層帯		５９	７．７
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	３４	７．２
	宇治川断層	１０	６．５
木津川断層帯		３１	７．３
埴生断層		１７	６．９
養父断層		３５	７．４
和束谷断層		１４	６．７
東南海・南海地震		－	８．５
南海トラフ地震		－	９．０

資料：京都府地震被害想定調査（2008）
京都府地域防災計画　震災対策計画編（令和５年６月）

想定震源断層モデルの位置

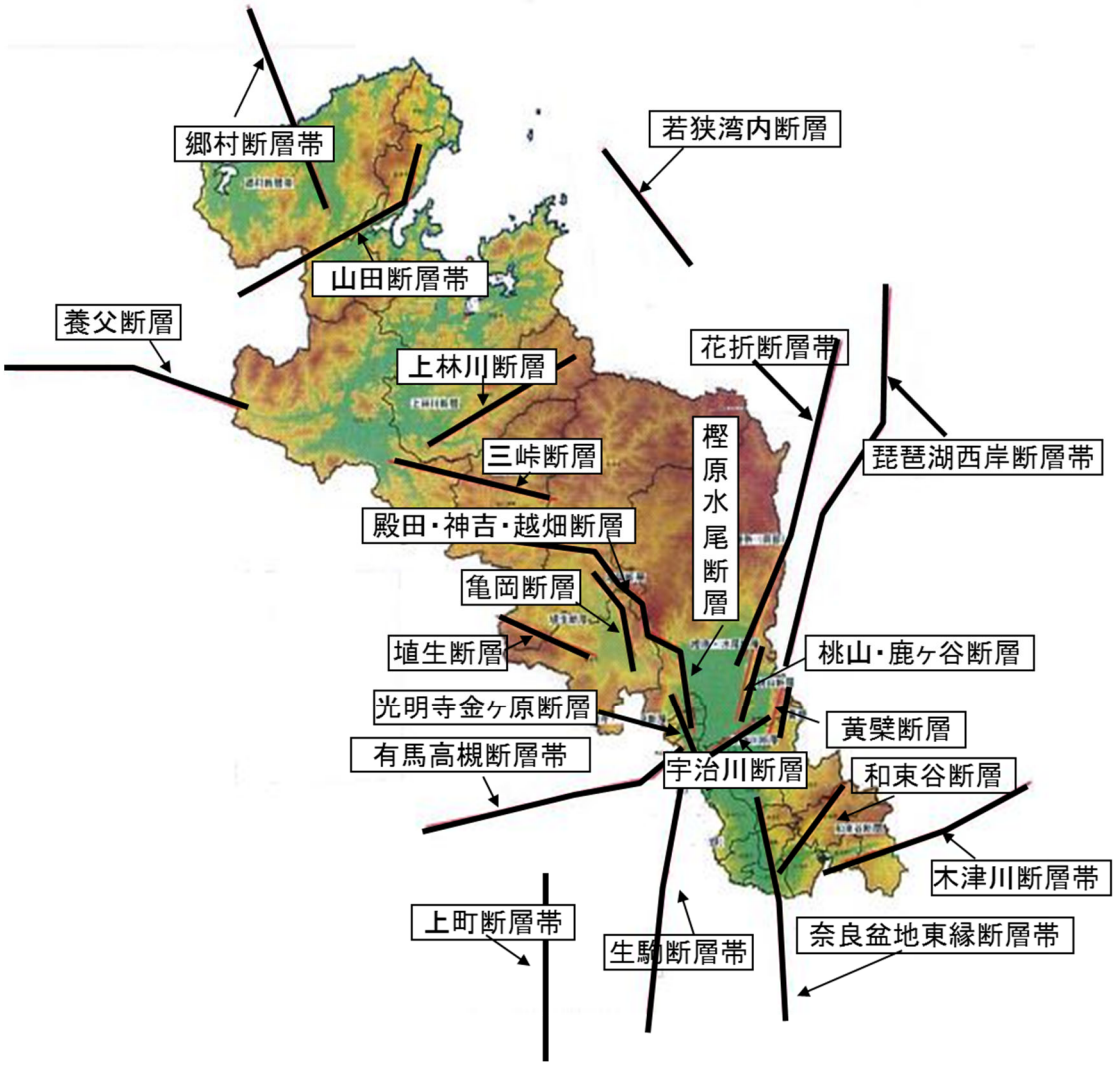

海溝型地震　東南海・南海地震（同時発生）

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

第２節　被害予測

想定地震の発生により町内で予測される被害は、次のとおりである。

第１　建物被害

地震が想定される震源の断層名		和束町における最大予測震度	建物数量（棟）	建物被害		
				全　壊（棟）	半壊・一部損壊（棟）	焼失建物（棟）
花折断層	花折断層※1	６弱	5,728	6	55	－
	桃山-鹿ケ谷断層	５強		20	90	－
黄檗断層群		５強		40	180	－
奈良盆地東縁断層帯		7		2,420	1,560	650
西山断層帯	亀岡断層	５弱		－	－	－
	樫原-水尾断層	５強		20	90	－
	殿田-神吉-越畑断層	５強		60	260	－
	光明寺-金ケ原断層	５強		30	120	－
三峠断層		４		－	－	－
上林川断層		４		－	－	－
若狭湾内断層		５弱		－	－	－
山田断層帯		４		－	－	－
郷村断層帯		５弱		－	10	－
上町断層帯		５強		50	230	－
生駒断層帯		６強		640	1,240	150
琵琶湖西岸断層帯		６弱		140	490	50
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	６弱		230	690	70
	宇治川断層	５強		20	120	－
木津川断層帯		7		2,330	1,600	640
埴生断層		５強		30	160	－
養父断層		５弱		－	20	－
和束谷断層		7		1,520	1,550	420
東南海・南海地震		５強		70	270	－

資料：京都府地震被害想定調査結果（2008及び2024※1）

第２　人的被害

地震が想定される震源の断層名		和束町における最大予測震度	人的被害				
			死者数（人）	負傷者数（人）	重傷者（人）	要救助者数（人）	短期避難者数（人）
花折断層帯	花折断層※1	６弱	－	10	－	1	15
	桃山-鹿ケ谷断層	５強	－	－	－	－	90
黄檗断層群		５強	－	10	－	－	180
奈良盆地東縁断層帯		7	60	320	60	280	3,440
西山断層帯	亀岡断層	５弱	－	－	－	－	－
	樫原-水尾断層	５強	－	－	－	－	90
	殿田-神吉-越畑断層	５強	－	10	－	－	250
	光明寺-金ケ原断層	５強	－	－	－	－	130
三峠断層		4	－	－	－	－	－
上林川断層		4	－	－	－	－	－
若狭湾内断層		５弱	－	－	－	－	－
山田断層帯		4	－	－	－	－	－
郷村断層帯		５弱	－	－	－	－	10
上町断層帯		５強	－	10	－	－	240
生駒断層帯		６強	10	120	10	60	1,580
琵琶湖西岸断層帯		６弱	－	30	－	10	520
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	６弱	－	50	－	20	760
	宇治川断層	５強	－	－	－	－	130
木津川断層帯		7	60	310	60	270	3,360
埴生断層		５強	－	10	－	－	160
養父断層		５弱	－	－	－	－	10
和束谷断層		7	40	230	40	170	2,640
東南海・南海地震		５強	－	10	－	－	300

資料：京都府地震被害想定調査結果（2008及び2024※1）

第２編　災害予防計画

第１章　建造物・公共施設等安全確保計画

（総務課、建設農政課）

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第２条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業、住宅・建築物耐震化支援事業などの活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の非構造材を含む耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

また、町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の早期実施を促進する。

なお、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第１節　建築物の震災対策計画

（総務課、建設農政課）

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、旅館、社会福祉施設等、多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「和束町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修を促進する。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか、地盤の改良や基礎杭の使用等、構造上可能な措置の実施に努める。

第１　対象建築物と具体的対策

建造物の防災対策については、一般計画編 第２編 第９章「建造物防災計画」によるほか、次の対策に努める。

１　重点的に耐震性能の向上を図る地域・建築物

(1)　老朽化した建築物が密集している地域では、地震時の建物の倒壊による避難路の遮断や、火災発生時に消火活動が阻害されるなど、被害の拡大が予想される。

また、地域の防災拠点として機能する施設の周辺地区においても、建物の倒壊により防災拠点への避難経路が遮断されたり、ライフラインの遮断による被害等により、当該施設が防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれや、倒壊した建築物が道路を遮断することによって地域の復旧活動が困難になることも考えら

れる。

阪神・淡路大震災の被害状況からも建物の倒壊率が高い地区においては、集団火災の発生が多く報告されており、これらの火災を防止したり、防災拠点としての機能を確保するためにも一定の区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

(2)　活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる地域

(3)　緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス道路の沿道区域

２　普及・啓発の推進

府及び関係団体と連携して建築物所有者等に対し、広報紙等により区、町内会・自治会を通じて建築物の震災対策の必要性を訴えるとともに、耐震診断・改修についての情報提供を行い、既存建築物の耐震診断・改修を促進する。

３　住民等が耐震改修等を行いやすい環境整備

住民の耐震診断・改修に関しての問い合わせに応じられるよう対応窓口を整備し、下記の対応を行う。

(1)　簡易耐震診断の紹介

自分の家の耐震性を相談にきた住民に対し、「誰でもできるわが家の耐震診断」（監修：国土交通省住宅局）のリーフレットにより簡易診断の説明を行い、おおよその目安がつけられるように紹介する。

(2)　耐震診断実施者の紹介

木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅所有者から、既存建築物の耐震診断の相談があった場合は、京都府木造耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造耐震診断士登録簿に登録された建築士を紹介する。

(3)　耐震改修に対する融資の斡旋

京都府住宅改良資金融資制度を利用し、住宅のリフォーム（増改築・修繕）に必要な資金を長期に、低利率で融資を受けるために取扱金融機関への斡旋を行う。

４　地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

大規模な地震により被災した建築物の新たな地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、府、市町村、建築関係団体との連携により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

５　液状化対策

町及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。

また、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害

を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

第２　応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

１　応急仮設住宅建設適地の確保

平常時において、あらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

２　既存施設の利用

平常時において、あらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

第３　工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施工技術の向上、既存塀の補強、改修等の啓発を行う一方、ブロック塀の撤去については補助制度を整備することにより、撤去実施の促進を図る。さらに、宅地の緑化を図るため、新しい住宅については生垣の奨励を進める。また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのＰＲを行う。

自動販売機については、設置者に対し、倒壊防止のための対策をとるよう指導する。

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、より安全性をもった設計と工事監理を徹底する。

第２節　電気施設防災計画

（関西電力送配電(株)）

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また、計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講じる。

第１　計画の内容

一般計画編 第２編 第 14 章 第４節「地震対策」を準用する。

第３節　上下水道施設防災計画

（環境衛生課）

第１　上水道施設の防災計画

町は、上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、事業者・自治体間の連携により職員の技術習得やノウハウの共有を強化する。

簡易水道事業管理者は、以下に示す措置を講じるものとする。

1　地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行う。

2　防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。

3　施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進める。

4　施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急遮断弁の整備などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。

5　広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や２系統受電等の停電対策の実施に努める。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。

6　施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。

7　円滑な応急給水及び応急復旧活動を行うため、「水道の地震対策の強化について」（平成７年８月厚生省衛水第 188 号）に基づき策定した「京都府水道震災対策行動マニュアル」（平成 10 年３月）を活用する。

8　他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。

9　施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。

10　飲料水の備蓄や受水槽等の耐震化の推進等について、住民や事業者が自主的に取り組むよう啓発に努める。

第２　下水道施設の防災計画

町は、災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進めるとともに、老朽化が進む単独浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する。

下水道事業管理者は、以下に示す措置を講じるものとする。

1　地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行う。

２　地震対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
３　施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、効率的・効果的な耐震化を計画的に進める。
４　広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備する。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。
５　施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
６　他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。
７　円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用する。
８　施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。

第４節　学校等の防災計画

一般計画編 第２編 第 29 章「学校等の防災計画」を準用する。

第５節　都市公園施設防災計画

（建設農政課）

都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に指定緊急避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するために必要な施設整備を行う。

また、広域避難地や指定緊急避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の整備推進を図る。

第１　都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ、次の整備を順次行う。

１　防火帯となる植樹帯等の整備
２　指定緊急避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性、耐震性の向上対策
３　避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等の建築物について、必要に応じた耐震対策
４　避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第６節　通信放送施設防災計画

一般計画編 第２編 第 13 章「通信放送施設防災計画」を準用する。

第７節　道路及び橋梁防災計画

（建設農政課）

地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第１　計画の内容

一般計画編 第２編 第６章「道路防災計画」によるほか、府への改良・整備の要望も含め、次のような計画を進める。

１　災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。

また、住宅地内の避難路となる道路については、交通機能の確保とともに、緊急車両が安全に通行できる道路の拡幅など、災害に強い道路整備を行う。

２　重要な道路構造物の整備

橋梁は、地震による橋梁の落下等を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断による影響をなくすため、橋梁点検調査を実施する。

第８節　河川施設防災計画

（総務課、建設農政課）

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、町域内の河川の危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要望するとともに、河川改修等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

また、木津川上流の名張川の高山ダム（相楽郡南山城村）について、豪雨時における洪水対策だけでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、連携を図り情報交換を行う。

第１　河川施設防災計画

１　耐震性を考慮して、河川改修、浚せつ等を実施する。

また、府によるテレメーターシステム等から的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用に努める。

２　河川は、火災時の防火帯の機能や消火用水、緊急時の生活用水としての利用を目指した河川整備を行う。
３　避難のための広場整備を行う。
４　緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。
５　緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

第９節　砂防及び治山施設防災計画、地すべり・急傾斜地防災計画

（総務課、建設農政課）

地震等の際には、山腹崩壊、地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなど、いわゆる２次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、一般計画編 第２編 第４章「林地保全計画」、第２編 第５章「土砂災害予防計画」を準用して、これらの対策を推進する。

第 10 節　ため池等防災計画

（建設農政課）

ため池には常時貯水が行われている場合があるため、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

第１　ため池及び関連設備等の計画の内容

１　台帳整備と保守管理の徹底

町内に存在するため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）などを記載したため池台帳（府によるデータベース）を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てる。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

２　点検調査と防災対策工事の施工

「要改修ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査）を行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

３　地震時における緊急連絡体制の確立と対策

地震時等には、ため池の被災（一次災害）や二次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対して緊急放流を行わせるなどの対策を講じる。

なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、震度４以上の地震が観測さ

れた地域にあっては堤高が 15m以上のため池、震度５弱以上の地震が観測された地域にあっては全てのため池とする。

４　地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第 11 節　危険物等施設防災計画

（相楽中部消防組合）

一般計画編 第２編 第 11 章「危険物等保安計画」を準用し、地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講じる。

なお、危険物等の保安に関する予防対策の具体的内容は、以下のとおりである。

１　危険物

(1)　屋外タンク及び地下タンク設置における地盤沈下状態の検討
(2)　防油堤の耐震性及び補強の検討
(3)　固定消火設備の検討
(4)　配管の検討
(5)　通報設備の検討
(6)　タンク冷却用水の検討

２　火薬類及び高圧ガス

(1)　保安管理体制の確立
(2)　製造施設等の整備改善
(3)　地震等によるガス漏洩防止措置
　　設備等の耐震性について自主的に補強を検討するよう指導する。
(4)　高圧ガス防災訓練の実施
(5)　地震火災に対する予防

３　毒物劇物

(1)　流出、散逸及び飛散の防止装置の検討
(2)　中和剤の確保と設備の検討
(3)　設備等の耐震性と補強の検討

４　原子力以外の放射性物質

(1)　放射線障害事故防止装置の検討
(2)　事故発生時における応急措置の検討
(3)　設備等の耐震性と補強の検討

第 12 節　農地農業用施設の防災計画

（建設農政課）

地震時などにおいて、農地や農業用施設（ため池を除く。）そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水の確保としての活用についても検討する。

第１　保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

第２　耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

第３　防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、指定緊急避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能なところは地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第 13 節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

（総務課、関係各課）

地震防災対策特別措置法に基づき、震災から住民の生命及び財産を守るため、知事が策定した第６次五箇年計画（令和３年度～令和７年度）に基づく地震防災整備事業の推進を図り、町において特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行う。

第１　計画対象事業

１　指定緊急避難場所
２　避難路
３　消防用施設

４　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
５　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
６　水管等の公益物件を収容するための施設
７　公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
８　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
９　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
10　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
11　７～10 までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
12　河川管理施設
13　砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
14　地域防災拠点施設
15　防災行政無線設備その他の施設又は設備
16　井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
17　非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
18　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
19　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第２章　情報連絡通信網の整備計画

一般計画編 第２編 第２章「情報連絡通信網の整備計画」に準じる。

第３章　地震に関する情報の伝達計画

（総務課、関係各課、消防団）

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震に関する情報」を発表し、関係機関はこの情報を住民等に通報又は周知徹底する。

第１節　地震に関する情報

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

第１　地震に関する情報の種類

地震情報の種類と内容は、次のとおりである。

地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で１回発表。）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生からおおむね 30 分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

地震情報の種類	発表基準	内　容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度４以上）を図情報として発表。

※：国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

【南海トラフ地震に関連する情報の発表】

気象庁は、次の条件により南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

なお、南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

※：南海トラフ沿いのプレート間の固着状態の変化を示唆する可能性がある現象。

第２　情報の伝達

地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して、府災害対策課より伝達される。

ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及び「その他の情報」は、「そのまま」伝達される。

また、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度１以上を観測した地点を伝達される。

第３　情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

１　震源に関する情報

近畿２府７県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）と、その沿岸海域を震央とする地震で、震度３以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたときに伝達する。

２　震源・震度に関する情報

次のいずれかの地震を観測したときに伝達する。

(1)　京都府内で震度３以上
(2)　近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度５弱以上
(3)　その他の府県で震度６弱以上

３　各地の震度に関する情報

京都府内で震度１以上の地震を観測したとき

４　遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき

５　その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき

第４　放送要請

町長は、「地震に関する情報」とともに、直接被災者等に「避難」、「給水」、「食糧」等の応急対策措置並びに「道路情報」等を緊急に広報する必要のある場合は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和 41 年５月 10 日及び平成４年４月 22 日締結)」により、放送機関に対して放送の要請を行う。

第５　緊急地震速報の実施及び実施基準等

１　気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

２　京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第６　異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関

に通報する。

１　発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又は水防関係者)に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は町又は警察官に通報する。

２　警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長及び上部機関に通報する。

３　町長の通報

１、２によって通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び府山城広域振興局木津地域総務防災課に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

４　府山城広域振興局木津地域総務防災課の通報

３により通報を受けた府山城広域振興局木津地域総務防災課は、直ちに府（本庁関係課）に通報する。

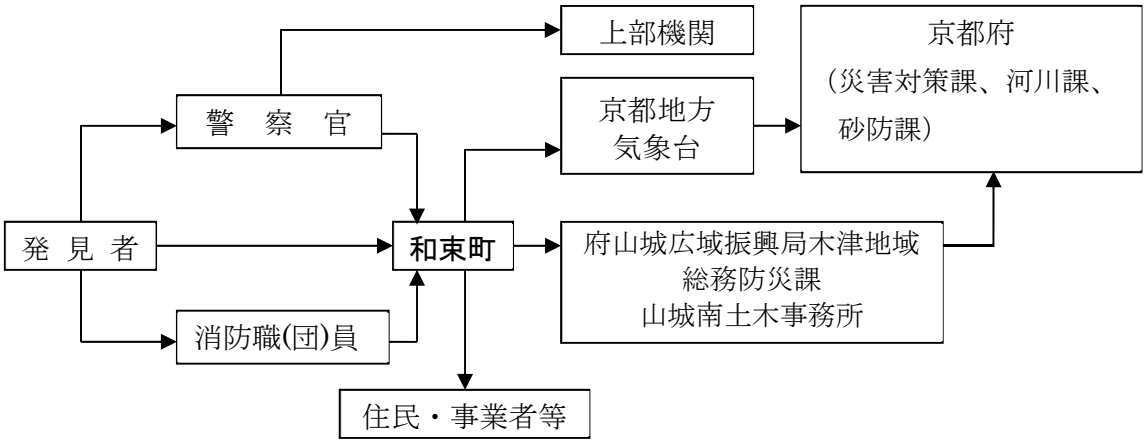

第２節　緊急警報放送システムの活用

地震など人命や財産に大きな影響を及ぼす重要かつ緊急な災害情報を、迅速かつ確実に伝達するために設けられた緊急警報放送システムは、当面次の３つの場合に限って放送されることとなっている。

１　大規模地震対策特別措置法第９条第１項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
２　災害対策基本法第 57 条の規定により求められた放送を行う場合
３　気象業務法第 13 条第１項の規定により、大津波警報又は津波警報が発せられたことを放送する場合

災害を未然に防止するためにも、災害に関する情報を多数の住民に同時にかつ迅速に伝達することは非常に重要なことであり、町は、このシステムの活用を推進する。

第４章　医療助産計画

一般計画編 第２編 第 22 章「医療助産計画」に準じる。

第５章　消防予防計画

（総務課、消防団）

消防組織の整備については、一般計画編 第２編 第 12 章「消防組織整備計画」に準じる。

大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震に起因して発生する火災によることが大きいことから、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第１節　出火防止、初期消火対策

第１　出火防止計画

１　火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
２　各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
３　起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
４　対震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

第２　初期消火計画

１　震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
２　初期消火の技術指導の普及を図る。
３　消防団、自主防災組織等に、可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

第３　地域住民等の協力

１　家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう、消防機関と協力して推進する。
２　地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
３　防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
４　初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第２節　火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第３節　相互応援協定

町は、大規模地震発生時には、近隣市町村等も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない府外市町村等との相互応援協定の締結に努める。

第４節　応援要請連絡系統図

１　相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

要請　　非常召集　　出動

和束町長――→応援協定市町村長――→消防職（団）員――→ 和束町へ

（注）京都市へのヘリ支援要請を含む。

２　他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1)　他府県へ要請する場合（災対法）

要請　　連絡　　応援要請　　出動

和束町長 ――> 府山城広域振興局 ――> 府災害対策課 ――> 隣接府県 ――>和束町へ

075-414-4472　（消防防災課）

(2)　他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

要請　　連絡　　要請

和束町長 ――> 府山城広域振興局 ――> 府災害対策課 ――> 消防庁→

075-414-4472

要請　　要請　　出動

――>　隣接府県消防防災課 ――> 管内市町村消防本部 ――> 和束町へ

（注）府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行う。

(3)　防災機関のヘリ等の支援要請をするときの連絡系統

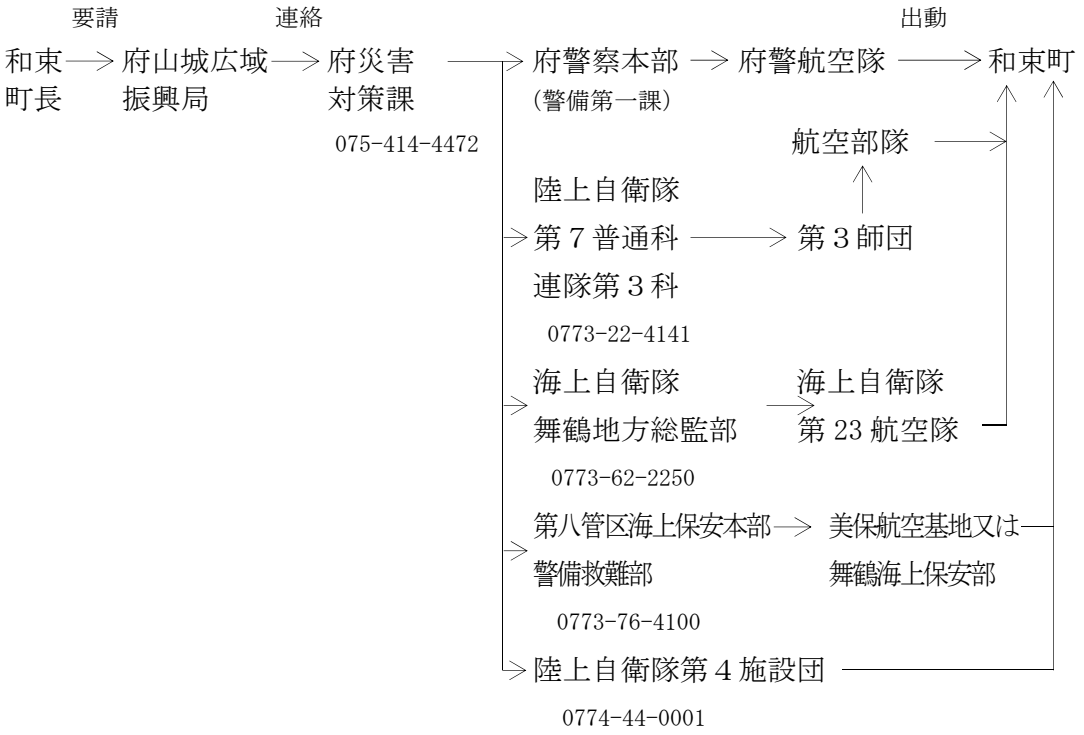

（注）府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部（災害対策課）あてに行う。

第６章　避難に関する計画

一般計画編 第２編 第 30 章「避難に関する計画」に準じる。

第７章　交通対策及び輸送計画

一般計画編 第２編 第 21 章「交通対策及び輸送計画」に準じる。

第８章 災害応急対策物資確保計画

（総務課、建設農政課）

一般計画編 第２編 第 15 章「資材器材等整備計画」に準じる。
さらに、以下の事項にも留意する。

第１　備蓄の充実及び調達体制の強化

大規模な地震が発生した場合には、発生後約３日で救援物資の到着が望めることから、本町においては、各家庭と町で備蓄する物資、食料（食物アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）を発生後の３日分（７日分以上が望ましい。）に目標を置き、備蓄を図るものとする。

備蓄する品目については順次協議を行い、住民にも各家庭においても備えるよう広報を行う。

第９章　要配慮者に係る対策計画

一般計画編 第２編 第 23 章「要配慮者に係る対策計画」に準じる。

第 10 章　廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画

一般計画編 第２編 第 24 章「廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画」に準じる。

第 11 章　文化財防災計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

文化財の防災については、一般計画編 第２編 第 10 章「文化財防災計画」に準じる。

なお、建造物に係る震災対策については、文化庁の「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成８年１月 17 日策定）に基づき、使用者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について助言指導を行い、貴重な国民的財産である文化財の保全に万全を期する。

第 12 章　学校等の防災計画

一般計画編 第２編 第 29 章「学校等の防災計画」に準じる。

第 13 章　防災訓練計画

（総務課、関係各課、消防団）

防災訓練計画は、一般計画編 第２編 第 17 章「防災訓練・調査計画」に準じる。
さらに、大規模地震に対応した訓練の実施等について必要な事項を定める。

第１節　大規模地震に対応した訓練

第１　自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の一つとなる。

災害対策本部長、災害対策副本部長が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法を府と協議し、訓練の中に含めるよう検討する。

第２　通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されることから、通信機能の充実化のため町内のアマチュア無線通信等の利用も図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

第３　自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。

訓練の際は、防災関係に従事する町職員等を派遣し、指導を行う。

第 14 章　住民及び自主防災組織活動計画

（総務課、関係各課、消防団）

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。

このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。

これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導することが、被害を軽減する鍵となるとの認識により、その重要性を住民等に周知し、防災活動の活発化を図る。

第１節　計画の内容

住民及び自主防災組織活動計画は、一般計画編 第２編 第 18 章「自主防災組織整備計画」、同じく第２編 第 16 章「防災知識普及計画」により推進するものであるが、大規模地震が発生した場合、特に防災関係機関の防災活動が遅れたり、活動能力の著しい低下が予測されること、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等の迅速かつ適切な実施が求められることから、建物の耐震化はもとより、「自分らの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図る。

第 15 章　防災知識普及計画

一般計画編 第２編 第 16 章「防災知識普及計画」に準じる。

第 16 章　事業所等防災対策促進計画

（関係事業所等）

一般計画編 第２編 第 19 章「事業所等防災対策促進計画」に準じる。
また、以下の事項にも留意する。

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて、企業防災の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

※　サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでのプロセスのこと。

※　事業継続マネジメント（ＢＣＭ）

ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。

第 17 章　ボランティアの登録・支援等計画

一般計画編 第２編 第 26 章「ボランティアの登録・支援等計画」に準じる。

第 18 章　行政機能維持対策計画

一般計画編 第２編 第 25 章「行政機能維持対策計画」に準じる。

第 19 章　広域応援体制の整備計画

一般計画編 第２編 第 27 章「広域応援体制の整備計画」に準じる。

第 20 章　震災に対する調査研究

（総務課、関係各課）

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査を推進する。

第１節　災害予防に関する調査研究

第１　防災計画基本調査

大規模地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に留めるため、次の調査を行い、防災まちづくりの基本計画を策定する。

1　地盤及び地質に関する調査
2　建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査
3　建築物の用途、規模、構造等の現況調査
4　地下埋設物の調査
5　危険物貯蔵所等に関する調査
6　防災空間の整備拡大に関する調査

第２　公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであることから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

第３　公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。

したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

1　道路及び橋梁の耐震に関する調査
2　ため池の耐震に関する調査
3　河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第２節　火災の防止に関する調査研究

第１　地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。

したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査をする。

１　地震火災の拡大原因に関する調査
２　地震火災を最小限にくいとめる方法に関する調査

第２　大震火災に関する調査

地震時に予想される、同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、町の防災化対策に資する。

１　初期消火に関する調査
２　火災の拡大防止に関する調査

第３節　避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならず、指定した避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。

したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

１　避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
２　避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
３　避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
４　大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から、避難場所の安全性を確保するための調査

第 21 章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編 第２編 第 31 章「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準じる。

第 22 章　り災証明書の発行体制の整備

一般計画編 第２編 第 33 章「り災証明書の発行体制の整備」に準じる。

第３編　災害応急対策計画

第１章　災害対策本部等運用計画

（全部）

町内に大規模地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

なお、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

第１節　和束町災害警戒本部

災害対策本部設置以前の体制として、地震による被害等の状況を把握し、住民の避難活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、町長を本部長とする和束町災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

１　災害警戒本部の設置

京都地方気象台により、地震に関する情報が発表された際、又は町内に設置されている震度計によって震度４が観測された際、災害警戒本部を自動設置し、まず職員又は消防団員の責任者を直ちに監視に派遣した後、対策等の協議を行う。

２　設置基準

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

(1)　災害警戒本部１号配備（１号配備）

ア　町域で震度４を観測したとき

イ　その他町長が必要と認めたとき

(2)　災害警戒本部２号配備（２号配備）

ア　町域で震度５弱を観測したとき

イ　その他町長が必要と認めたとき

(3)　動　員

本部体制に要する動員については、本編第２章「動員計画」に定める。

３　災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

(1)　本部長の指示事項の伝達

(2)　関係機関との連絡調整

(3)　危険箇所の状況把握及び応急措置

(4)　被害状況の調査及び収集

(5)　被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

４　閉鎖基準

(1)　災害が発生するおそれが解消されたと認められるとき

(2)　災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

第２節　和東町災害対策本部

１　設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。

(1)　町域で震度５強以上を観測したとき

(2)　その他町長が必要と認めたとき

２　閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときに、総務課長、建設農政課長、環境衛生課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

第３節　和東町災害対策本部の組織等

１　災害対策本部の運用

(1)　和東町の災害に対する組織は、次のことを考慮のうえ直接応急対策活動に関係ある者で組織し、その他の者については動員要員とする。

ア　指揮命令系統を確立すること

イ　できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること

ウ　責任分担を明確にすること

(2)　災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとる。

(3)　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害対策本部室を設置する。災害対策本部室は、原則として和束町役場に設置する。

(4)　災害対策本部の各部の事務分掌は、【資料編　資料４　災害対策本部事務分掌】のとおりとする。

２　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、【資料編　資料３　災害対策本部組織図】のとおりとする。

また、各部の構成と事務分掌は、【資料編　資料４　災害対策本部事務分掌】のとおりとする。

なお、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む。）を行うため、特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

３　災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、【資料編　資料 11 災害対策本部の標識及び職員の証票】の標識及び腕章をつける。

第４節　職務・権限の代理

１　町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長（理事)、総務課長の順位で代理する。

２　各部長の代行は、各部においてあらかじめ指定した副部長が行う。

第５節　初動体制の方針

勤務時間外に町域で震度６弱以上を観測した場合など、職員の参集が極めて困難な状況でも、速やかに初動活動を開始するための体制を整備する。

１　町役場近隣居住の職員を事前に指名しておき、指名された職員は、速やかに登庁して災害対策本部を設置し、町域の被害状況の把握等、初動活動を開始する。

２　避難所の近隣に居住する職員を事前に指名しておき、指名された職員は、速やかに避難所を開設するとともに、周辺の被害状況、人命救助の必要性等を把握し、災害対策本部に連絡する。

第２章　動員計画

（全部）

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について必要な事項を定める。

第１節　災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

配備区分	状　　況	配備体制
１号配備 （11 人）	・震度４を観測したとき ・その他町長が必要と認めたとき	調整部　３人 消防部　２人 救助部　１人 医療衛生部　１人 農林商工部　１人 建設部　１人 調達部　１人 渉外部　１人
２号配備 （17 人）	・震度５弱を観測したとき ・その他町長が必要と認めたとき	調整部　５人 消防部　２人 救助部　３人 医療衛生部　１人 農林商工部　１人 建設部　２人 調達部　１人 渉外部　２人

※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができる。
※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応する。

第２節　災害対策本部の動員

第１　動員要請

１　動員の連絡系統

２　動員の方法

(1)　動員の連絡は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、１の連絡系統により行う。

(2)　勤務時間外の場合の動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基づいて行う。

３　動員の基準となる人数の設定

災害対策本部要員の動員は、次の３段階により、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて動員する。

動員区分	状　　況	配備体制
１号動員 (28 人)	・震度５強を観測したとき	調整部　８人 消防部　３人 救助部　７人 医療衛生部　２人 農林商工部　２人 建設部　２人 調達部　２人 渉外部　２人
２号動員 (59 人)	・震度５強を観測し、１号動員で対処できないとき	調整部　10 人 消防部　３人 救助部　８人 医療衛生部　14 人 農林商工部　５人 建設部　６人 調達部　８人 渉外部　５人
３号動員 (全員)	・町内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき ・震度６弱以上を観測したとき	全職員

※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができる。

※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応する。

第２　他機関に対する応援要請

１　府に対する応援要請

(1)　要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部長会議を招集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫し、本部長会議を招集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

(2)　要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

ア　災害の状況及び応援を求める理由

イ　応援を希望する機関名

ウ　応援を希望する人員、物資等

エ　応援を必要とする区域、機関

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要な事項

２　その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。

また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は、原則として文書で府知事に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

３　応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長があたり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

４　国による応援制度の活用

(1)　応急対策職員派遣制度

災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る「総括支援チーム」の派遣を要請する。

(2)　内閣府調査チーム

大規模な被害が想定される場合、府と連携して、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される「内閣府調査チーム」に支援を要請する。

第３章　通信情報連絡活動計画

（調整部、消防部、渉外部）

震災時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府及び防災関係機関との相互の効果的な通信の運用を図る。

第１節　通信施設の現況

一般計画編 第３編 第３章 第１節「通信施設の現況」に準じる。

第２節　災害情報、被害状況等の収集・報告

震災時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行う。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、府山城災害対策支部等に応援を求めて行う。

また、停電等により通信が途絶している場合には、衛星通信によるインターネット機器等の活用を図る。

第１　災害情報

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。

１　情報の収集

(1)　地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

(2)　火災情報

火災発生の通報は、通常、住民からの 119 番ダイヤルによる。

地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、若しくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。

また、府、自衛隊、府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

(3)　本部組織等による被害状況の把握

ア　各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、調整部長に報告する。

イ　被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報

を集約して、調整部長に報告する。

(ｱ)　人的被害
(ｲ)　住家被害
(ｳ)　非住家被害
(ｴ)　その他被害
(ｵ)　被災世帯数
(ｶ)　被害金額

ウ　本部長に報告する各種の情報は、調整部において収集整理する。

(4)　その他の災害情報

ア　その他の気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。

ただし、町内の雨量等については、府及び（一財）河川情報センター等からも情報を収集する。

イ　異常現象の発見及び通報

災害が発生し又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近いところに通報する。

(ｱ)　町役場
(ｲ)　警察署、交番、駐在所
(ｳ)　消防署、消防団

ウ　町長への通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた町職員又は消防団員は、直ちに総務課に通報する。総務課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに町長に通報する。

エ　関係機関への通報

町長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに府及び関係機関に通報する。

２　情報の報告

(1)　被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、【資料編　資料 17　被害程度の認定基準】の定めるところによる。

(2)　報告の要請及び内容

町域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。

ただし、町域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、報告する。

また、町が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変

更する。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合においても、町は直ちに府及び消防庁に報告する。

ア　報告の内容

(ｱ)　被害の概要

(ｲ)　町災害対策本部の設置状況

(ｳ)　避難指示等の発令の状況

(ｴ)　消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）

(ｵ)　応援要請状況

(ｶ)　要員及び職員派遣状況

(ｷ)　応急措置の概要

(ｸ)　救助活動の状況

(ｹ)　要望事項

(ｺ)　その他の状況

イ　報告の概要

アに掲げる事項が発生次第、その都度【資料編　資料 12　災害情報等の災害情報報告用紙（様式第１号)】により報告する。

なお、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

ウ　報告の処理

町長は、府木津副支部長を経由して知事に報告する。

第２　被害状況調査及び報告

被害状況の調査にあたっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は調整部においてとりまとめ、その都度府木津副支部及び関係機関に遅滞なく報告するものとする。

なお、人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら一元的に集約・調整を行うことから、町は、府と綿密に連携しながら情報提供・共有化を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

１　被害状況調査

(1)　概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速性を主とする。

(2)　状況調査

概況調査後は、被害又は応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

(3)　被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また、災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。

(4)　詳細調査

応急対策の活動状況若しくは衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

(5)　最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

(6)　被害程度の認定基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、【資料編　資料 17　被害程度の認定基準】を用いる。

２　被害状況報告

(1)　報告の種類及び内容

ア　災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、【資料編　資料 13　災害情報等の災害概況即報（第４号様式)】で報告する。

ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後１時間以内に報告する。

イ　被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、【資料編　資料 16　災害情報等の災害概況即報（様式第３号)】により報告する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

ウ　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に【資料編　資料 16　災害情報等の災害概況即報（様式第３号)】により報告する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ　被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って報告する。

オ　被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(2)　報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式第１号～３号により報告したものと見なし、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア　電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて、「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ　府防災行政無線（京都府衛星通信系防災情報システム）による場合

次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取り扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ｱ)　緊急要請

(ｲ)　災害対策本部指令及び指示

(ｳ)　応急対策報告

(ｴ)　被害状況報告

(ｵ)　その他災害に関する連絡

ウ　通信途絶時における措置

公衆電気電信、府防災行政無線等、いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

第３　報告の処理系統

町は、収集した情報を迅速に府木津副支部を通じて府災害対策本部に報告する。

第４　報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は 24 時間制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図る。

第５　関係機関との連絡

町内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第３節　通信手段の確保

一般計画編 第３編 第３章 第３節「通信手段の確保」に準じる。

第４章　災害広報広聴計画

一般計画編 第３編 第４章「災害広報広聴計画」に準じる。

第５章　災害救助法の適用計画

一般計画編 第３編 第５章「災害救助法の適用計画」に準じる。

第６章　消防活動計画

（消防部、相楽中部消防組合）

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第３編 第６章「消防活動計画」の定めるところによるものとする。

第１節　地震発生時の消防活動の基本方針

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されることから、消防活動の基本方針を次の３点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたる。

１　地震による火災の発生防止
２　地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
３　地震災害からの人命安全の確保

第２節　消防団の初動体制

震災時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、相楽中部消防組合消防本部の地震警備計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

１　出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

２　動員及び参集

地震時の動員は団長の事前命令として、被害が予測される時は自動発令とする。

団長及び消防団本部員は災害対策本部へ、分団長以下各分団の団員は各詰所へ参集する。

３　情報収集と活用

大規模な地震の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。

これに対応するため、消防団員個々が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るための消防活動を行う。

４　避難路の確保

地震災害の特質から、次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力して、その規制・誘導を行う。

(1)　自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。

(2)　火災発生状況、延焼拡大状況などにより、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

第７章　水防計画

（建設部、消防部）

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及び水防のための活動について計画する。

よって、一般計画編 第３編 第７章「水防計画」に準じるほか、震災時における活動内容を次のとおり定める。

第１節　水防組織

大地震発生時の町の水防活動は、町及び消防団の連携により行う。

第２節　水防活動

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

１　近畿地方整備局

大地震発生により直轄河川において浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

２　府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により府管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、直ちに町に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

３　水防管理団体（町）等

水防管理団体（町）は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき、又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、直ちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町村内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

第８章　避難に関する計画

（救助部）

災害発生時には、町民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

町民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、町から避難指示等が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、町は、町民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難指示等を発令し、周知を徹底する。

また、避難所の開設に当たっては、当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め、避難所内人数分が確保できない場合は要配慮者を優先する等、迅速かつ臨機応変に設置する。

なお、避難に関する計画は、一般計画編 第３編 第８章「避難に関する計画」に準じるが、特に地震が大規模である場合の避難所の開設について、次のとおり定める。

第１節　避難所の開設

避難所の開設については、特に災害が大規模である場合、次の事項に留意する。

１　職員の派遣

大規模地震の発生とともに、直ちに避難担当の職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

２　救護所の設置

直ちに一般社団法人相楽医師会、府に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

３　立入禁止区域の設定

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒との活動区域を区分し、学校機能の早期回復に配慮する。

４　要配慮者対策

高齢者や障がい者等の要配慮者のための場所を確保する。

【指定福祉避難所】

施設名	所在地	電話番号
和束町老人福祉センター	和束町大字白栖小字南半田６８－１	0774-78-2826
特別養護老人ホーム わらく	和束町大字釜塚小字縄手２５	0774-78-0165
和束町健康福祉交流センター（兼、指定避難所）	和束町大字釜塚小字生水 15	

５　仮設トイレの設置

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

６　避難者情報の把握

避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

７　長期化への対応

長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみ処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

さらに、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

８　女性への配慮

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

９　指定避難所外の被災者への対応

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

10　避難者の移動

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

11　その他の事項

(1)　避難地開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア　給水措置

イ　給食措置

ウ　毛布、寝具等の支給

エ　衣料、日用必需品の支給

(2)　避難地の管理に関する事項

ア　避難収容中の秩序保持

イ　避難者に対する災害情報の伝達

ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

第９章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編 第３編 第９章「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準じる。

第 10 章　食料及び生活必需品等供給計画

（調達部）

一般計画編 第 10 章「食料供給計画」及び同第３編 第 11 章「生活必需品等供給計画」に準じる。

さらに、大規模な地震が発生した場合の食料の確保、及び避難所における食料並びに生活必需品の供給、物資の集積場所等について、以下のとおり定める。

第１節　食料の確保

震災時における食料の供給については、避難所における備蓄の検討を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後３日間（７日分以上が望ましい。）被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられ、まず第１に発災後３日間（７日分以上が望ましい。）の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

第２節　避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

区　分	食　料	生活必需品
第一段階 （生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布（季節を考慮したもの）
第二段階 （心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 （自立心への配慮・援助）	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第３節　物資の集積場所

地震による災害が甚大である場合には、救援物資又は町内からの調達により食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所を定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行う。

第 11 章　給水計画

一般計画編 第３編 第 12 章「給水計画」に準じる。

第 12 章　施設の応急対策に関する計画

第１節　公共土木施設応急対策計画

（建設部）

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

第１　河川等施設

１　堤防、護岸の破壊や崩壊等については、応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行うとともに、移動ポンプ車等により内水の排除に努める。

また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や高水敷などを輸送路や避難地等に活用できるものについては、その空間確保に努める。

２　ダム管理者は、ダムの緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には、二次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、町と連携を図り、情報交換を行う。

３　砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

第２　道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難路及び緊急輸送を確保するため、道路法に基づき道路啓開及び災害復旧を国が代行できる制度や各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。

また、必要に応じ、府、国土交通省及び木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

なお、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は、次のとおりとする。

１　第２次緊急輸送道路

主要地方道木津信楽線

第２節　地震被災建築物応急危険度判定

（建設部）

地震等により、建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、地震活動による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行うことにより、居住者等に注意を喚起する。

第１　判定コーディネーター

地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）は、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

第２　支援要請

町は、大規模な地震が発生した場合、地震活動による家屋の倒壊等から住民の生命を保護するため、府に対し、地震被災建築物応急危険度判定を行う地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

１　派遣日数
２　派遣人数
３　地震被災建築物応急危険度判定を実施するにあたり、必要な資機材等
４　地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

第３　判定実施本部

１　判定実施本部の設置及び閉鎖

町は、地震被災建築物応急危険度判定を行うときは、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。

判定実施本部長には、災害対策本部副部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合、災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

２　判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、和束町役場とする。

３　報　告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

４　判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

(1)　地震被災建築物の被害状況の把握に関すること
(2)　判定実施計画の作成に関すること
(3)　判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
(4)　判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
(5)　その他判定実施本部長が必要と認めること

５　判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。

なお、判定実施本部には、判定コーディネーターを常駐させるものとする。

６　資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うにあたり、次の資機材等を用意する。

(1)　判定調査表
(2)　判定ステッカー
(3)　判定街区マップ
(4)　事務用品（ガムテープ、バインダー等）
(5)　携帯電話

７　保　険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、府が加入する保険を適用する。

事故の連絡を受けた場合、町は、速やかに府に報告する。

第３節　被災宅地危険度判定

（建設部）

地震等の災害により宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起する。

なお、判定士の人数が不足するなど、判定業務に支障が生じる場合は、必要に応じ、府に支援を要請する。

第４節　住　宅

一般計画編 第３編 第 13 章「住宅対策計画」に準じる。

第５節　危険物施設等

一般計画編 第３編 第 22 章「危険物等応急対策計画」に準じる。

第６節　鉄道施設応急対策計画

（西日本旅客鉄道㈱）

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって、二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

１　地震計が 40 ガル以上 80 ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は 25 ㎞/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を 25km/h 以下で徐行運転を継続することとする。

２　地震計が 80 ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

ただし、震度４以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに 25 ㎞/h 以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。

第７節　通信・放送施設

一般計画編 第３編 第 23 章「通信・放送施設応急対策計画」に準じる。

第８節　電気・上下水道施設

第１　電気施設

（関西電力送配電㈱）

１　対　応

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

２　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

３　災害時における広報

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

４　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第２　上下水道施設

一般計画編 第３編 第 24 章「電気・上下水道施設応急対策計画」に準じる。

第９節　農林水産施設

一般計画編 第３編 第 25 章「農林関係応急対策計画」に準じる。

第 10 節　社会福祉施設

一般計画編 第３編 第 30 章「社会福祉施設応急対策計画」に準じる。

第 13 章　医療助産計画

一般計画編 第３編 第 14 章「医療助産計画」に準じる。

第 14 章　保健衛生、防疫及び遺体の処置等活動計画

一般計画編 第３編 第 15 章「保健衛生、防疫及び遺体の処置等活動計画」に準じる。

第 15 章　救出救護計画

（医療衛生部、消防部）

被災者の救出計画は、一般計画編 第３編 第 16 章「救出救護計画」に準じる。

なお、地震が大規模であればあるほど、行政・消防機関による救出が遅れることが予想されることから、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう、各種防災施策を実施する。

具体的には、本編 第２編 第 14 章「住民及び自主防災組織活動計画」に定めるところによる。

第 16 章　災害地の応急対策に関する計画

第１節　障害物除去計画

一般計画編 第３編 第 17 章「障害物除去計画」に準じる。

第２節　公共土木施設

一般計画編 第３編 第 18 章「廃棄物処理計画」に準じる。

第 17 章　文教応急対策計画

（教育部）

一般計画編 第３編 第 19 章「文教応急対策計画」に準じる。

さらに、大規模地震発生の際に、特に対処が必要な事項について次のとおり定める。

第１節　事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教職員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。

そこで今後、次の事項について特に検討を行う。

１　避難所の運営における教職員の役割
２　児童生徒等の安否確認の方法
３　学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
４　避難所になった場合に必要な備品等の整備
５　授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第 18 章　輸送計画

（救助部）

地震災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って、具体的な対策を定める。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第３編 第 20 章「輸送計画」に準じるものとする。

第１節　輸送路の確保

大規模地震の発生時は交通規制の遅れ、道路の損壊及び倒壊物等による遮断などにより、輸送路の確保に困難を伴うことが予想される。

したがって、町は輸送路の確保のため、次の事項についてあらかじめ検討の上、速やかに実施を図る。

１　迅速な交通規制の実施のため、一般計画編 第３編 第 21 章「交通規制に関する計画」に定める交通規制の実施責任者との協議を行う。

２　災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急啓開道路を定め、業者への事前認識や連絡方法等を確立し、災害時は優先的に緊急啓開道路から啓開を図る。

第２節　府へのあっせん要請

町で確保する車両だけで不足する場合は、知事への調達のあっせんを求めるが、その手続きは、一般計画編に定めるとおりとし、府災害対策本部への連絡は、府山城災害対策支部（総務室）又は府山城災害対策副支部（地域総務防災課）を通じて行う。

第 19 章　交通規制に関する計画

一般計画編 第３編 第 21 章「交通規制に関する計画」に準じる。

第 20 章　労務供給計画

一般計画編 第３編 第 26 章「労務供給計画」に準じる。

第 21 章　自衛隊災害派遣要請計画

一般計画編 第３編 第 27 章「自衛隊災害派遣要請計画」に準じる。

第 22 章　職員派遣要請計画

一般計画編 第３編 第 28 章「職員派遣要請計画」に準じる。

第 23 章　義援金品受付配分計画

一般計画編 第３編 第 29 章「義援金品受付配分計画」に準じる。

第 24 章　要配慮者に係る対策計画

一般計画編 第３編 第 31 章「要配慮者に係る対策計画」に準じる。

第 25 章　環境保全に関する計画

一般計画編 第３編 第 32 章「環境保全に関する計画」に準じる。

第 26 章　ボランティア受入計画

一般計画編 第３編 第 33 章「ボランティア受入計画」に準じる。

第 27 章　文化財等の応急対策計画

一般計画編 第３編 第 34 章「文化財等の応急対策計画」に準じる。

第 28 章　り災証明書の発行計画

一般計画編 第３編 第 35 章「り災証明書の発行計画」に準じる。

第 29 章　応援受援計画

一般計画編 第３編 第 36 章「応援受援計画」に準じる。

第 30 章　社会秩序の維持に関する計画

一般計画編 第３編 第 37 章「社会秩序の維持に関する計画」に準じる。

第４編　災害復旧・復興計画

第１章　生活確保対策計画

一般計画編 第４編 第１章「生活確保対策計画」を準用する。

第２章　住宅復興計画

一般計画編 第４編 第５章「住宅復興計画」を準用する。

第３章　中小企業復興計画

一般計画編 第４編 第６章「中小企業復興計画」を準用する。

第４章　風評被害対策

一般計画編 第４編 第７章「風評被害対策」を準用する。

第５章　公共土木施設復旧計画

一般計画編 第４編 第２章「公共土木施設復旧計画」を準用する。

第６章　農林水産業施設災害復旧計画

一般計画編 第４編 第３章「農林水産業施設災害復旧計画」を準用する。

第７章　文教復旧計画

一般計画編 第４編 第８章「文教復旧計画」を準用する。

第８章　文化財等の復旧計画

一般計画編 第４編 第９章「文化財等の復旧計画」を準用する。

第９章　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

一般計画編 第４編 第４章「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」を準用する。

第 10 章　水道復旧計画

一般計画編 第４編 第11章「水道復旧計画」を準用する。

第 11 章　激甚災害の指定に関する計画

一般計画編 第４編 第10章「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第 12 章　災害復興対策計画

一般計画編 第４編 第12章「災害復興対策計画」を準用する。

第５編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総　則

（全部）

第１節　計画の方針

１　南海トラフ地震について

(1)　駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、おおむね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 160 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では、東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震は、それ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半（2035±10 年とも言われている。）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

(2)　東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。

そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

また、地震調査研究推進本部（文部科学省）の長期評価（算定基準日：令和７年１月１日、発表：令和７年１月 15 日）では、南海トラフ地震（マグニチュード８～９クラス）の 30 年以内発生確率は、前年の 70%～80%から 80%程度とされている。

【モデル検討会による震度想定】

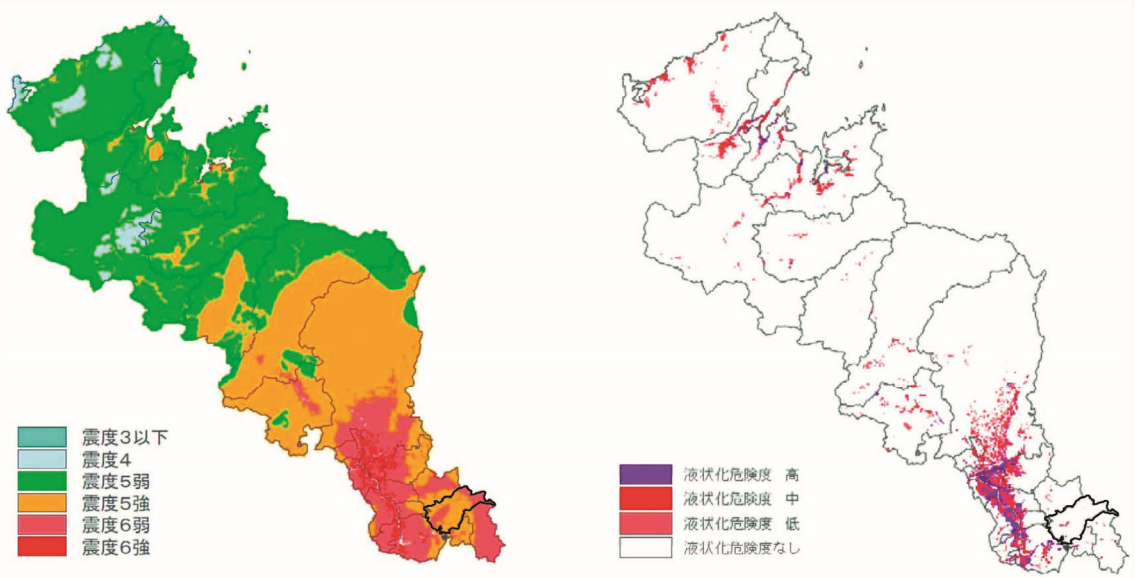

(3)　モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

(4)　平成 25 年 11 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(5)　中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は、推進地域の指定を行った。（平成 26 年３月 31 日内閣府告示第 21 号）

本町域においては、震度６弱以上の揺れが想定されているため、指定を受けたものである。

(6)　京都府は、平成 24 年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成 26 年６月に被害想定の整理を行っており、その結果は次表のように想定されている。

南海トラフ巨大地震被害想定

最大予測震度	人的被害				建物被害		
	死者数	負傷者数	要救助者数	短期避難者数	全壊	半壊・一部損壊	焼失建物
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	（棟）
６弱	－	40	－		20		－

（内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014 年）による）

(7)　中央防災会議防災対策実行会議の下に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討され、報告書が取りまとめられた。国は、この報告書を踏まえ、平成 31 年３月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」を策定した。

２　本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第５条の規定により、南海トラフ地震による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

３　計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加える。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、町地域防災計画 震災対策計画編（以下「震災編」という。）第１編 第２章に定めるところによる。

第２章　地域における防災力の向上

（全部）

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取り組みを推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取り組みだけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、住民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、住民、自主防災組織、ＮＰＯ、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり、女性の参画の促進に努める。

第１節　町のとるべき措置

町は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じる。

1　町長及び幹部に対する研修
2　防災担当組織の整備
3　情報伝達手段の充実
4　消防・救助資機材等の整備
5　防災訓練の実施
6　消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
7　防災関係機関と町民等との相互連携協力体制の確立
8　地域における防災活動拠点の整備
9　要配慮者に対する避難支援体制の確立
10　安全な避難地、避難施設等の確保
11　事業所等の防災活動活性化のための方策の検討

第２節　住民等のとるべき措置にかかる対策

町は、住民、防災活動組織及び事業所等と協力して、以下の措置が講じられるよう努める。

１　住民及び防災活動組織の対策

(1)　住宅等の耐震化の促進
(2)　家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
(3)　食料、飲料水等生活必需品の備蓄
(4)　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
(5)　各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
(6)　初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
(7)　防災訓練及び防災事業への参加
(8)　地域内事業所やＮＰＯ等との連携

２　事業所等の対策

(1)　施設等の耐震化及び安全対策の推進
(2)　必要物資の備蓄
(3)　従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
(4)　地域コミュニティとの連携
(5)　災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取り組みの維持

第３章　地震防災上必要な教育及び広報

（総務課、関係各課、消防団）

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、町は、住民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

第１節　教育・指導

１　防災関係機関における職員に対する教育

(1)　町は、職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施する。

なお、防災訓練の実施については、次章による。

ア　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ　地震及び津波に関する一般的知識

ウ　南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ　南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2)　防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

２　住民に対する防災知識の普及

町は、住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、また、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努める。

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2)　地震及び津波に関する一般的な知識

(3)　南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(4)　正確な情報の入手方法

(5)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(6)　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(7)　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(8)　居住者等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活

必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(9)　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

３　児童生徒等に対する教育

町及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1)　教育（防災訓練の実施を含む。）の内容

ア　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ　地震及び津波に関する一般的な知識

ウ　南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識

エ　応急手当の方法

オ　教職員の業務分担

カ　児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法

キ　学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法

ク　ボランティア精神

ケ　その他

(2)　教育・指導の方法

ア　教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育

イ　研修等を通じた教職員への防災教育

ウ　ＰＴＡ活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3)　その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第２節　広　報

町は、住民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

１　広報の内容

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報

(2)　地震及び津波に関する一般的情報

(3)　南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報

(4)　正確な情報の入手方法

(5)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(6)　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報

(7)　各地域における避難場所及び避難経路に関する情報

(8)　居住者等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(9)　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

２　広報の方法

(1)　講演会等の実施による広報

(2)　社会教育等を通じた広報

ア　社会教育施設における講座等を通じての広報

イ　ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報

ウ　その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報

(3)　広報媒体等による広報

ア　テレビ、ラジオ、新聞等による広報

イ　パンフレット等による広報

ウ　ホームページ等の情報通信環境による広報

エ　ビデオ、スライド等による広報

オ　その他の広報

(4)　移動式地震発生装置（起震車）等疑似体験装置等による広報

(5)　相談窓口の設置

３　広報時における留意事項

(1)　広報にあたっては、要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。

(2)　地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。

(3)　地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第４章　防災訓練

（総務課、関係各課、消防団）

南海トラフ地震等の大規模な地震を想定した防災訓練を震災編 第２編 第 14 章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、住民、関係機関との連携を図ることを特に配慮する。

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

（関係各課）

１　整備方針

町は、地震発生時における直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、南海トラフ地震法 第５条 第１項 第１号及び令第１条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

(1)　施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
(2)　災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
(3)　要配慮者に配慮する。
　　また、避難所等についてはユニバーサルデザイン仕様を検討する。

２　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画は、震災編 第２編 第１章 第 13 節の定めるところによる。

第６章　災害に強い安全なまちづくりの推進

（関係各課）

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第１節　住宅及び公共施設等の耐震化の推進

１　住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに、地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

(1)　住宅の耐震化に関する意識啓発
(2)　住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
(3)　耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
(4)　その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

２　公共施設等の耐震化の推進

(1)　防災上重要な施設の耐震化

町は、防災上重要な施設のリストを作成する。

(2)　道路・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等、耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

第２節　文化財保護対策の実施

文化財は、ひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

町内には、貴重な文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等の大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

１　文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。
(1)　建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止対策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
(2)　火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
(3)　消火・防災訓練の実施
(4)　発災後の安全な場所への迅速な移動

２　町は、府と連携して、震災対策計画編 第２編 災害予防計画 第 11 章 文化財防災計画に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープン

スペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

第３節　長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、町は、府と連携のもとに、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、府や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第４節　南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

１　南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
２　後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
３　先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施
４　先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施

第５節　帰宅困難者対策の推進

町は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。

また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第７章　関係者との連携協力の確保

（全部）

第１節　広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、府及び国と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成 26 年３月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討する。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、町内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討する。

１　被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄
２　他市町村との連携
３　広域災害に対応する輸送体制の整備
４　防災活動拠点の整備とネットワーク化

第２節　南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

町は、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、次のとおり対応する。

１　南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、次の条件により南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

なお、南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

※南海トラフ沿いのプレート間の固着状態の変化を示唆する可能性がある現象

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

２　町の当面の対応

町は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

第３節　防災体制に関する事項

１　災害対策本部等の設置及び要員参集体制

町長は、南海トラフ地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長（町長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代　理　者
1	副町長（理事）
2	総 務 課 長
3	税 住 民 課 長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編 第３編 第２章に定

めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

２　地震発生時の応急対策

町は、南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編第３編の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

(1)　被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、震災編 第３編 第３章に定めるところによる。

通信設備の被災により情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第 52 条の規定による非常通信経路【資料編　資料 18　非常無線通信経路図】による。

(2)　施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3)　二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

３　対策要員及び資機材、必要物資等の確保

町は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。

また、発災後速やかに、町が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

４　他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、【資料編　資料 24　災害時応援協定の締結一覧】に掲げるとおりである。

町は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

和束町地域防災計画

令和７年（2025 年）３月修正

発　行　和束町防災会議
事務局　和束町総務課
京都府相楽郡和束町釜塚生水 14-2
電　話　(0774)78-3001
ＦＡＸ　(0774)78-2799